

# 豊丘村地域防災計画

## 震災対策編

令和3年3月

豊丘村防災会議



## 第2編 震災対策編

### 第1章 総則

第1節	計画作成の趣旨	1
第2節	防災の基本方針	2
第3節	防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	4
第4節	防災面からみた豊丘村の概要	11
第5節	被害想定	14

### 第2章 災害予防計画

第1節	地震に強いまちづくり	(各課)	17
第2節	情報の収集・連絡体制計画	(各課) (風水害等対策編 第2章 第3節「情報の収集・連絡体制計画」を準用する)	
第3節	活動体制計画	(各課) (風水害等対策編 第2章 第4節「活動体制計画」を準用する)	
第4節	広域相互応援計画	(各課) (風水害等対策編 第2章 第5節「広域相互応援計画」を準用する)	
第5節	救助・救急・医療計画	(総務課・健康福祉課) (風水害等対策編 第2章 第6節「救助・救急・医療計画」を準用する)	
第6節	消防・水防活動計画	(総務課) (風水害等対策編 第2章 第7節「消防・水防活動計画」を準用する)	
第7節	要配慮者計画	(健康福祉課・社会福祉協議会) (風水害等対策編 第2章 第8節「要配慮者計画」を準用する)	
第8節	緊急輸送計画	(総務課・産業建設課) (風水害等対策編 第2章 第9節「緊急輸送計画」を準用する)	
第9節	障害物の処理計画	(産業建設課) (風水害等対策編 第2章 第10節「障害物の処理計画」を準用する)	
第10節	避難収容活動計画	(健康福祉課・教育委員会・保育園) 22	
第11節	孤立防止対策	(総務課・産業建設課・健康福祉課) (風水害等対策編 第2章 第12節「孤立防止対策」を準用する)	

第12節 食料品等の備蓄・調達計画	(総務課・健康福祉課)
(風水害等対策編 第2章 第13節「食料品等の備蓄・調達計画」を準用する)	
第13節 給水計画	(環境課)
(風水害等対策編 第2章 第14節「給水計画」を準用する)	
第14節 生活必需品の備蓄・調達計画	(総務課・健康福祉課)
(風水害等対策編 第2章 第15節「生活必需品の備蓄・調達計画」を準用する)	
第15節 危険物施設等災害予防計画	(総務課・飯田広域消防本部)
(風水害等対策編 第2章 第16節「危険物施設等災害予防計画」を準用する)	
第16節 電気施設災害予防計画	(電力会社)
(風水害等対策編 第2章 第17節「電気施設災害予防計画」を準用する)	
第17節 上水道施設災害予防計画	(環境課) 31
第18節 下水道施設災害予防計画	(環境課) 32
第19節 通信・放送施設災害予防計画	(総務課) 35
第20節 災害広報計画	(総務課)
(風水害等対策編 第2章 第21節「災害広報計画」を準用する)	
第21節 土砂災害等の災害予防計画	(産業建設課)
(風水害等対策編 第2章 第22節「土砂災害等の災害予防計画」を準用する)	
第22節 建築物災害予防計画	(総務課・産業建設課・教育委員会) 39
第23節 道路及び橋梁災害予防計画	(産業建設課) 42
第24節 河川施設災害予防計画	(産業建設課) 44
第25節 ため池災害予防計画	(産業建設課) 45
第26節 農林産物災害予防計画	(産業建設課) 46
第27節 二次災害の予防計画	(各課) 48
第28節 防災知識普及計画	(各課) 51
第29節 防災訓練計画	(総務課)
(風水害等対策編 第2章 第30節「防災訓練計画」を準用する)	
第30節 災害復旧・復興への備え	(各課)
(風水害等対策編 第2章 第31節「災害復旧・復興への備え」を準用する)	
第31節 自主防災組織等の育成	(総務課)
(風水害等対策編 第2章 第32節「自主防災組織等の育成」を準用する)	
第32節 企業防災に関する計画	(総務課・産業建設課)
(風水害等対策編 第2章 第33節「企業防災に関する計画」を準用する)	
第33節 ボランティア活動の環境整備計画	(健康福祉課・社会福祉協議会)
(風水害等対策編 第2章 第34節「ボランティア活動の環境整備計画」を準用する)	

第34節 災害対策基金等積立及び運用計画	（総務課）
（風水害等対策編 第2章 第35節「災害対策基金等積立及び運用計画」を準用する）	
第35節 風水害対策に関する調査研究及び観測	（総務課）
第36節 事業継続計画	（各課）
（風水害等対策編 第2章 第37節「事業継続計画」を準用する）	
第37節 観光地の災害予防計画	（総務課・産業建設課）
（風水害等対策編 第2章 第38節「観光地の災害予防計画」を準用する）	
第38節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	（総務課）
（風水害等対策編 第2章 第39節「住民及び事業者による地区内の防災活動の推進」を準用する）	

### 第3章 災害応急対策計画

第1節 災害情報の収集・連絡活動	（各課）
（風水害等対策編 第3章 第2節「災害情報の収集・連絡活動」を準用する）	
第2節 非常参集職員の活動	（各課）
（風水害等対策編 第3章 第3節「非常参集職員の活動」を準用する）	
第3節 広域相互応援活動	（総務課）
（風水害等対策編 第3章 第4節「広域相互応援活動」を準用する）	
第4節 ヘリコプターの運用計画	（総務課）
（風水害等対策編 第3章 第5節「ヘリコプターの運用計画」を準用する）	
第5節 自衛隊災害派遣活動	（総務課）
（風水害等対策編 第3章 第6節「自衛隊災害派遣活動」を準用する）	
第6節 救助・救急・医療活動	（総務課・消防団・健康福祉課）
（風水害等対策編 第3章 第7節「救助・救急・医療活動」を準用する）	
第7節 消防・水防活動	（総務課・消防団・産業建設課）
（風水害等対策編 第3章 第8節「消防・水防活動」を準用する）	
第8節 要配慮者に対する応急活動	（健康福祉課・社会福祉協議会）
（風水害等対策編 第3章 第9節「要配慮者に対する応急活動」を準用する）	
第9節 緊急輸送活動	（総務課・産業建設課・環境課）
（風水害等対策編 第3章 第10節「緊急輸送活動」を準用する）	
第10節 障害物の処理活動	（産業建設課）

(風水害等対策編 第3章 第11節「障害物の処理活動」を準用する)	
第11節避難収容活動	（各課） 61
第12節孤立地域対策活動	（各課）
(風水害等対策編 第3章 第13節「孤立地域対策活動」を準用する)	
第13節食料品等の調達供給活動	（健康福祉課）
(風水害等対策編 第3章 第14節「食料品等の調達供給活動」を準用する)	
第14節飲料水の調達供給活動	（環境課）
(風水害等対策編 第3章 第15節「飲料水の調達供給活動」を準用する)	
第15節生活必需品の調達供給活動	（健康福祉課）
(風水害等対策編 第3章 第16節「生活必需品の調達供給活動」を準用する)	
第16節保健衛生・感染症予防活動	（健康福祉課）
(風水害等対策編 第3章 第17節「保健衛生・感染症予防活動」を準用する)	
第17節行方不明者・遺体の捜索及び処置等の活動（消防団・健康福祉課・環境課）	
(風水害等対策編 第3章 第18節「行方不明者・遺体の捜索及び処置等の活動」を準用する)	
第18節廃棄物の処理活動	（環境課）
(風水害等対策編 第3章 第19節「廃棄物の処理活動」を準用する)	
第19節社会秩序の維持、物価安定等に関する活動	（総務課・産業建設課・環境課）
(風水害等対策編 第3章 第20節「社会秩序の維持、物価安定等に関する活動」を準用する)	
第20節危険物施設等応急活動	（総務課・環境課・飯田広域消防本部）
(風水害等対策編 第3章 第21節「危険物施設等応急活動」を準用する)	
第21節電気施設応急活動	（電力会社）
(風水害等対策編 第3章 第22節「電気施設応急活動」を準用する)	
第22節上水道施設応急活動	（環境課）
(風水害等対策編 第3章 第23節「上水道施設応急活動」を準用する)	
第23節下水道施設応急活動	（環境課）
(風水害等対策編 第3章 第24節「下水道施設応急活動」を準用する)	
第24節通信・放送施設応急活動	（総務課）
(風水害等対策編 第3章 第25節「通信・放送施設応急活動」を準用する)	
第25節災害広報活動	（総務課）
(風水害等対策編 第3章 第26節「災害広報活動」を準用する)	

第26節 土砂災害等応急活動	(総務課・産業建設課)
	(風水害等対策編 第3章 第27節「土砂災害等応急活動」を準用する)
第27節 建築物災害応急活動	(各課) 77
第28節 道路及び橋梁応急活動	(産業建設課)
	(風水害等対策編 第3章 第29節「道路及び橋梁応急活動」を準用する)
第29節 河川施設応急活動	(総務課・産業建設課)
	(風水害等対策編 第3章 第30節「河川施設応急活動」を準用する)
第30節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動	(各課) 80
第31節 ため池災害応急活動	(産業建設課)
	(風水害等対策編 第3章 第32節「ため池災害応急活動」を準用する)
第32節 農林産物災害応急活動	(産業建設課) 86
第33節 文教活動	(教育委員会) 88
第34節 飼養動物の保護対策	(産業建設課・環境課)
	(風水害等対策編 第3章 第35節「飼養動物の保護対策」を準用する)
第35節 ボランティアの受入れ体制	(健康福祉課・社会福祉協議会)
	(風水害等対策編 第3章 第36節「ボランティアの受入れ体制」を準用する)
第36節 義援物資・義援金の受入れ体制	(総務課・健康福祉課・社会福祉協議会)
	(風水害等対策編 第3章 第37節「義援物資・義援金の受入れ体制」を準用する)
第37節 災害救助法の適用	(総務課)
	(風水害等対策編 第3章 第38節「災害救助法の適用」を準用する)
第38節 観光地の災害応急対策	(産業建設課)
	(風水害等対策編 第3章 第39節「観光地の災害応急対策」を準用する)

## 第4章 災害復旧計画

第1節 復旧・復興の基本方針の決定	(各課)
	(風水害等対策編 第4章 第1節「復旧・復興の基本方針の決定」を準用する)
第2節 迅速な原状復旧の進め方	(各課)
	(風水害等対策編 第4章 第2節「迅速な原状復旧の進め方」を準用する)
第3節 計画的な復興	(各課)
	(風水害等対策編 第4章 第3節「計画的な復興」を準用する)
第4節 資金計画	(各課)

(風水害等対策編 第4章 第4節「資金計画」を準用する)

- 第5節 被災者等の生活再建等の支援…………… (各課)  
(風水害等対策編 第4章 第5節「被災者等の生活再建等の支援」を準用する)
- 第6節 被災中小企業等の復興…………… (産業建設課)  
(風水害等対策編 第4章 第6節「被災中小企業等の復興」を準用する)
- 第7節 被災した観光地の復興…………… (産業建設課)  
(風水害等対策編 第4章 第7節「被災した観光地の復興」を準用する)

## 第5章 東海地震等に関する事前対策活動（地震防災強化計画）

第1節 総則	95
第2節 東海地震に関連する情報及び警戒宣言発令時の活動体制	(各課) 96
第3節 情報収集伝達計画	(各課) 99
第4節 広報計画	(総務課) 105
第5節 避難活動等	(健康福祉課) 108
第6節 食料、生活必需品、飲料水の確保	(健康福祉課・環境課) 111
第7節 医療救護及び保健衛生活動計画	(健康福祉課) 113
第8節 児童生徒等の保護計画	(教育委員会・健康福祉課) 114
第9節 消防・救急救助等対策	(総務課) 115
第10節 村が管理又は運営する施設等の地震防災応急対策	(各課) 117
第11節 防災関係機関の講ずる措置	(関係機関) 119
第12節 売り惜しみ・買い占め等の防止	(産業建設課) 121
第13節 交通対策	(総務課・産業建設課) 122
第14節 緊急輸送	(総務課・産業建設課) 124
第15節 他機関に対する応援の要請	(総務課) 126
第16節 事業所等の対策計画	(事業者) 128
第17節 自主防災活動計画	(各課) 129
第18節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画・総務課・産業建設課	131
第19節 大規模な地震に係る防災訓練計画	(総務課) 132

## 第6章 南海トラフ地震臨時の運用（南海トラフ地震防災対策推進計画）

第1節 総則	133
第2節 南海トラフ地震臨時情報発表時の活動体制	(各課) 135

第3節	情報の収集伝達計画	（各課）	136
第4節	広報計画	（総務課）	137
第5節	災害応急対策をとるべき期間		138
第6節	避難対策等	（健康福祉課）	139
第7節	住民の防災対応		141
第8節	企業等対策計画		142
第9節	防災関係機関のとるべき措置	（関係機関）	145
第10節	関係機関との連携協力の確保	（総務課）	147
第11節	地震防災上必要な教育及び広報活動計画	（総務課）	148

## 第1章 総 則

### 第1節 計画作成の趣旨

#### 1 計画の目的

この計画は、村民生活に甚大な被害を及ぼすおそれのある大規模な地震に備え、対処するため、阪神・淡路大震災や新潟県中越地震、東日本大震災などの大規模地震の経験を教訓に、近年の社会構造の変化を踏まえ、村、県、公共機関、事業者及び村民が相互に協力し、総合的かつ計画的な防災対策を推進することにより、かけがえのない村民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

#### 2 計画の性格

この計画は、災害対策基本法第42条、大規模地震対策特別措置法第6条第2項の規定に基づき、豊丘村防災会議が作成する「豊丘村地域防災計画」の「震災対策編」として、大規模な地震災害に対処すべき事項を中心に定める。

なお、この計画は「長野県地域防災計画」と一体をなすものであり、この計画に定めのない事項は「長野県地域防災計画」に準ずる。

また、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条第2項の規定に基づく「推進計画」については、その定められるべき基本事項がこの「震災対策編」に含まれるため、「震災対策編」はこれら2つの計画を兼ねるものとする。

#### 3 計画の推進及び修正

この計画は、防災に係る基本的事項等を定めるものであり、各機関はこれに基づき実践的細部計画等を定め、その具体的推進に努める。

また、防災に関する学術的研究の成果や発生した災害の状況等に関する検討と併せ、その時々における防災上の重要課題を把握し、災害対策基本法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要に応じて修正を加え、本計画に的確に反映させていく。

## 第2節 防災の基本方針

### 第1 基本方針

この計画は、豊丘村の防災に関し、国・地方公共団体及びその他の公共機関等を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、災害予防、災害応急、災害復旧及びその他の必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的、計画的な防災行政の整備及び推進を図るものである。

#### 1 防災活動拠点の整備

核となる施設や設備の整備をはじめ、活動体制や組織づくり等の運営を積極的に支援する。

#### 2 防災情報の周知及び収集・伝達体制の確立

村民のおかれた環境を知らせるため、豊丘村の災害危険箇所の周知を図るとともに、防災情報の収集・伝達体制を整備し、避難情報や災害情報を迅速に地区村民へ提供する。

#### 3 避難場所の指定、誘導と収容体制の整備

区民会館、小・中学校、公園空地等の避難場所及び救護所の確保と管理、避難誘導及び収容体制等を含めた避難場所の検討並びに整備体制の充実を図る。

#### 4 防災意識の高揚と組織体制の整備

村民に対する防災知識の普及・広報活動を積極的に行うとともに、防災訓練を実施し、防災意識の高揚と地域の自主防災活動への参加を促す。

#### 5 要配慮者対策

家庭や地域ぐるみによる要配慮者の的確な把握や災害時の情報伝達、救助体制、避難場所の周知、誘導等これらの防災体制の確立を図る。

#### 6 活動体制の整備

災害の発生及びおそれのあるとき、職員の非常参集や情報収集連絡体制の確立、関係機関との緊密な連携に努める。

#### 7 緊急輸送体制の整備

災害発生時における緊急車両の通行を確保すべく、緊急交通路の選定と確保及び国・県の選定する緊急交通路との連携を強化する。

#### 8 地震防災対策

地震による災害から村民の生命、身体及び財産を確保するため、各施設等の整備にあたっては、地震災害に対処するための事業の実施を推進する。

## 9 広域連携

阪神・淡路大震災や新潟県中越地震、東日本大震災の教訓から、広域で発生した災害に対して、近接自治体間の相互協力・支援体制の構築を図る。

## 第2 計画の構成

この計画は、豊丘村で過去に発生した災害及び本村の地勢、気象、その他地域の特性から想定される災害に対し、以下の事項について定める。

### 1 総則

本計画策定の趣旨、基本方針、防災関係諸機関の処理すべき事務又は業務の大綱、前提条件等について定める。

### 2 災害予防計画

災害予防計画は、災害の発生を未然に防止するため、また効果的な災害応急・復旧のために、平素において実施すべき諸施策及び施設の整備等についての計画とする。

### 3 災害応急対策計画

災害応急対策計画は、災害が発生し、又は、発生するおそれがある場合において災害の拡大を防止するための計画とする。

### 4 復旧・復興計画

復旧・復興計画は、災害により被害を受けた施設の原形復旧にとどまらず、「災害に強いむら」を再構築するための計画とする。

### 5 東海地震に関する防災応急対策計画

東海地震の警戒宣言発令時に実施する地震防災応急対策について必要な事項を定めた計画とする。

### 6 南海トラフ地震に関する防災応急対策計画

南海トラフ地震臨時情報発表時に実施する地震防災応急対策について必要な事項を定めた計画とする。

## 第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

### 第1 実施責任

#### 1 村

防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、地域並びに住民等の生命、身体及び財産を保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

#### 2 県

市町村を包括する広域的地方公共団体として、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合調整を行う。

#### 3 指定地方行政機関

県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、自らの防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導助言等の措置をとる。

#### 4 指定公共機関及び指定地方公共機関等

その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

#### 5 自主防災組織

自治会を単位とする自主防災組織は、所属する区の自主防災組合と連携をとる。各区の自主防災組合は、村の災害対策本部と綿密な連携をとり、村災害対策本部の防災業務に協力する。

#### 6 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から地震予防体制の整備を図るとともに、災害時には、応急措置を実施する。また、村、県及びその他防災関係機関の防災活動に協力する。

#### 7 住民

住民は、日頃から大規模災害に備え、村、県、その他防災関係機関の実施する防災活動に参加・協力するとともに、「自らの命は自らが守る」という意識のもとに積極的に自主防災活動を行う。

## 第2 処理すべき事務又は業務の大綱

### 1 村

- (1) 村防災会議、村警戒本部及び村災害対策本部に関すること。
- (2) 防災施設の新設、改良等整備に関すること。
- (3) 被災施設の応急措置及び復旧に関すること。
- (4) 地震情報等に関する伝達、地震災害の情報収集及び被害調査に関すること。
- (5) 避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示（緊急）に関すること。
- (6) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。
- (7) 地震災害時における保健衛生、文教及び交通対策に関すること。
- (8) 救助物資及び災害対策用資機材の備蓄及び調達に関すること。
- (9) 地震防災に関する調査研究、訓練の実施、教育及び広報に関すること。
- (10) 公共的団体及び自主防災組織の育成に関すること。
- (11) その他地震防災に関すること。

### 2 県

- (1) 県防災会議、県警戒本部及び県災害対策本部に関すること。
- (2) 防災施設の新設、改良等整備に関すること。
- (3) 被災施設の応急措置及び復旧に関すること。
- (4) 地震情報等に関する伝達、地震災害の情報収集及び被害調査に関すること。
- (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。
- (6) 地震災害時における保健衛生、文教、治安及び交通対策に関すること。
- (7) 地震防災に関する調査研究、訓練の実施、教育及び広報に関すること。
- (8) 自衛隊の地震災害派遣要請に関すること。
- (9) その他地震防災に関すること。

### 3 指定地方行政機関

- (1) 関東管区警察局
  - ア 管区内各県警察の実施する災害警備活動の連絡調整に関すること。
  - イ 他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携に関すること。
  - ウ 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関すること。
  - エ 地震災害時における管区内各県警察の相互援助の調整に関すること。
- (2) 関東財務局（長野財務事務所）
  - ア 地方公共団体に対する資金の融通あっせんに関すること。
  - イ 地震災害時における金融機関の緊急措置の指示に関すること。
- (3) 関東信越厚生局
  - ア 管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること。
  - イ 関係機関との連絡調整に関すること。

## (4) 関東農政局（長野支局）

- ア 地震災害時における食料の供給等に関すること。
- イ 自ら管理又は運営する施設、設備に関すること。
- ウ 農林漁業関係金融機関に対する金融業務の円滑な実施のための指導に関すること。
- エ 地震防災上整備すべき地すべり防止施設、農業用排水施設並びに農地の保全に係る施設等の整備に関すること。

## (5) 関東経済産業局

- ア 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること。
- イ 被災商工鉱業者の業務の正常な運営の確保に関すること。
- ウ 被災中小企業の振興に関すること。

## (6) 中部経済産業局

- 電気の供給の確保に必要な指導に関すること。

## (7) 北陸信越運輸局

- 災害時における船舶、鉄道及び自動車による輸送のあっせん並びに船舶及び自動車による輸送の確保に関すること。

## (8) 東京管区気象台（長野地方気象台）

- ア 地震情報、南海トラフ地震臨時情報等に関連する情報等の通報に関すること。
- イ 防災防災知識の普及に関すること。
- ウ 地震災害防止のための統計調査に関すること。

## (9) 国土交通省中部地方整備局(天竜川上流河川事務所、天竜川ダム統合管理事務所、飯田国道事務所)

管轄する河川、道路について計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行う。

## ア 災害予防

- (ア) 所管施設の耐震性の確保
- (イ) 応急復旧用資機材の備蓄の推進
- (ウ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施
- (エ) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の制定
- (オ) 関係機関との連携による災害に強い地域づくりの計画の策定

## イ 応急・復旧

- (ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施
- (イ) 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保
- (ウ) 所管施設の緊急点検の実施
- (エ) 緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施

## ウ 警戒宣言発令時

- (ア) 警戒宣言、地震予知情報等の迅速な伝達
- (イ) 地震災害警戒体制の整備
- (ウ) 人員・資材等の配備・手配
- (エ) 緊急輸送道路確保のための交通規制に対する協力
- (オ) 道路利用者に対する情報の提供

(10) 信越総合通信局

- ア 災害時における通信・放送の確保に関すること。
- イ 非常通信に関すること。
- ウ 非常災害時における臨時災害放送局の開局等の臨機の措置に関すること。
- エ 災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用機器の貸出に関すること。

(11) 長野労働局

- ア 事業場における自主的な避難、救助等の教育訓練に関すること。
- イ 被災労働者及び被災事業主に対する応急対策の実施に関すること。

(12) 中部森林管理局

- ア 地震防災上の治山事業の充実及び保安林の整備、管理の適正化に関すること。
- イ 地震にともなう林野火災の予防及び発生時の応急措置に関すること。
- ウ 地震災害応急対策用材の供給に関すること。

(13) 中部地方環境事務所

- ア 有害物質の漏洩及び石綿の飛散防止に関すること。
- イ 災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進に関すること。

(14) 関東地方測量部

- ア 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること。
- イ 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること。

4 南信州広域連合（飯田広域消防本部）

- (1) 消防、水防、その他応急措置に関すること。
- (2) 村の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること。
- (3) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。
- (4) その他消防本部の掌握事務についての防災対策に関すること。

5 長野県警察本部（飯田警察署）

- (1) 災害情報の収集、伝達及び広報に関すること。
- (2) 治安の確保及び交通の規制に関すること。
- (3) 被災者の救出及び避難誘導に関すること。
- (4) 遺体（行方不明者）の捜索及び検死に関すること。

6 陸上自衛隊第13普通科連隊（松本駐屯部隊）

- (1) 災害時における人命又は財産の保護のための応急救援活動に関すること。
- (2) 災害時における応急復旧活動に関すること。

## 7 指定公共機関

- (1) 東日本電信電話（長野支店）、N T T ドコモ（長野支店）、K D D I、ソフトバンク
  - ア 電気通信設備の保全に関すること。
  - イ 災害非常通話の確保及び気象警報の伝達に関すること。
- (2) 中部電力パワーグリッド（飯田営業所）
  - ア 電力施設の保全、保安に関すること。
  - イ 電力の供給に関すること。
- (3) 日本銀行（松本支店）
  - ア 金融機関の支払いに対する現金の準備に関すること。
  - イ 損傷通貨の引換に関すること。
- (4) 日本赤十字社（長野県支部）
  - ア 医療、助産等救助、救護に関すること。
  - イ 災害救助等の奉仕者の連絡調整に関すること。
  - ウ 義援金の募集に関すること。
- (5) 日本放送協会（長野放送局）
  - 災害情報等災害広報に関すること。
- (6) 日本通運株式会社（飯田支店）
  - 災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の協力に関すること。
- (7) 日本郵便信越支社
  - ア 災害時における郵便業務の確保、郵便業務に係る災害対策特別事務取扱い及び援護対策等に関すること。
  - イ 災害時における窓口業務の確保に関すること。

## 8 指定地方公共機関

- (1) ガス会社
  - ア ガス施設の保全、保安に関すること。
  - イ ガスの供給に関すること。
- (2) 旅客自動車運送事業者（信南交通株式会社）
  - 災害時における旅客自動車による避難者の輸送の協力に関すること。
- (3) 長野県トラック協会飯田支部
  - 災害時における貨物自動車による救助物資などの輸送の協力に関すること。
- (4) 放送事業者（信越放送、長野放送、テレビ信州、長野朝日放送、長野FM放送）
  - 気象予報及び警報・注意報その他、災害情報等広報に関すること。
- (5) 長野県情報ネットワーク協会
  - 天気予報及び気象警報・注意報その他、災害情報等広報に関すること。
- (6) 長野県エルピーガス協会飯伊支部
  - 液化石油ガスの安全に関すること。

(7) 長野県建設業協会

災害時における公共施設の応急対策業務の協力に関すること。

(8) 長野県社会福祉協議会（豊丘村社会福祉協議会）

災害ボランティアに関すること。

9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

(1) 飯田環境センター

災害時における清掃対策及び粗大ゴミ処理施設の災害対策に関すること。

(2) 農業協同組合（みなみ信州農業協同組合・豊丘支所）

ア 県、村が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。

イ 農作物の災害応急対策の指導に関すること。

ウ 被災農家に対する融資、あっせんに関すること。

エ 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関すること。

オ 農産物の需給調整に関すること。

(3) 飯伊森林組合

ア 県、村が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。

イ 被災組合員に対する融資、あっせんに関すること。

ウ 木材の供給と物資のあっせんに関すること。

(4) 下伊那漁業協同組合

ア 県、村が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。

イ 被災組合員に対する融資、あっせんに関すること。

(5) 豊丘村商工会

ア 県、村が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。

イ 被災組合員に対する融資、あっせんの協力に関すること。

ウ 災害時における物価安定の協力に関すること。

エ 救助物資、復旧資材の確保、あっせんの協力に関すること。

(6) 飯伊地区包括医療協議会（飯田医師会、飯田下伊那歯科医師会、飯田下伊那薬剤師会等）

ア 災害時における医療助産等救護活動の実施に関すること。

イ 災害時における救護活動に必要な医薬品及び医療機材の提供に関すること。

(7) 病院等医療施設の管理者

ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。

イ 災害時における収容者の保護及び誘導に関すること。

ウ 災害時における病人等の収容及び保護に関すること。

エ 災害時における被災負傷者の治療及び助産に関すること。

(8) 社会福祉施設の管理者

ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。

イ 災害時における入所者の保護及び誘導に関すること。

(9) 金融機関

被災事業者等に対する資金融資に関すること。

(10) 危険物施設及び高圧ガス施設の管理者

ア 安全管理の徹底に関すること。

イ 防護施設の整備に関すること。

(11) 自主防災組織等

ア 村が行う災害応急対策の協力に関すること。

イ 被災者の救助活動及び義援金品の募集等の協力に関すること。

ウ 避難者の誘導及び救出救護の協力に関すること。

エ 被災者に対する炊き出し、救援物資の配給及び避難所内の運営業務等協力に関するこ

オ 被災者状況調査、広報活動等災害対策業務全般についての協力に関するこ

カ 自主防災活動の実施に関するこ

## 第4節 防災面からみた豊丘村の概要

### 第1 自然的条件

#### 1 地形

豊丘村は、長野県下伊那郡の北部、伊那谷を南北に流れる天竜川の東岸に位置し、東は伊那山脈を境として大鹿村、上村に続き、南は高闘山境に喬木村に接している。また、西は天竜川を隔てて高森町、松川町に相対し、北は間沢川を挟んで松川町生田に接している。総面積は76.85 km<sup>2</sup>で、東西10.5 km、南北7.5 kmの地形は、山林がほぼ80%を占め、集落の形成は天竜川沿岸の下段地域、河岸段丘を重ねる中段地域及び山間地帯に大別される。

地質は、天竜川の沖積地帯（下段）、伊那層上に火山灰を堆積した洪積台地（中段）、花崗岩の基盤上の砂質土で覆った山間地帯（上段）から成っており、伊那山脈を源に発する壬生沢川、虻川、漆沢川、芦部川、寺沢川、市の沢川、間沢川の一級河川が、いずれも段丘を横断して渓谷をつくり、天竜川に注ぐなど起伏に富んでいる。

#### 2 気候

豊丘村の気候は、内陸部に位置することから東日本区の中央高原区に属しているが、表日本東海型気候を混有する特異な地帯で、気温の日格差が大きいのが特徴である。

四季の変化が明瞭で、年間の降水量は1,670mm。梅雨期、秋霜期に集中しており、冬は比較的温暖で雪が少ない。

山間盆地としては住みよい気候であるが、年平均気温は天竜川沿岸が比較的暖かく、山間地は標高が高くなるにつれて順次気温は低くなる。

### 第2 社会的条件

#### 1 人口分布

豊丘村の人口は、約6,500人であり、減少傾向にある。人口密度は1 km<sup>2</sup>あたり約85人であり、天竜川に沿う平坦地（主に河野区、田村区、林区、伴野区）を中心に集中しており、当該4地区で人口の約9割を占めている。

また、高齢者（65歳以上）の総人口に占める割合は31.8%（平成27年国勢調査）であり、高齢化が進んでいる。

人口と世帯数の推移（国勢調査による）

年 代	世帯数(戸)	人口総数(人)	人口密度(人)
平成2年	1,812	7,254	94.5
平成7年	1,861	7,170	93.3
平成12年	1,939	7,221	94.0
平成17年	1,986	7,068	92.0
平成22年	2,000	6,819	88.7
平成27年	2,054	6,592	85.7

豊丘村高齢者人口推移（国勢調査による）

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
0～14歳	18.3%	16.8%	16.2%	15.3%	14.1%	14.3%
	1,330	1,205	1,166	1,081	963	944
15～64歳	60.9%	58.3%	56.6%	55.8%	55.7%	53.9%
	4,413	4,177	4,089	3,946	3,796	3,554
65歳以上	20.8%	24.9%	27.2%	28.9%	30.2%	31.8%
	1,511	1,788	1,966	2,041	2,060	2,094
合 計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	7,254	7,170	7,221	7,068	6,819	6,592

## 2 道路の位置等

道路は、地形的な制約から扇状に展開し、そのほとんどが山間部を走っている。村の天竜川沿岸地帯を主要地方道の県道伊那生田飯田線及び村道竜東一貫道路が南北に通り、それに直交して県道市田停車場線が通っており、また、河岸段丘地帯を広域農道が南北に通過し、この4路線が村の広域道路体型の骨格となっている。

幹線道路としては上記のほかに、村道黒谷線、佐原線、福島線、壬生沢線、県道長沢田村線がある。

## 第3 豊丘村の災害履歴

### ○ 地震災害履歴

年代（西暦）	月	規 模	被 害 内 容
永享5年(1433)	9	M 7 <	相模湾付近が震源の地震。天龍村坂部では、地割れができた。
明応7年(1498)	8	M 8 . 4	東海沖の巨大地震で、下伊那でも被害があったと考えられる。
天正13年(1586)	1	M 7 . 8	天正地震。複数震源の直下型巨大地震で、下伊那でも土砂災害があった。
寛文2年(1662)	5	M 7 . 6	琵琶湖付近が震源の直下型地震で、信濃でも被害があった。
元禄16年(1703)	11	M 8 . 0	元禄地震。相模湾が震源。伊那谷でも倒壊家屋あり。
宝永4年(1707)	10	M 8 . 4	東南海沖震源の最大級の地震。飯田の被害は歴史上最大。落石等多数発生。
享保3年(1718)	7	M 7 . 0	遠山地震。南信濃村付近が震源。山崩、跳び石で死者50余。中央構造線の活動。
享保10年(1725)	7	M 6 . 5	諏訪、高遠付近が震源。遠山地震と同様に中央構造線の活動による。
安政1年(1854)	11	M 8 . 4	安政東海地震。飯田で死者34人。32時間後に安政南海地震発生。
明治24年(1891)	10	M 8 . 0	濃尾地震。最大級の直下型地震。飯田でも地面に亀裂など。山崩れ多数。
大正12年(1923)	9	M 7 . 9	関東大震災。飯田地方で壁に亀裂。
昭和19年(1944)	12	M 7 . 9	東南海地震。飯田は震度4。落石で飯田線が不通になった。

※M=マグニチュード

(資料：豊丘村防災アセスメント調査報告書)

## ○ 風水害履歴

年代（西暦）	月	被 害 内 容
昭和36年(1961)	6	梅雨前線豪雨により死者3名。全半壊家屋43戸、流失家屋25戸。
昭和42年(1967)	7	台風10号による風水害により、農業用施設に災害。
昭和43年(1968)	8	台風10号により公共土木施設等に災害。
昭和44年(1969)	8	台風7号により公共土木施設等に災害。
昭和45年(1970)	6	梅雨前線集中豪雨により、土砂が流入した家屋3戸。
昭和46年(1971)	7	台風13号により、公共土木施設等に災害。
昭和47年(1972)	7	台風6号により、公共土木施設等に災害。
昭和48年(1973)	6	梅雨前線集中豪雨により、公共土木施設等に災害。
昭和49年(1974)	7	台風14号により、公共土木施設等に災害。
昭和52年(1977)	6	大雨降ひょうにより、農業用施設等に被害。
昭和54年(1979)	9	台風16号により、農作物に被害。
昭和56年(1981)	7	雷雨集中豪雨による災害。
昭和56年(1981)	10	10月豪雨による災害。
昭和57年(1982)	8	台風10号による風水害。
昭和57年(1982)	9	台風18号による風水害。
昭和58年(1983)	9	台風10号により、全半壊家屋21戸。

(資料：豊丘村防災アセスメント調査報告書)

## 第5節 被害想定

### 第1 基本的な考え方

長野県に被害を及ぼすと考えられる地震は、県内あるいは隣接地域で起こる内陸性地震（直下型）と、東海沖等に起こるプレート境界型地震がある。長野県において最近発生したものとしては、長野県北部地震（2011年）、長野県神城断層地震（2014年）があげられる。

本計画において想定する地震は、平成25、26年度の2か年で実施した長野県地震被害想定調査の結果に基づき、予測される被害量や被害の様相、さらには地震対策の方向性について本計画における災害予防計画、災害応急活動、災害復旧対策計画等の基礎資料とするものである。

### 第2 想定地震

#### 1 地震動等の予測

長野県における主要都市の被害が甚大になると想定される地震は、以下のように推計されている。

##### ○ 想定地震の諸元

震源諸元 想定地震		マグニチュード	長さ (km)	傾斜角 (最大)	位置等
1	長野盆地西縁断層帶 (信濃川断層帶)	7.8	58	45° W	飯山市～長野市
2	糸魚川-静岡構造線断層帶	全体	8.5	150	小谷村～富士見町
		北側	8.0	84	
		南側	7.9	66	
3	境峠・神谷断層帶	7.6	47	90°	松本市～伊那市
4	木曽山脈西縁断層帶	7.5	40	90°	木曽町～南木曽町
5	阿寺断層帶	7.8	60	90°	岐阜県
6	伊那谷断層帶	8.0	79	70° W	辰野町～平谷村
7	東海地震	8.0	115	34° W	石橋モデル
8	南海トラフ地震	9.0	670 (全域)	30°	駿河湾南方～四国沖

#### 2 物的・人的被害想定結果

被害想定を実施した地震は、地震動・液状化危険度を求めた6地震となっている。地震動の大きさは、各地震とも想定値に幅を持つものであるが、次表の被害想定は代表値により算定されている。

## ○ 被害想定結果（豊丘村）

項目	想定地震 長野盆地 西縁断層帶 (信濃川断層帶)	糸魚川-静岡構造線断層帶			伊那谷 断層帶	阿寺断層帶	木曽山脈西 縁断層帶
		全体	北側	南側			
国による 地震発生確率 (30年以内)	ほぼ0%	14%			ほぼ0%	北部 6~11% 南部 ほぼ0%	北部 ほぼ0% 南部 0~4%
規模 (マグニチュード)	7.8	8.5	8.0	7.9	8.0	7.8	7.5
最大震度	3	5強	3	5強	6強	5強	5強
人的被害	死者	0人	わずか	0人	わずか	わずか	わずか
	重傷者	0人	わずか	0人	わずか	30人	わずか
	負傷者	0人	わずか	0人	わずか	50人	10人
	避難者	0人	30人	0人	30人	880人	10人
建築物被害	全壊	0棟	わずか	0棟	わずか	60棟	わずか
	半壊	0棟	わずか	0棟	わずか	500棟	わずか

項目	想定地震 境峰・ 神谷断層帶	東海地震	南海トラフ地震	
			基本	陸側
国による 地震発生確率 (30年以内)	0.02~13%	60~70%		
規模 (マグニチュード)	7.6	8.0	9.0	9.0
最大震度	5弱	6弱	6弱	6弱
人的被害	死者	わずか	わずか	わずか
	重傷者	わずか	わずか	50人
	負傷者	わずか	わずか	90人
	避難者	わずか	80人	170人
建築物被害	全壊	0棟	わずか	60棟
	半壊	0棟	20棟	40棟
				510棟

※ 値はいづれも、いくつかのケースの中の最大値

※ 出典：第3次長野県地震被害想定調査報告書

## 第2章 災害予防計画

### 第1節 地震に強いむらづくり

【各 課】

#### 第1 基本方針

本村における構造物、施設等について、防災基本計画によるほか、地震防災基本計画、南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づき、耐震性の確保を図るとともに、地震防災緊急事業計画を作成し、それに基づく事業の推進を図り、地域の特性に配慮しつつ、地震に強いむらづくりを行う。

また、地震防災施設の整備にあたっては、大規模地震も考慮し、効果的かつ重点的な予防対策の推進を図るとともに、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮する。

#### 第2 主な取組み

- 1 地震等の耐震性の確保、村土保全機能の増進等地震に強い村土を形成する。
- 2 地震に強い都市構造の形成、建築物の安全性、ライフライン施設等の機能の確保等地震に強いむらづくりを推進する。

#### 第3 計画の内容

##### 1 地震に強い村土づくり

###### (1) 現状及び課題

伊那谷は、東は南アルプス、西は中央アルプスとに挟まれた地域で伊那盆地といわれ、盆地にはアルプスから流出した砂、礫、泥が堆積した沖積層をつくっている。その上には火山灰によるローム層をのせている。

その後、断層の動きで河岸段丘が成立し、アルプスから流れ出す川によって典型的な田切り地形を形成している。

過去、地震被害の記録はないが、伊那谷には多くの活断層があり、将来直下型地震による大きな被害が予想されるため、地震災害に強い安全な村土の形成に取り組む必要がある。

###### (2) 実施計画

###### ア 【村が実施する計画】

- (ア) 総合的、広域的な計画の策定に際しては、地震災害から村土及び住民の生命、身体及び財産を保護することに十分配慮する。
- (イ) 基幹的な交通・通信施設等の整備にあたっては、各施設等の耐震設計やネットワークの充実などにより耐震性の確保に努める。
- (ウ) 地すべり、がけ崩れ防止などによる土砂災害対策の推進及び森林などの村土保全機能の維持増進を図るとともに、構造物、施設等の耐震性に十分配慮する。

- (エ) 関係機関・住民等と一体となった、効果的・効率的な地震防災対策を推進する。
- (オ) 老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

**イ 【関係機関が実施する計画】**

主要な鉄道、道路等の基幹的な交通・通信施設等の整備にあたっては、各施設等の耐震設計やネットワークの充実などにより、耐震性の確保に努める。

## 2 地震に強いむらづくり

### (1) 現状及び課題

都市化の進展、建築物の高層化や多様化、ライフライン等への依存度の増大により、地震の及ぼす被害は多様化しており、一層地震に強い都市構造、建築物の安全化、ライフライン施設の耐震化に配慮したむらづくりが必要となっている。

### (2) 実施計画

**ア 【村が実施する計画】**

**(ア) 地震に強い都市構造の形成**

- a 避難路、緊急輸送路など、防災上重要な経路を構成する道路について災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行う。
  - b 幹線道路、都市公園、河川など、骨格的な都市基盤整備及び土地区画整理事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化等により地震に強い都市構造の形成を図る。
- なお、事業の実施にあたっては、効率的・効果的に行われるよう配慮する。

- c 不特定多数の者が利用する施設等における安全確保対策及び災害発生時の応急対策の整備、利用者への情報伝達体制・避難誘導体制の整備を強化する。

**(イ) 建築物の安全化**

- a 不特定多数の者が利用する建築物並びに学校及び医療機関、要配慮者利用施設等の応急対策上重要な建築物について、耐震性の確保に特に配慮する。  
特に防災拠点となる公共施設等の耐震化について、計画的かつ効果的な実施に努める。
- b 住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。
- c 既存建築物の耐震診断・耐震補強等を促進する施策を積極的に実施する。
- d 建築物の落下対策及びブロック塀、家具の転倒防止対策等の安全化を図る。
- e 災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。
- f 指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

## (ウ) ライフライン施設等の機能の確保

- a 上下水道、廃棄物処理施設等の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。
- b 関係機関と密接な連携を取りつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備を図る。
- c コンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じる。

## (エ) 地質、地盤の安全確保

- a 施設の設置にあたっては、崩落、軟弱、液状化等による災害の発生を防止する対策を適切に実施するほか、大規模開発にあたって十分な連絡・調整を図る。
- b 個人住宅等の小規模建築物についても、地質、地盤に対応した基礎構造等について普及を図る。

## (オ) 危険物施設等の安全確保

危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設やボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的実施等を促進する。

## (カ) 災害応急対策等への備え

- a 災害時の対応を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員、住民個々の防災力の向上を図るとともに、人的ネットワークの構築を図る。
- b 指定緊急避難場所、指定避難場所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進にあたり、公共用地等の活用を図る。
- c 県、他市町村との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努める。

また、協定締結などの連携強化にあたっては、実効性の確保に留意する。

- d 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努める。

## イ 【飯田広域消防本部が実施する計画】

危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設やボイラー施設等の災害に対する安全性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的実施等を促進する。

## ウ 【関係機関が実施する計画】

## (ア) 地震に強い都市構造の形成

不特定多数の者が利用する施設等における安全確保対策及び災害発生時の応急対策の整備、利用者への情報伝達体制・避難誘導体制の整備を強化する。

## (イ) 建築物の安全化

不特定多数の者が利用する建築物並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な建築物について、耐震性の確保に特に配慮する。

## (ウ) ライフライン施設等の機能の確保

- a 電気、ガス、電話等の施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

- b 関係機関と密接な連携を取りつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備を図る。
  - c コンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組みを促進する。
- (エ) 地質、地盤の安全確保
- 施設の設置にあたっては、崩落、軟弱、液状化等による災害の発生を防止する対策を適切に実施するほか、大規模開発にあたって十分な連絡・調整を図る。
- (オ) 危険物施設等の安全確保
- 危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設やボイラーラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的実施等を促進する。
- (カ) 災害応急対策等への備え
- a 次章以降に掲げる、地震が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員個々の防災力の向上を図る。
  - b 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努める。
- また、協定締結などの連携強化にあたっては、実効性の確保に留意する。

## 第2節 情報の収集・連絡体制計画

【各 課】

風水害等対策編第2章第3節「情報の収集・連絡体制計画」を準用する。

## 第3節 活動体制計画

【各 課】

風水害等対策編第2章第4節「活動体制計画」を準用する。

## 第4節 広域相互応援計画

【各 課】

風水害等対策編第2章第5節「広域相互応援計画」を準用する。

## 第5節 救助・救急・医療計画

【総務課・健康福祉課】

風水害等対策編第2章第6節「救助・救急・医療計画」を準用する。

## 第6節 消防・水防活動計画

【総務課】

風水害等対策編第2章第7節「消防・水防活動計画」を準用する。

## 第7節 要配慮者計画

【健康福祉課・社会福祉協議会】

風水害等対策編第2章第8節「要配慮者計画」を準用する。

## 第8節 緊急輸送計画

【総務課・産業建設課】

風水害等対策編第2章第9節「緊急輸送計画」を準用する。

## 第9節 障害物の処理計画

【産業建設課】

風水害等対策編第2章第10節「障害物の処理計画」を準用する。

## 第10節 避難収容活動計画

【健康福祉課・教育委員会・保育園】

### 第1 基本方針

大規模災害の発生時には、まず行政、住民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置を講ずることが重要であるが、がけ崩れや火災の延焼などにより大きな被害を生じるおそれがあり、生命に危険が及ぶような場合は、危険な区域の住民は、速やかに安全な場所に避難することが必要となる。

このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客（以下「帰宅困難者等」という。）に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した避難場所の確保等を図る。

### 第2 主な取組み

- 1 避難計画を策定し、要配慮者、帰宅困難者等にも配慮した避難体制の確立を図るとともに情報伝達体制の整備を図る。
- 2 指定緊急避難場所及び指定避難所を指定するとともに、避難時のために環境整備を図る。
- 3 住宅の確保等を迅速に行うため、体制の整備を図る。
- 4 学校における迅速かつ適切な避難活動のための計画策定を行う。

### 第3 計画の内容

#### 1 避難計画の策定

##### (1) 現状及び課題

激甚な災害の発生時には、大規模かつ長期の避難活動が予想され、きめ細かな避難計画が必要とされる。

また、特に要配慮者利用施設においては、避難誘導等の体制を強化する必要がある。

##### (2) 実施計画

###### ア 【村が実施する計画】

###### (ア) 避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

a 避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努める。

b 指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

###### (イ) 避難計画の作成

次の事項に留意して避難計画を作成し、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努める。

a 避難勧告又は避難指示（緊急）を行う基準及び伝達方法

b 避難準備・高齢者等避難開始を伝達する基準及び伝達方法

- c 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口、責任者
- d 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法
- e 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
  - (a) 納食措置
  - (b) 納水措置
  - (c) 毛布、寝具等の支給
  - (d) 衣料、日用品の支給
  - (e) 負傷者に対する救急救護
- f 指定避難所の管理に関する事項
  - (a) 避難の受入中の秩序保持
  - (b) 避難住民に対する災害情報の伝達
  - (c) 避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底
  - (d) 避難住民に対する各種相談業務
- g 広域避難地等の整備に関する事項
  - (a) 収容施設
  - (b) 納水施設
  - (c) 情報伝達施設
- h 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項
  - (a) 平常時における広報
    - 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行
    - 無線放送、音声告知放送、住民に対する巡回指導
    - 防災訓練
  - (b) 災害時における広報
    - 無線放送、音声告知放送、広報車による広報
    - 避難誘導員による現地広報
    - 住民組織を通じた広報

#### (ウ) 避難行動要支援者対策

平常時より避難行動要支援者の所在、援護の要否等の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

避難行動要支援者が安全かつ適切に避難できるようにするために、第7節に記載する避難支援計画による体制の整備を推進するとともに、在宅の避難行動要支援者の安全を確保するため、緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備を進める。

また、福祉事務所、保健所、社会福祉施設、医療機関、民生児童委員、地域住民（各地区役員、地域支援者等）、ボランティア団体等との連携の下に、災害時の安否の確認、避難誘導、情報提供、救護・救援対策、緊急受入れ等地域ぐるみの支援協力体制の確立に努める。

特に、要配慮者利用施設については、昼間・夜間の連絡先を確認するとともに、これらの施設や自主防災組織等と連携をとって、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施するなど、警戒避難体制の確立を図る。

(エ) 帰宅困難者等対策

帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導、保護及び確実に情報伝達できるよう、必要な体制の整備を図る。

イ 【関係機関が実施する計画】

- (ア) それぞれの管理施設についての避難計画を作成し、避難の万全を期する。
- (イ) 村の避難計画策定について、それぞれの所管事項について協力する。
- (ウ) 要配慮者の利用する施設の管理者は、県及び村の指導等に基づき、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に応じた避難計画を策定するとともに、村、地域住民、自主防災組織等との連携の下に、支援協力体制の確立に努める。

特に、要配慮者利用施設の管理者にあっては、避難誘導に係る訓練の実施等により、村、地域住民、自主防災組織等との連携を強化し、避難体制の確立を図る。

ウ 【住民が実施する計画】

- (ア) 家族があわてず行動できるよう、次のことを話し合い、家庭内の役割分担を決めておく。
  - a 家の中でどこが一番安全か
  - b 救急医薬品や火気などの点検
  - c 幼児や高齢者の避難はだれが責任を持つか
  - d 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路はどこにあるか
  - e 避難するとき、だれが何を持ち出すか、非常持出し袋はどこにおくか
  - f 家族間の連絡方法と最終的に落ち合う場所をどこにするか
  - g 昼の場合、夜の場合の家族の分担
- (イ) 防災訓練に積極的に参加し、避難行動を実践的に身につける。
- (ウ) 指定避難所での生活に最低限必要な食料、水、衣類等生活必需品、医薬品、携帯ラジオ、携帯電話用モバイルバッテリーをいつでも持ち出せるように備えておく。

エ 【企業等において実施する計画】

(ア) 帰宅困難者対策

自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が発生した場合、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等に努める。

## 2 避難場所等の確保

(1) 現状及び課題

災害の危険が切迫した場合の住民等の安全を確保するために、その危険から緊急的に逃れるための指定緊急避難場所を、あらかじめ指定しておく必要がある。

## (2) 実施計画

## ア 【村が実施する計画】

- (ア) 公共的施設を対象に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。
- (イ) 指定緊急避難場所については、洪水、崖崩れ、土石流、地すべり、地震、大規模な火事などに対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に、人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのあるものがない場所であって、災害発生時に迅速に指定緊急避難場所の開放を行うことが可能な管理体制を有するものを指定する。
- なお、指定緊急避難場所となるオープンスペースについては、必要に応じ、火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。
- (ウ) 村が全般的に被災する場合又は被災場所の地域性により、隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ、隣接市町村と指定緊急避難場所の相互提供等について協議しておく。
- (エ) 指定緊急避難場所については、他の市町村からの被災者を受入れができるよう配慮する。
- (オ) 安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。

## イ 【関係機関が実施する計画】

- (ア) 関係機関においては、管理施設についての避難場所の指定に協力する。
- (イ) 要配慮者が利用する施設の管理者は、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に配慮した避難場所及び避難経路の確保並びに避難誘導体制の確立を図り、職員及び施設利用者に周知徹底するとともに、近隣の施設等との密接な連携の下に、災害発生時における施設利用者の緊急受け入れ等について、支援協力体制の確立に努める。

## 3 避難所の確保

## (1) 現状及び課題

災害発生時に被災者の避難及び救援を円滑に実施するために、これらの用に供する適切な施設を平常時から指定しておく必要がある。

## (2) 実施計画

## ア 【村が実施する計画】

- (ア) 指定避難所内の一般スペースでは生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。

- (イ) 指定避難所については、被災者を滞留するために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が、相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。
- (ウ) 学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育の場であることに配慮する。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを確認の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会や地域住民等の関係者と調整を図る。
- (エ) 村が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により、隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ、隣接市町村と指定緊急避難場所、指定避難所の相互提供等について協議しておく。
- (オ) 指定避難所に指定した施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明、冷暖房等の施設の整備に努める。なお、設備の整備にあたっては、電力等の供給が長期間停止することを想定した整備に努める。
- (カ) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。
- (キ) テレビ、携帯ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。
- (ク) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄に努める。また、灯油、エルピーガスなどの常設に努める。
- (ケ) 避難行動要支援者を安全かつ適切に避難させるため、地域住民の助け合いの力等による避難行動要支援者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。なお、災害発生時に避難所となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設整備を行うとともに、必要な物資等の備蓄に努める。
- (コ) 医療機関、社会福祉施設等との密接な連携の下に、災害発時における避難行動要支援者の緊急受け入れ等について、支援協力体制の確立に努める。
- (サ) 公有地はもとより民有地についても極力安全空間の確保に努め、今後開発される地域においても、その計画が指定緊急避難場所及び指定避難所としての条件を満たすよう協力を求めていく。
- (シ) 避難所マニュアル策定指針等を参考として、各避難所の運営マニュアル等の整備に努める。
- (ス) マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及にあたっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。

- (セ) 指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信設備の整備等に努める。
  - (ソ) 指定避難所については、他の市町村からの被災者を受入れができるよう配慮する。
  - (タ) 安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。
  - (チ) 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。
  - (ツ) 指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。
- イ 【関係機関が実施する計画】
- (ア) 管理施設について、村の指定緊急避難場所の指定に協力する。
  - (イ) 要配慮者利用施設の管理者は、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、個々の態様に配慮した避難体制の確立を図り、職員及び施設利用者に周知徹底するとともに、近隣の施設等との密接な連携の下に、災害発生時における施設利用者の緊急受入れ等について、支援協力体制の確立に努める。
  - (ウ) 医療機関は避難所における医療活動、医薬品の供給に努める。

#### 4 住宅の確保体制の整備

##### (1) 現状及び課題

住宅に被災により避難生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう、速やかな住宅の確保が必要になる。

このため、村及び県は相互に連携し、住宅情報の提供又は住宅の提供を行う体制を整備する必要がある。

##### (2) 実施計画

###### 【村が実施する計画】

- ア 利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災者に住宅を提供する体制を整備する。
- イ 必要に応じ、賃貸住宅等の借り上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する体制を整備する。
- ウ 応急仮設住宅の建設用地は、村民グラウンドを第一候補とするが、指定緊急避難場所との整合を図りながら確保する。
- エ 災害救助法が適用された場合における入居者の決定等、住宅供給方法等については、県と相互に連携した体制の整備を図る。
- オ 利用可能な賃貸住宅棟の情報を被災者に提供する体制を整備する。
- カ 周辺市町村が被災し、要請をしてきた場合、利用可能な公営住宅棟の情報を提供する。

## 5 学校における避難計画

### (1) 現状及び課題

災害が発生した場合、小学校、中学校、保育園（以下この節において「学校」という）においては、幼児及び児童、生徒（以下この節において「児童生徒等」という）の生命、身体の安全確保に万全を期すとともに、緊急事態に備え、迅速かつ的確に対応できる綿密な保護対策としての防災応急対策を実施する必要があることから、校長は、児童生徒等の保護について十分留意し、避難対策計画を具体的に定めておく必要がある。

### (2) 実施計画

#### 【村（教育委員会・保育園）が実施する計画】

学校においては、多数の児童生徒等を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、立地条件を考慮し、学校の実態に即し、避難場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法等、適切な避難対策をたてるよう努める。

ア　校長は、地震災害が発生した場合に児童生徒等の安全を確保するため、防災計画を作成するよう努める。なお、この計画作成にあたっては、村、警察署、消防署及びその他の関係機関と十分協議する。

イ　校長は、防災計画を作成又は変更したときは、速やかに教育委員会（以下「村教委」という。）に報告するとともに、教職員、児童生徒及び保護者に周知徹底を図る。

（ア）防災計画には、おおむね次の事項を定めておく。

- a 地震対策に係る防災組織の編成
- b 地震に関する情報の収集と児童生徒等への伝達の方法
- c 村教委、村、警察署、消防署及びその他関係機関への連絡方法
- d 夜間、休日等における緊急時の教職員等の連絡及び招集方法
- e 児童生徒等の避難・誘導と検索の方法
- f 児童生徒等の帰宅と保護の方法
- g 児童生徒等の保護者への引渡し方法
- h 児童生徒等が登下校の途中で地震にあった場合の避難方法
- i 児童生徒等の救護方法
- j 初期消火と重要物品の搬出の方法
- k 施設、設備の災害予防、危険箇所、危険物、危険動物の点検方法
- l 避難所の開設への協力（施設、設備の開放等）
- m 防災訓練の回数、時期、方法
- n 教職員、児童生徒等に対する防災上の教育及び保護者に対する広報の実施
- o 震災後における応急教育に関する事項
- p その他校長が必要とする事項

（イ）施設、設備の点検管理

学校における施設設備の点検管理は次の事項に留意し、適切に行う。

- a　日常的に児童生徒等がよく利用する施設空間（教室、昇降口、階段等）や遊具等が地震の作用により、どのように破損しやすいかに留意して点検する。
- b　定期的に非常階段、消火栓等の防災施設や薬品庫等の施設・設備を各担当者が点検する。
- c　設備や備品等の設置方法・場所が適当か、転倒、落下等の防止の措置がされているかについて点検する。

(ウ) 防火管理

地震災害での二次災害を防止するため、防火管理に万全を期する。

- a　日常点検は、職員室、給食調理室、庁務室、理科室、家庭科室等火気使用場所及び器具を点検し、消防用水や消火器等についても点検する。
- b　定期点検は、消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、避難器具、避難誘導灯及び貯水槽等の器具・設備等の機能を精密に点検する。

(エ) 避難誘導

- a　避難経路及び避難先は、第一、第二の避難経路及び避難場所を設定し、あらかじめ保護者に連絡し、周知徹底を図る。
- b　防災計画の「児童生徒等の避難誘導と検索の方法」の作成にあたっては以下の事項に留意する。
  - (a) 児童生徒等の行動基準並びに学校や教師の対処、行動を明確にする。
  - (b) 全職員の共通理解がなされ、個々の分担を明確にする。
  - (c) 遠足等校外活動中の災害発生等の場合にも対応できる。
  - (d) 登下校時、在宅時における災害発生時の場合にも対応できる。

## 第11節 孤立防止対策

【総務課・産業建設課・健康福祉課】

風水害等対策編第2章第12節「孤立防止対策」を準用する。

## 第12節 食料品等の備蓄・調達計画

【総務課・健康福祉課】

風水害等対策編第2章第13節「食料品等の備蓄・調達計画」を準用する。

## 第13節 給水計画

【環境課】

風水害等対策編第2章第14節「給水計画」を準用する。

## 第14節 生活必需品の備蓄・調達計画

【総務課・健康福祉課】

風水害等対策編第2章第15節「生活必需品の備蓄・調達計画」を準用する。

## 第15節 危険物施設等災害予防計画

【総務課・飯田広域消防本部】

風水害等対策編第2章第16節「危険物施設等災害予防計画」を準用する。

## 第16節 電気施設災害予防計画

【電力会社】

風水害等対策編第2章第17節「電気施設災害予防計画」を準用する。

## 第17節 上水道施設災害予防計画

【環境課】

### 第1 基本方針

水道施設、設備の安全性の確保については、施設の地震に対する強化の他、非常用施設・設備を常に正常に稼働できる状態に維持し、かつ非常用施設・設備が被災を受けにくいものにすることが必要である。

これらについては、施設・設備の更新時に十分考慮することとし、通常のメンテナンス体制の充実を図る。

### 第2 主な取組み

老朽施設の更新、改良等を行うとともに、施設の安全性の確保、耐震化を図る。

### 第3 計画の内容

#### 1 水道施設・設備の整備及び安全性の確保

##### (1) 現状及び課題

水道事業者としての村は、施設の耐震化、老朽施設の更新等を計画的に進めているが、施設の建設には多大な費用が必要となるため、施設整備が十分とはいえないのが現状である。

また、ライフラインの確保として、他事業と調整し、共同溝設置等の研究が必要である。

水道事業者相互の応援体制については、長野県市町村災害時相互応援協定により他市町村へ応援を依頼することが可能であり、また長野県水道協議会水道施設災害相互応援要綱により、日本水道協会を通じて全国的に応援を依頼することが可能である。

##### (2) 実施計画

###### 【水道事業者としての村が実施する計画】

水道施設、設備の整備及び安全性の確保のため、次の対策を行う。

- a 老朽管の布設替等、施設整備の推進を図る。
- b 配水系統の相互連絡のブロック化を図る。
- c 他水道事業者との緊急時連絡管の整備促進を図る。
- d 復旧資材の備蓄を行う。
- e 水道管路図等の整備を行う。

## 第18節 下水道施設災害予防計画

【環境課】

### 第1 基本方針

下水道は、水道、電気、ガス等と並び、住民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、一日たりとも休むことのできない重要な施設である。

そのため、地震等の災害時においてもライフライン機能を確保し、地震に強いむらづくりに資する下水道整備を推進することが肝要である。

このため、地震による被害が予想される地域、老朽化の進んだ施設等については改築、補強に努め、今後建設する施設については、地質、構造等の状況に配慮し、耐震性の強化等の対策に努める。

また、被害の予防を図るとともに、被災時における復旧活動を円滑に実施するために、緊急連絡体制の確立、応急資材の確保、復旧体制の確立を図る。

### 第2 主な取組み

- 1 新耐震基準に基づき、施設の整備、補強、改築を実施する。
- 2 緊急連絡体制、被災時の復旧体制の確立を図る。
- 3 緊急用、復旧用の資材の計画的な確保に努める。
- 4 下水道施設台帳、農業集落排水処理施設台帳の整備・拡充を図る。
- 5 管渠及び処理場施設の系統の多重化を図る。

### 第3 計画の内容

#### 1 新耐震基準に基づく施設整備

##### (1) 現状及び課題

既存施設の調査、補強等の対策が必要であるとともに、施設の新設にあたっては、耐震対策を講ずる必要がある。

##### (2) 実施計画

###### 【村が実施する計画】

ア 重要な管渠及び処理場施設のうち、地盤が軟弱な地域に敷設されているもの、老朽化の著しいものから重点的に調査を実施し、必要に応じて補強等の対策を講ずる。

イ 新たに建設する管渠、処理場施設については、土質調査を実施し、新耐震基準に適合した耐震対策を講ずる。

#### 2 緊急連絡体制、復旧体制の確立

##### (1) 現状及び課題

災害発生時において迅速かつ的確に情報を収集し、速やかに応急対策を実施するため、緊急連絡体制、復旧体制、災害時の緊急的措置等を定めた災害対策要領等をあらかじめ策定する必要がある。

また、復旧体制については、災害時には関係職員、関係業者、手持ち資材だけでは対応不十分となることが予想されるため、あらかじめ他の市町村等との広域応援協定を締結する必要がある。

#### (2) 実施計画

##### 【村が実施する計画】

- ア 災害時の対応を定めた災害対策要領等を策定する。
- イ 対策要領等に定められた対応が確実に機能するよう、訓練を実施していく。
- ウ 復旧体制について、他の市町村との広域応援体制、民間の事業者との協力体制を確立する。

### 3 緊急用、復旧用資材の計画的な確保

#### (1) 現状及び課題

被災時には、被災の状況を的確に把握し、一刻も早い機能の回復を図るため、緊急用資機材が必要となることから、これらの資機材について、平常時から計画的に購入、備蓄していく必要がある。

#### (2) 実施計画

##### 【村が実施する計画】

発電機、ポンプ、テレビカメラ等の緊急用、復旧用資材を計画的に購入、備蓄する。

### 4 下水道施設台帳、農業集落排水処理施設台帳の整備・拡充

#### (1) 現状及び課題

下水道施設台帳は、下水道の諸施設を適切に管理するため、下水道法においてその調整、保管が義務づけられている。

下水道施設等が災害により被災した場合、その被害状況を的確に把握するためには、当該台帳から確実かつ迅速に、データの調査、検索等ができるようにする必要がある。

また、必要に応じて台帳のデータベース化を図り、被災時には、確実かつ迅速に、データの調査、検索等ができるように備えなければならない。

#### (2) 実施計画

##### 【村が実施する計画】

下水道台帳等の適切な調整、保管に努める。また、必要に応じて台帳のデータベース化を図り、確実かつ迅速なデータの調査、検索等が実施できる体制を整備する。

### 5 管渠及び処理場施設の系統の多重化

#### (1) 現状及び課題

下水道は、住民の生活に欠くことのできないライフラインとして、一日たりとも休むことのできない施設であり、万一被害を受けた場合においてもライフラインとしての機能を確保できる体制を整えておく必要がある。このため、管渠の2系統化、処理場施設のバックアップ体制の確保等、代替体制の確保に努めることが必要である。

---

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

必要に応じて、系統の多重化、拠点の分散化、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

## 第19節 通信・放送施設災害予防計画

【総務課】

### 第1 基本方針

災害時において通信・放送の途絶は、災害応急対策の遅れ、情報の混乱を招くなど、住民に与える影響は非常に大きい。これらを未然に防止するよう予防措置を講ずる。

### 第2 主な取組み

- 1 村として緊急時における通信手段の確保、整備を図る。
- 2 通信・放送施設を有する関係機関と連携し、地震対策、災害に強い通信手段の整備を図る。
- 3 東日本電信電話は通信施設の震災対策、迅速な情報収集体制の確立を図る。

### 第3 計画の内容

#### 1 緊急時のための通信確保

##### (1) 現状及び課題

災害時においては、通信施設の被災、通信量の飛躍的な増大などにより、通信回線が一時的に利用不能又は輻輳の発生するおそれがある。このため、被災情報の収集伝達、災害対策に必要な通信を確保するため、緊急時用通信施設、機器及び運用体制の確立が必要である。

##### (2) 実施計画

###### 【村・各機関において実施する計画】

有線・無線系による通信回線の多ルート化、中枢機能の分散化、機器の二重化、移動体通信機器の整備を図るほか、緊急時のための通信施設、機器を整備する。通信施設の整備にあたっては、自機関関係各所はもとより、自機関以外の防災関係機関との情報伝達ができる手段についても配慮する。

また、非常通信を行う場合に備え、あらかじめ通信を依頼する無線局を選定しておくこととする。

#### 2 防災行政無線通信施設災害予防

##### (1) 現状及び課題

本村においては、防災行政無線、ハザードトーク及び消防無線が整備されている。今後、各無線設備の災害対策を講ずる必要がある。

##### (2) 実施計画

###### 【村が実施する計画】

設備の耐震性など災害予防対策を図るとともに、老朽施設の更新を進める。

### 3 電気通信施設災害予防

#### (1) 現状及び課題

従来の地震対策は、関東大震災クラス（震度6）を想定した災害対策を実施してきたが、震度7を想定した耐震対策との危機管理体制を整備する必要がある。

また、電話の不通による社会不安や、生活への支障を除去するため、住民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、各関係機関相互の連携を強化する必要がある。

#### (2) 実施計画

##### ア 【村が実施する計画】

災害時における住民等に対しての情報提供等の観点から、平常時から緊急連絡先等について電気通信事業者との連携を図る。

##### イ 【電気通信事業者が実施する計画】

災害に強い通信サービスの実現にむけて下記の施策を逐次実施する。

###### (ア) 建物・鉄塔及び端末機器等の耐震対策

a 震度7でも通信設備の機能が最低限維持できるように、建物・鉄塔等耐震診断を実施し、耐震性の低いものについて、耐震補強を実施する。

b 事務室設置のシステム等端末設備類の耐震性についても、震度7に耐えられるよう補強する。

###### (イ) 電気通信設備の停電対策

予備エンジンの配管設備を含めた予備電源装置の耐震確保と液式鉛蓄電池をシール蓄電池に隨時更改し、停電対策強化を図る。

###### (ウ) 設備監視体制

通信ネットワークの集中監視・制御センターが被災しても対応できるよう、他のセンターからの相互バックアップ機能を確立する。

###### (エ) 重要ファイルの管理

交換機の運転ファイル、社内情報処理システム等の重要ファイルを複数拠点で分散保管し、信頼性の向上を図る。

###### (オ) 緊急受付窓口の強化

災害時に多発する故障受付、臨時電話の申込時に迅速に対応できるよう、緊急受付窓口体制を確立する。

###### (カ) 災害時優先電話の活用

現状の災害時優先電話の範囲を災害対策基本法に基づく、指定機関の災害対策の指揮・指導する立場の責任者宅まで拡大する。

###### (キ) 災害時用公衆電話（特設公衆電話）の早期設置による通信確保

指定避難所に合わせた災害時用公衆電話（特設公衆電話）設置台数等のマニュアル化を行い、緊急時における早期通信を確保する。

###### (ク) 被災状況の早期把握

a 調査活動・情報発信を迅速に行うため、モバイル端末等を活用した被災状況収集システムの検討・作成

- b 通信孤立地域を早期に把握し、解消するため、県及び市町村等防災関係機関との情報連絡体制の強化を図る。
- (ヶ) 危機管理、復旧体制の強化
  - a 社内情報連絡ツールの充実
  - b 災害発生直後に出動できる被害調査隊と復旧隊の編成準備・配置
- (コ) 電気通信設備の停電対策
  - 移動電源車、移動用発動発電装置の配備及びバックアップ蓄電池による保持に努める。

## 第20節 災害広報計画

【総務課】

風水害等対策編第2章第21節「災害広報計画」を準用する。

## 第21節 土砂災害等の災害予防計画

【産業建設課】

風水害等対策編第2章第22節「土砂災害等の災害予防計画」を準用する。

## 第22節 建築物災害予防計画

【総務課・産業建設課・教育委員会】

### 第1 基本方針

地震による建築物の被害を最小限に抑え、住民の生命、財産等を保護するため、建築物の耐震性を確保し、安全性の向上を図る。

### 第2 主な取組み

- 1 建築基準法の現行耐震基準（昭和56年）以前に建築された建築物について、耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行う。
- 2 建築物の落下物対策及びブロック塀等屋外構造物及び屋外設置物による被害の防止対策を講ずる。
- 3 文化財保護法等により指定された文化財は、災害発生後の火災等に備える。

### 第3 計画の内容

#### 1 公共建築物

##### (1) 現状及び課題

公共建築物の中には災害発生後、復旧活動の拠点ともなる建築物も多く、また要配慮者が利用する建築物も多いことから、特に耐震性が要求される。これらの中には、昭和56年以前に建築された建築物もあり、今後、計画的に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行う。

また、地震による被害の軽減を図るため、緊急地震速報を有効に活用できる体制を構築する。

##### (2) 実施計画

###### ア 【村が実施する計画】

###### (ア) 村有施設の耐震診断及び耐震改修の実施

村有施設で、昭和56年以前に建築された建築物は、計画的に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行う。また、耐震診断の実施状況や実施結果をもとにした、耐震性に係るリストの作成及び公表に努める。

###### (イ) 防火管理者の設置

学校等で消防法第8条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者を設置し、火災に備える。

###### (ウ) 緊急地震速報の活用

村が管理、運営する施設の管理者は、緊急地震速報を受信した際の対応行動について、あらかじめ明確にしておくとともに、定期的に訓練を実施するよう努める。

###### イ 【関係機関が実施する計画】

###### (ア) 昭和56年以前に建築された関係機関の建築物は、耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行う。

## (イ) 防火管理者の設置

関係機関は、消防法第8条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者を設置し、火災に備える。

## 2 一般建築物

## (1) 現状及び課題

昭和56年以前に建築された建築物は、比較的耐震性に乏しく、倒壊等のおそれがあるので、耐震診断・耐震改修を実施し、地震に対する安全性の向上を図る必要がある。

また、地震保険等は、被災者の住宅再建に有効であるので活用を図る必要がある。

## (2) 実施計画

## ア 【村が実施する計画】

## (ア) 耐震診断、耐震改修のための支援措置

a 住宅及び村長が指定した民間の避難施設について、県と連携を図り、耐震診断への助成を行う。

b 賃貸を除く戸建住宅及び共同住宅について、県と連携を図り、耐震改修への助成を行う。

(イ) がけ地近接等危険住宅移転事業計画を策定し、移転事業の推進を図る。

## (ウ) 地震保険や共済制度の活用

地震保険や共済制度は、地震等による被害者の生活の安定に寄与することを目的とした制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段であることから、これらの制度の普及促進に努める。

## イ 【建築物の所有者等が実施する計画】

(ア) 必要に応じて耐震診断を実施し、耐震改修を行うとともに、建築物の適正な維持保全に努める。

(イ) 「わが家の耐震診断表」を利用し、住宅の自己診断を実施する。

## (ウ) 地震保険や共済制度の活用

地震保険や共済制度は、住宅再建にとって有効な手段であることから、制度の活用を図る。

## 3 落下物・ブロック塀等

## (1) 現状及び課題

建築物の外壁タイル、窓ガラス等の落下、ブロック塀等屋外構造物の倒壊及び広告看板や自動販売機等の屋外設置物の落下・転倒に伴う人的、物的被害を防止する必要がある。

## (2) 実施計画

## ア 【村が実施する計画】

屋外構造物及び屋外設置物による被害の安全対策について、普及・啓発を図るために広報活動を行う。

イ 【住民が実施する計画】

- (ア) 外壁タイル等及びブロック塀等の状態を点検し、必要に応じて修繕、補強等を行う。
- (イ) 地域における屋外構造物及び屋外設置物の状態をあらかじめ把握し、被害の防止対策について検討を行うとともに、対策を講じる。

#### 4 文化財

(1) 現状及び課題

文化財は、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定し、保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。

村における文化財についても、そのほとんどが木造であるため、震災等の災害対策とともに防火対策に重点をおき、それぞれの文化財の性質・形状及びその環境に応じて保全を図り、あわせて見学者の生命・身体安全にも十分注意する。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

教育委員会は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

- (ア) 所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行う。
- (イ) 防災施設の設置促進とそれに対する助成を行う。

イ 【所有者が実施する計画】

防災管理体制及び防災施設の整備をし、自衛消防隊の確立を図る。

## 第23節 道路及び橋梁災害予防計画

【産業建設課】

### 第1 基本方針

震災時により生じる道路及び橋梁の機能障害が災害応急対策活動等の妨げにならないよう、地震に強い道路及び橋梁づくりを行うにあたり、構造物・施設等の耐震性を確保する必要がある。

構造物・施設等は一般的な地震動（供用期間中に1～2度程度発生する確率の地震）に際して機能に重大な障害が生じないことを目標に設計する。

また、道路及び橋梁の基幹的な交通確保の整備にあたっては、ネットワークを充実させ、震災に対する安全性の確保を図る。

機能に重大な支障が生じた場合は、代替性の確保及び応急対策により機能の確保を行う。震災後の応急活動及び復旧活動に関し、関係機関と相互応援の協定を締結し、平常時より連絡を強化しておく。

### 第2 主な取組み

- 1 道路及び橋梁の地震に対する安全性の確保に努める。
- 2 被災後の応急活動及び復旧活動に関し、関係機関との協力体制を整えておく。

### 第3 計画の内容

#### 1 道路及び橋梁の地震に対する整備

##### (1) 現状及び課題

大地震が発生すると、道路は法面崩壊、路肩決壊、路面陥没・亀裂、橋梁・トンネル等構造物の破損、電柱等の損壊、地下埋設物の破損、沿道建築物の落下倒壊等によって交通不能あるいは困難な状態になると予想される。

この対策として各関係機関と協力し、道路施設及び橋梁について耐震性の強化を図る必要がある。

##### (2) 実施計画

###### 【村が実施する計画】

それぞれの施設の整備計画により耐震性に配慮し、整備を行う。

#### 2 関係機関との協力体制の整備

##### (1) 現状及び課題

大地震が発生し、道路・道路施設及び橋梁が被災した場合、速やかに応急復旧活動を行い、交通の確保を図る必要がある。応急復旧は、各道路管理者並びに警察の機関単独では対応が遅れるおそれがある。この対策として被災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関と相互応援の協定を締結し、平常時より連携を強化しておく。また、応急復旧のために建設業協会等と事前に業務協定を締結しておき、交通の確保を図る。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

関係機関との協力体制を整備する。

イ 【関係機関が実施する計画】

各関係機関は、それぞれの防災業務計画等の定めるところにより、協力体制を整備するとともに、県・村の協定等に協力する。

## 第24節 河川施設災害予防計画

【産業建設課】

### 第1 基本方針

河川施設は、地震の発生に伴い、破堤等につながることが想定されるため、安全度の向上を図るとともに、耐震点検、整備等を行い、安全の確保に努める。

### 第2 主な取組み

- 1 堤防等の耐震点検を行い、耐震性の不十分なものは、安全性の向上を図るため河川の整備を行う。
- 2 出水時の的確な情報収集や情報提供に努める。

### 第3 計画の内容

#### 1 現状及び課題

地震による河川の被害は、河川堤防の亀裂・沈下・法面のはらみ・崩れ等があり、さらに、これらに伴う護岸・水門・樋門・橋梁等のコンクリート構造物の亀裂及び沈下が予想される。特に、洪水時に地震が発生した場合には、堤体の地震に対する安全度が低下し、破堤につながるおそれがある。

#### 2 実施計画

##### 【村が実施する計画】

それぞれの施設の整備計画により、河川管理施設の耐震性の向上を図る。

## 第25節 ため池災害予防計画

【産業建設課】

### 第1 基本方針

村内にはおよそ20か所にのぼる農業用ため池があり、築造後140年余を経過したと推定されるものが多い。これらのため池は、営農の推移とともに築造され、関係農民の努力により維持され現在に至っているが、中には、堤体、余水吐あるいは取水施設の損傷が甚だしいものもある。大規模地震によりこれらが決壊した場合、下流の農地のみならず人家、公共施設等に甚大な被害を与え、時には人命までも奪うおそれがある。

そこで、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき、緊急度の高いものから順次補強工事を実施し、被害の発生を未然に防止する。

### 第2 主な取組み

巡回点検等によりため池の現状を把握するとともに、緊急度の高いものから順次補強工事を実施していく。

### 第3 計画の内容

#### 1 現状及び課題

ため池台帳に記載されている農業用ため池のほか、受益のなくなった旧農業用ため池もある。老朽化の甚だしいものは、大規模地震発生時に決壊し、下流の農地をはじめ人家、公共施設にまで被害を及ぼすおそれがあるため、緊急度の高いものから順次補強工事を実施している。

#### 2 実施計画

- ア ため池の規模、施設の構造及び下流の状況等について台帳整備を行い、県に報告するとともに、施設の状況について適時確認しておく。
- イ 必要に応じ土のう、杭等の応急資材を準備する。

## 第26節 農林産物災害予防計画

【産業建設課】

### 第1 基本方針

地震による農林産関係の被害は、温室、畜舎、きのこ栽培施設、果樹支柱の損壊、農産物出荷貯蔵施設、農産物加工施設等の損壊が予想されるとともに、施設被害に伴い、農林産物の減収や家畜の死亡被害なども予想される。

そこで、被害を最小限にするための予防技術対策の充実と普及、生産・流通・加工施設の安全性の確保・適地適木の原則を踏まえた森林の整備を推進する。

また、新たな施設の設置にあたっては、活断層等の存在に留意するとともに、被害を最小限にするための機械・施設の固定や工法の検討を行うなどの安全対策を指導する。

### 第2 主な取組み

- 1 農作物等災害対策指針における予防技術対策の充実を図るとともに、農業団体、農業者等に対し周知徹底を図る。  
また、農林水産物の生産施設、集出荷貯蔵施設等の安全性確保について、指導徹底を図る。
- 2 森林整備計画に基づき、森林の整備を実施する。

### 第3 計画の内容

- 1 農水産物災害予防計画
  - (1) 現状及び課題
 

生産施設等の損壊に伴う農産物被害の軽減を図るため、農作物等災害対策指針を策定し、農業改良普及センター等を通じ、予防技術の周知徹底を図る必要がある。

集出荷貯蔵施設等においては、建築後相当の年数を経過している施設もあり、施設管理者による耐震診断と補強工事が必要である。
  - (2) 実施計画
    - ア 【村が実施する計画】
 

農業改良普及センター、農業技術者連絡協議会と連携し、農業者等に対し、予防技術の周知徹底を図る。
    - イ 【関係機関が実施する計画】
      - (ア) 村と連携し、農業者等に対し、予防技術の周知徹底を図る。
      - (イ) 必要に応じ、集出荷貯蔵施設等における耐震診断や補強工事等を実施し、施設の安全性を確保する。
      - (ウ) 新たな施設の設置にあたっては、活断層等の存在に留意するとともに、被害を最小限にするための安全対策に努める。
    - ウ 【住民が実施する計画】
      - (ア) 生産施設等における補強工事等を実施し、施設の安全性を確保する。

- 
- (イ) 新たな施設の設置にあたっては、活断層等の存在に留意するとともに、被害を最小限にするための安全対策に努める。

## 2 林産物災害予防計画

### (2) 現状及び課題

震災による立木の倒木防止のため、適地適木の原則を踏まえた森林造成を図るとともに、壮齢期の森林にあっては、間伐による本数密度の調整を行い、適正な形状比の立木仕立てを指導している。

林産物の生産、流通、加工施設の設置にあたっては、活断層等の存在を留意するとともに、機械、施設を固定するなど安全対策を普及する必要がある。

### (2) 実施計画

#### ア 【村が実施する計画】

- (ア) 森林整備計画に基づき、健全な森林づくりを推進する。
- (イ) 県と連携をとって、林産物生産、流通、加工現場において安全パトロールを実施する。

#### イ 【関係機関が実施する計画】

- (ア) 国有林の地域別森林計画、国有林野施業実施計画等に基づく適正な森林施業の実施により、国有林の防災機能の維持向上を推進する。また、治山施設の整備、適正な流水路の整備・確保により、国有林野内からの林産物、土石等の流出防止に努める。（中部森林管理局）

- (イ) 指導指針に基づいた適正な森林施業を実施する。

- (ウ) 関係業界は、県、村と連携をとって、林産物生産、流通、加工現場において安全パトロールを実施する。

#### ウ 【住民が実施する計画】

- (ア) 村が計画的に行う森林整備に協力する。
- (イ) 施設の補強等対策の実施に努める。

## 第27節 二次災害の予防計画

【各 課】

### 第1 基本方針

地震発生時に被害を最小限を抑えるためには、その後の余震、火災、降水等により発生が予想される二次災害を防止することが重要である。有効な二次災害防止活動を行うためには、そのための日ごろからの対策及び活動が必要である。

### 第2 主な取組み

- 1 建築物や宅地に係る二次災害予防のため、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地応急危険度判定士（以下「応急危険度判定士」という。）の受入れ体制の整備等を行うとともに、構造物についても二次災害予防のための体制の整備等を行う。
- 2 それぞれの危険物施設等に応じた二次災害予防のための措置を講じる。
- 3 河川施設の整備を図る等の二次災害予防のための措置を講じる。
- 4 土砂災害危険箇所の把握、緊急点検体制の整備に努める。

### 第3 計画の内容

- 1 建築物や宅地、構造物に係る二次災害予防対策

#### (1) 現状及び課題

##### 〔建築物や宅地関係〕

災害時において、被災建築物や宅地の余震等による倒壊等の危険から住民を守り、二次災害を防止するため、被災建築物や宅地の危険度を判定できる資格者の養成を行う必要がある。

##### 〔道路・橋梁関係〕

地震発生後の余震等による道路・橋梁等の被害を防ぐため、あらかじめ点検すべき箇所を把握しておくとともに、被災箇所の危険度を判定する基準等の整備が必要である。

#### (2) 実施計画

##### 〔建築物や宅地関係〕

##### 【村が実施する計画】

被災時に応急危険度判定を行う判定士の受入れ体制を整備する。

##### 〔道路・橋梁関係〕

##### ア 【村が実施する計画】

それぞれの計画の定めるところにより整備する。

##### イ 【関係機関が実施する計画】

関係機関それぞれの計画の定めるところにより整備する。

## 2 危険物施設等に係る二次災害予防対策

### (1) 現状及び課題

消防法に定める危険物施設における地震発生時の二次災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備の耐震性の確保、緩衝地帯の整備、防災応急対策用資機材の備蓄等を推進するとともに、保安体制の強化も必要である。

### (2) 実施計画

#### ア 【飯田広域消防本部が実施する計画】

(ア) 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施

(イ) 立入検査の実施等指導の強化

(ウ) 防災応急対策用資機材等の整備についての指導

(エ) 自衛消防組織の強化についての指導

(オ) 近隣の危険物取扱事業所との協定の締結の促進等の指導

#### イ 【危険物取扱事業所が実施する計画】

(ア) 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等の研修会等への積極的参加

(イ) 危険物施設の耐震性の向上

(ウ) 防災応急対策用資機材等の整備

(エ) 自衛消防組織の強化促進

(オ) 近隣の危険物取扱事業所との相互応援体制の促進

## 3 河川施設の二次災害予防対策

### (1) 現状及び課題

地震により河川の堤防護岸等に衝撃が加わった後に、余震、洪水等が加わった場合、河川施設等に二次的な災害が発生する可能性があるため、河川整備をさらに進めていく必要がある。

また、ダム施設については、過去に地震によりダム機能に直接影響する被害が発生したことはないが、定期的に点検を実施し、適切な維持管理を行っていくことが二次災害防止の観点からも必要である。

### (2) 実施計画

#### ア 【村が実施する計画】

(ア) 河川管理施設の耐震性を向上させる。

(イ) 現在工事中の箇所及び危険箇所等、二次災害の発生が考えられる箇所を事前に把握しておく。

#### イ 【関係機関が実施する計画】

改善の必要があると認められる施設について整備を図る。

#### 4 山腹・斜面及び渓流並びに施設に係る二次災害予防対策

##### (1) 現状及び課題

災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊、地すべり及び渓流における土石流などの危険性があり、二次災害予防のため、それら災害が発生する危険がある箇所（土砂災害危険箇所）をあらかじめ把握しておくとともに、緊急に点検実施できるよう体制を整備しておく必要がある。

##### (2) 実施計画

###### 【村が実施する計画】

- ア 情報収集体制の整備
- イ 警戒避難体制の整備

## 第28節 防災知識普及計画

【各 課】

### 第1 基本方針

「自らの命は自らが守る」が防災の基本であり、県、村、防災関係機関による対策が有効に機能するためには、住民が常日ごろから災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には、自らの安全を守るような行動をとることが重要である。

また、広域かつ甚大な被害が予想される大地震に対処するためには、住民、企業及び自主防災組織等の連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。

しかし、実際に災害が発生する頻度はそれほど高くないため、災害時における行動を経験から学ぶことは困難である。

このため、県、村及び指定行政機関等は、体系的な教育により住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い住民の育成、地域の総合的な防災力の向上に努める。

### 第2 主な取組み

- 1 住民等に対する実践的な防災知識の普及・啓発活動を行う。
- 2 防災上重要な施設の管理者等に対して防災知識の普及を図る。
- 3 学校における実践的な防災教育を推進する。
- 4 村職員に対する防災知識の普及・防災意識の高揚を図る。
- 5 過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を後世に伝えていく。

### 第3 計画の内容

#### 1 住民等に対する防災知識の普及活動

##### (1) 現状及び課題

災害発生時に、自らの安全を守るためにはどのような行動が必要か、要配慮者に対しては、どのような配慮が必要かなど、災害発生時に役立つ実践的な防災知識を身につけた災害に強い住民を育成することが、被害を最小限にとどめるうえで重要である。

現在も各種の研修、訓練、講演会等の取組みや、広報活動がなされているが、今後は、災害ハザードマップの作成・配布等の、より実践的な活動が必要である。

また、企業等に対する防災知識の普及も重要な課題である。

##### (2) 実施計画

###### ア 【村が実施する計画】

- (ア) 住民に対して防災知識を普及させるため、ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等を利用して、次のような活動を行う。
- a 最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出袋（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備

- b 飼い主による家庭動物の同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策
- c 地震及び津波に関する一般的な知識
- d 警報等や、避難勧告・避難指示（緊急）等の意味や内容
- e 警報等発表時や避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始の発令時にとるべき行動
- f 地震発生時の地震動（震度、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）及び津波に関する知識
- g 「自らの命は自らが守る」という「自助」の防災意識
- h 地域、職場、家庭等のコミュニティにおいて相互に協力し、助け合う「共助」の防災意識
- i 地震が発生した場合の出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、応急手当、避難行動、自動車運行の自粛等さまざまな条件の下で防災上とるべき行動に関する知識
- j 正確な情報入手の方法
- k 要配慮者に対する配慮
- l 男女のニーズの違いに対する配慮
- m 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- n 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- o 各地域における緊急避難場所及び避難経路に関する知識
- p 避難生活に関する知識
- q 平常時から住民が実施しうるおおむね3日分の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の内容の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- r 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施
- s 南海トラフ地震（東海地震を含む）に関する知識
  - (a) 南海トラフ全域を対象として、異常な現象を観測した場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価した場合等に、南海トラフ地震臨時情報を気象庁が発表するという知識
  - (b) 南海トラフ地震防災対策推進地域においては、南海トラフ地震臨時情報が発せられた場合にとるべき行動等の知識
  - (c) 南海トラフ地震防災対策推進地域においては、南海トラフ地震の発生形態には多様性があるという知識
  - (d) 東海地震に係る地震防災対策強化地域においては、東海地震に関連する情報、警戒宣言が発せられた場合にとるべき行動等の知識
- t 緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動
- u 「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平常時から積極的に広報する。
- v 被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることについて

- (イ) 県所有の地震体験車等を、利用して住民が地震の恐ろしさを身をもって体験し、どのように行動すべきか身をもって体験できる機会を設ける。
- (ウ) 災害時の行動マニュアル、災害ハザードマップ等を作成配布し、徹底した情報提供を行う。
- (エ) 自主防災組織（区・自治会）区域内における、災害ハザードマップ等の作成に対する協力について指導推進する。
- (オ) 上記の災害ハザードマップ等の配布にあたっては、それらが持っている意味、活用方法について充分な理解が得られるよう啓発の機会を設定する。
- (カ) 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修会や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施する。
- (キ) 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関するさまざまな動向や各種データを分かりやすく発信する。

イ 【自主防災組織等が実施する計画】

災害ハザードマップ等は、自主防災組織等が作成に参画することが、きめ細かな防災情報を掲載するうえからも、防災知識の普及、防災意識の高揚、的確な災害対応といった観点からも望ましく、自主防災組織等においても、災害ハザードマップ等の作成に協力する。

ウ 【報道機関等が実施する計画】

報道機関等は、防災知識の普及啓発に努める。

エ 【住民等が実施する計画】

各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等へ積極的に参加するとともに、家庭防災会議を定期的に開き、以下のような活動を通じて、防災意識を高める。

- (ア) 避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所の確認
- (イ) 発災時の連絡方法等（連絡方法や避難ルールの取決め等）
- (ウ) 幼児や高齢者の避難についての役割の確認
- (エ) 災害用の非常持ち出し袋の内容、保管場所の確認
- (オ) 備蓄食料の試食及び更新
- (カ) 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策
- (キ) 地域の防災マップの作成
- (ク) 地域の防災訓練など自発的な防災活動への参加
- (ケ) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

オ 【企業等が実施する計画】

企業等においても、災害発生時に企業が果たす役割を踏まえた上で、災害時の行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練の実施等防災活動を推進するよう努める。

カ 【関係機関が実施する計画】

日本赤十字社長野県支部及び消防機関は、それぞれの普及計画に基づき、住民を対象に応急手当（救急法）の講習会を実施する。

長野地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

## 2 防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及

### (1) 現状及び課題

危険物を使用する施設及び社会福祉施設等の要配慮者を収容している施設等不特定多数の者が利用する施設の管理者の発災時の行動の適否は、非常に重要である。

したがって、これらの防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及を積極的に行っていく必要がある。

### (2) 実施計画

#### ア 【村が実施する計画】

村が管理している防災上重要施設については、その管理者等に対して発災時における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行う。

#### イ 【防災上重要な施設の管理者等が実施する計画】

防災上重要な施設の管理者等は、発災時に適切な行動をとれるよう各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等に積極的に参加し、防災知識の習得に努めるとともに、その管理する施設においても防災訓練を実施する。

## 3 学校における防災教育の推進

### (1) 現状及び課題

小学校、中学校及び保育園（以下この節において「学校」という）において幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という）が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に強い住民を育成するうえで重要である。

そのため、体系的な防災教育に関する指導内容の整理、指導時間の確保などを行ったうえで、学校における防災訓練等をより実践的なものにするとともに、学級活動等をおして、防災教育を推進する。

### (2) 実施計画

#### 【村（教育委員会）が実施する計画】

ア 学校においては、大規模災害にも対処できるように市町村その他関係機関と連携したより実践的な防災訓練の実施に努める。

イ 児童生徒等の発達段階に応じて、防災教育用教材やパンフレット等を活用して以下の事項等について指導を行い、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つことができる態度や能力を養う。

##### (ア) 防災知識一般

##### (イ) 避難の際の留意事項

##### (ウ) 登下校中、在宅中に災害が発生した場合の対処の方法

##### (エ) 具体的な危険箇所

##### (オ) 要配慮者に対する配慮

ウ 教職員向けの指導資料の活用や研修会の実施等により、教職員の安全・防災意識の高揚を図る。

#### 4 村職員に対する防災知識の普及

##### (1) 現状及び課題

防災関係の業務に従事した経験のない職員の防災知識は、必ずしも十分とは言えない。

そこで、防災関係の職員はもちろん、それ以外の職員に対しても防災知識の普及を図っていく。

##### (2) 実施計画

###### 【村が実施する計画】

村は、各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等への参加を通じて、防災関係以外の職員に対しても次の事項について防災知識の普及、防災意識の高揚を図る。

- ア 地震及び津波に関する一般的な知識
- イ 地震発生時の地震動及び津波に関する知識
- ウ 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- エ 地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- オ 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- カ 地震対策として取り組む必要のある課題

#### 5 大規模災害の教訓や災害文化の伝承

##### (1) 現状及び課題

過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていく必要がある。

##### (2) 実施計画

###### ア 【村が実施する計画】

過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう、地図情報その他の方法により公開に努める。

また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組みを支援する。

###### イ 【住民が実施する計画】

住民は、自ら災害教訓の伝承に努める。

## 第29節 防災訓練計画

【総務課】

風水害等対策編第2章第30節「防災訓練計画」を準用する。

## 第30節 災害復旧・復興への備え

【各 課】

風水害等対策編第2章第31節「災害復旧・復興への備え」を準用する。

## 第31節 自主防災組織等の育成

【総務課】

風水害等対策編第2章第32節「自主防災組織等の育成」を準用する。

## 第32節 企業防災に関する計画

【総務課・産業建設課】

風水害等対策編第2章第33節「企業防災に関する計画」を準用する。

## 第33節 ボランティア活動の環境整備計画

【健康福祉課・社会福祉協議会】

風水害等対策編第2章第34節「ボランティア活動の環境整備計画」を準用する。

## 第34節 災害対策基金等積立及び運用計画

【総務課】

風水害等対策編第2章第35節「災害対策基金等積立及び運用計画」を準用する。

## 第35節 震災対策に関する調査研究及び観測

【総務課】

### 第1 基本方針

地震による災害は、その災害事象が広範かつ複雑であり、震災対策の推進においては、さまざまな分野からの調査研究が重要となる。

すでに、国においても、地震予知研究をはじめさまざまな研究が行われているところであるが、近年の都市部への人口集中、建物の高層化、ライフライン施設への依存度の増大等災害要因は一層多様化しているため、関係各機関においても科学的な調査研究を行い、総合的な地震対策の実施に結びつけていくことが重要である。

調査研究について国、県等の関係機関に対し協力し、情報等について指導を受ける必要がある。

### 第2 主な取組み

村は、県・各関係機関と協力し、活断層及び地質の調査、地震に関する情報の収集整理等を推進する。

### 第3 計画の内容

【村が実施する計画】

ア 村は、地域の災害特性や災害危険性を科学的・総合的に把握するため、過去に実施した防災アセスメントや過去の災害履歴等を整理し、災害ハザードマップとして公表する。

イ 国、県が行う、活断層の調査研究、観測施設の設置等に積極的に協力し、村内のデータの累積に努める。

### 第36節 事業継続計画

【各 課】

風水害等対策編第2章第37節「事業継続計画」を準用する。

### 第37節 観光地の災害予防計画

【総務課・産業建設課】

風水害等対策編第2章第38節「観光地の災害予防計画」を準用する。

### 第38節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

【総務課】

風水害等対策編第2章第39節「住民及び事業者による地区内の防災活動の推進」を準用する。

## 第3章 災害応急対策計画

### 第1節 災害情報の収集・連絡活動

【各課】

風水害等対策編第3章第2節「災害情報の収集・連絡活動」を準用する。

### 第2節 非常参集職員の活動

【各課】

風水害等対策編第3章第3節「非常参集職員の活動」を準用する。

### 第3節 広域相互応援活動

【総務課】

風水害等対策編第3章第4節「広域相互応援活動」を準用する。

### 第4節 ヘリコプターの運用計画

【総務課】

風水害等対策編第3章第5節「ヘリコプターの運用計画」を準用する。

### 第5節 自衛隊災害派遣活動

【総務課】

風水害等対策編第3章第6節「自衛隊災害派遣活動」を準用する。

### 第6節 救助・救急・医療活動

【総務課・消防団・健康福祉課】

風水害等対策編第3章第7節「救助・救急・医療活動」を準用する。

### 第7節 消防・水防活動

【総務課・消防団・産業建設課】

風水害等対策編第3章第8節「消防・水防活動」を準用する。

### 第8節 要配慮者に対する応急活動

【健康福祉課・社会福祉協議会】

風水害等対策編第3章第9節「要配慮者に対する応急活動」を準用する。

## 第9節 緊急輸送活動

【総務課・産業建設課・環境課】

風水害等対策編第3章第10節「緊急輸送活動」を準用する。

## 第10節 障害物の処理活動

【産業建設課】

風水害等対策編第3章第11節「障害物の処理活動」を準用する。

## 第11節 避難収容活動

【各課】

### 第1 基本方針

地震時においては、建築物の破損、火災、がけ崩れ等が予想され、地域住民の身体、生命に大きな危険、被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策の計画作成をしておく必要がある。

その際、要配慮者について十分考慮する。

特に、避難勧告、避難指示（緊急）、警戒区域の設定並びに避難誘導の実施にあたっては、要配慮者利用施設に十分配慮する。

### 第2 主な活動

- 1 避難勧告又は避難指示（緊急）を適切に行い、速やかにその内容を住民に周知する。
- 2 必要に応じて警戒区域の設定を行う。
- 3 避難誘導にあたっては、要配慮者に配慮し、誘導員は的確な誘導を行う。
- 4 良好な避難生活の確保のために、指定避難所の整備に努める。
- 5 広域的な避難が必要な場合は、速やかな避難の実施に努める。
- 6 速やかな住宅の確保に努める。
- 7 被災者等への的確な情報伝達を行う。

### 第3 活動の内容

#### 1 避難勧告、避難指示（緊急）

##### （1） 基本方針

地震に伴う災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、必要と認められる場合は、住民に対して避難勧告、避難指示（緊急）を行う。

避難勧告・避難指示（緊急）を行う場合は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、避難勧告、避難指示（緊急）を行ったときは、速やかにその内容を住民に周知する。

##### （2） 実施計画

###### ア 実施機関

###### （ア） 避難勧告、避難指示の発令機関

実施事項	発令機関	根拠法	対象災害
避難勧告	村長	災害対策基本法第60条	災害全般
避難指示（緊急）	村長	同上	同上
同上	水防管理者	水防法第29条	洪水
同上	知事又はその命を受けた職員	水防法第29条・地すべり等 防止法第25条	洪水及び地すべり
同上	警察官	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条	災害全般
同上	自衛官	自衛隊法第94条	同上
指定避難所の開設、収容	村長		同上

(イ) 災害の発生により村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、前表における村長の事務を村長に代わり、県知事が行う。

イ 避難勧告、避難指示（緊急）の意味

○「避難勧告」

その地域の住民がその「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為をいう。

○「避難指示（緊急）」

被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、住民を避難のため立ち退かせるためのものをいう。

ウ 避難指示（緊急）、避難勧告及び報告、通知等

(ア) 村長の行う措置

a 避難指示（緊急）、避難勧告

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難方法又は指定緊急避難場所を指示し、早期に避難の指示、避難勧告を行う。

(a) 火災が随所に発生し、炎上火災の危険があり、人的災害が予想される地域

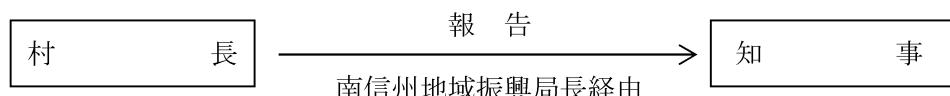
(b) 炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼の危険が大きな地域

(c) 避難路の断たれる危険のある地域

(d) 爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある地域

(e) 酸素欠乏若しくは有毒ガスが大量に流出し、広域にわたり人的被害が予想される地域

b 報告（災害対策基本法第60条）



（報告様式は資料編による）

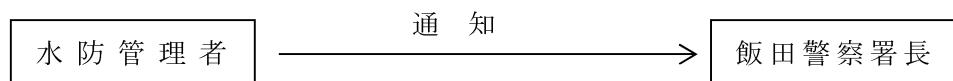
※ 避難の必要がなくなったときは、ただちにその旨を公示するとともに、知事に報告する。

(イ) 水防管理者として行う措置

a 指示

洪水の氾濫により危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立ち退きを指示する。

b 通知（水防法第29条）



## (ウ) 知事又はその命を受けた職員が行う措置

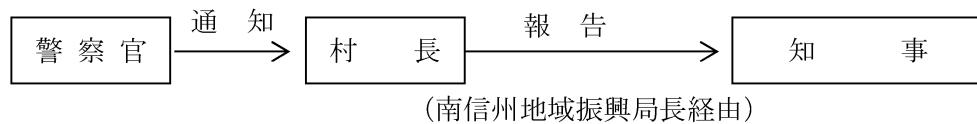
- a 洪水のための指示  
水防管理者の指示に同じ
- b 地すべりのための指示（地すべり等防止法第25条）  
地すべりにより危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立ち退きを指示する。



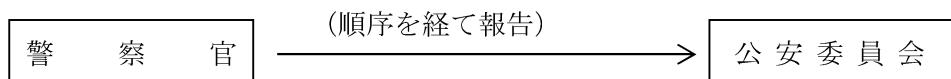
## (エ) 警察官の行う措置

- a 指示  
二次災害等の危険場所等を把握するため、警察官が調査班を編成し、住宅地域を中心には区域を定めて調査を実施する。  
把握した二次災害危険場所等については、村災害対策本部等に伝達し、避難勧告等の発令を促す。  
さらに、的確な避難の指示・誘導を行うため、災害警備本部等が各現場における避難の指示・誘導を一元的に統制できる体制の整備と通信手段を確保する。

- (a) 住民の生命、身体の安全を最優先とした避難・誘導に努めること。
- (b) 村関係者と緊密な連絡体制を保持すること。
- (c) 村長による避難の指示ができないと認めるとき、又は村長からの要求のあったときは、警察官は災害対策基本法第61条により、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを指示する。  
この避難指示に従わない者に対する直接強制は認められない。
- (d) 被害発生の危険が急迫した場合には、警察官職務遂行法第4条に基づいて関係者に警告を発し、又は避難させる強制手段を講ずる。
- (e) 避難関係情報の伝達等を行うにあたっては、関係機関と協力し、広報車等により、避難の理由、避難場所、避難路等を明確に指示し、迅速な周知徹底を図る。
- (f) 被災地域、災害危険箇所等の現場の状況を把握したうえ、安全な避難経路を選定し、避難誘導を行う。
- (g) 避難誘導にあたっては、高齢者及び障害者等要配慮者については可能な限り車両等を活用して避難誘導を行うなど、その措置に十分配慮する。
- (h) 警察署に一次的に受入れた避難住民については、市町村等の避難所の整備が整った段階で当該施設に適切に誘導する。
- (i) 被留置者の避難等の措置につき、迅速に判断し、これを的確に実施する。
- b 報告、通知  
(a) 上記 a (c) による場合（災害対策基本法第61条）



(b) 上記 a (d) による場合 (警察官職務執行法第4条)

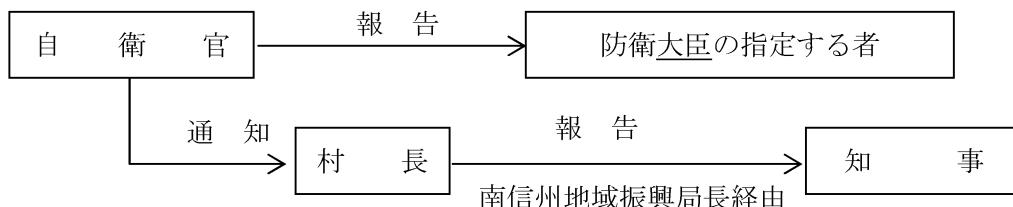


(オ) 自衛官

a 避難等の措置

自衛隊法第83条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にいない限り「(エ) a 警察官職務執行法第4条による措置」による避難等の措置をとる。

b 報告 (自衛隊法第94条)



エ 避難指示 (緊急)、避難勧告の時期

地震災害時の火災の拡大延焼、ガス等の流出拡散、がけ崩れ等により広域的に人命の危険が予測される場合、その他住民の生命及び身体を災害から保護するため必要とする場合に発する。

なお、避難指示(緊急)、避難勧告を解除する場合には、十分に安全性の確認に努める。

オ 避難指示 (緊急)、避難勧告の内容

避難指示 (緊急)、避難勧告を行うに際して、次の事項を明確にする。

- (ア) 発令者
- (イ) 発令日時
- (ウ) 避難情報の種類
- (エ) 対象地域及び対象者
- (オ) 緊急避難場所
- (カ) 避難の時期・時間
- (キ) 避難すべき理由
- (ク) 住民のとるべき行動や注意事項
- (ケ) 避難の経路又は通行できない経路
- (コ) 危険の度合い

### カ 住民への周知

- (ア) 避難指示（緊急）、避難勧告を行った者は、速やかにその内容を防災行政無線、広報車等のあらゆる広報手段を通じ又は直接住民に対し周知する。
- 避難の必要が無くなった場合も同様とする。
- 特に、避難行動要支援者については、個々の態様に配慮した避難支援計画により、確実に伝達する。
- (イ) 村長以外の指示者は、住民と直接関係している村長と緊密な連絡を取り、周知徹底を図る。
- (ウ) 村長は、災害による危険地域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるため、警鐘、サイレン等による周知方法を定めておき、あらかじめ周知しておく。
- (エ) 避難のため立ち退くべき地域が広範囲であるとき、ラジオ、テレビ放送による周知がより効果的であるとき、村長は、県に連絡し、ラジオ、テレビによる放送を要請する。
- 県は「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、放送機関に対して放送を要請する。要請を受けた放送機関は、危険地域の住民に周知徹底するため、放送時間、放送回数等を考慮して放送する。
- (オ) さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設等に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、災害情報共有システム（L—A L E R T）、携帯端末の緊急速報メール機能、C A T V、音声告知、メール配信、広報車等あらゆる広報手段を活用して、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。
- (カ) 避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示（緊急）をはじめとする災害情報の周知のため、防災行政無線、C A T V、音声告知、メール配信、広報車等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行う。

### キ 避難行動要支援者の状況把握

県及び村は、災害発生後ただちに避難支援計画に基づき、民生児童委員、自治会、消防、警察等関係機関の協力を得て、避難行動要支援者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ的確な把握に努める。

また、必要に応じて、避難行動要支援者名簿を活用した避難行動要支援者の避難支援を行う。

### ク 村有施設における避難活動

災害発生時においては、火災、ガス管の破損等により、来庁者及び職員に被害を及ぼすおそれがあるため、在庁者の避難に係る的確な応急対策を行い、その際、要配慮者に十分配慮する。

- (ア) 施設の管理者は、災害時において在庁者に危険があると予測される場合又は在庁者の生命及び身体を災害から保護するために必要な場合は避難の誘導を行う。
- (イ) 避難指示（緊急）、避難勧告は、速やかに内容を庁内放送、消防団員等による伝令等あらゆる広報手段を通じ周知を行う。

## 2 警戒区域の設定

### (1) 基本方針

災害が発生し、又は発生が確実に予想される場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときに警戒区域を設定する。

### (2) 実施計画

#### ア 実施者

- (ア) 村長、村職員（災害対策基本法第63条）
- (イ) 水防団長、水防団員、消防職員（水防法第21条）
- (ウ) 消防吏員、消防団員（消防法第23条の2、第28条）
- (エ) 警察官（上記法で各実施者が現場にいない場合、又は依頼された場合）
- (オ) 自衛隊法第83条第2項の規定により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（災害対策基本法第63条第3項－村長又はその職権を行う者がその場に居ない場合に限る）

#### イ 警戒区域設定の内容

警戒区域を設定するとは、必要な区域を定めて、ロープ等によりこれを明示し、その区域への入り口を制限、禁止又はその区域から退出を命ずることをいう。警戒区域の設定が避難の指示と異なる点は、次の3点である。

- (ア) 避難の指示が対人的にとらえて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定は、地域的にとらえて、入り口制限、禁止及び退出命令によりその地域の住民の保護を図ろうとするものである。
  - (イ) 警戒区域の設定は、避難の指示より災害が急迫した場合に行使される場合が多い。
  - (ウ) 避難の指示についてはその罰則規定がないのに対し、警戒区域の設定は罰則規定がある。
- ウ 警戒区域の設定を行った者は、避難の勧告又は指示と同様、関係機関及び住民にその内容を周知する。
- エ 上記（2）ア（オ）の自衛官が警戒区域の設定を行った場合は、ただちに、その旨を村長に通知する。

## 3 避難誘導活動

### (1) 基本方針

避難指示（緊急）、避難勧告を行った場合は、人命の安全を第一に、混乱を避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、避難行動要支援者の避難に十分配慮する。

### (2) 実施計画

#### ア 【上記1（2）アの実施機関が実施する計画】

##### (ア) 誘導の優先順位

高齢者、障害者、傷病者、幼児、その他歩行が困難な者、特に避難行動要支援者を優先する。

##### (イ) 誘導の方法

a 誘導員は、避難場所、経路及び方向を的確に指示する。

- b 誘導経路は、できるだけ危険な橋、堤防、その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。
  - c 危険地域には、標示、縄張を行うほか、状況により誘導員を配置する。
  - d 浸水地にあっては、舟艇又はロープ等を使用し、安全を期する。
  - e 誘導中は、水没、感電等の事故防止に努める。
  - f 学校長、保育園及び施設の管理者は、本部長からの避難勧告又は指示の伝達を受けたときは、各避難所へ児童、生徒などを避難させる。
- その他の要領については、学校長、保育園及び施設の管理者はあらかじめ定めておく。
- g 高齢者、障害者、傷病者、幼児、その他歩行が困難な者及び災害の状況により自力により立ち退くことが困難な者については、車両及びヘリコプター等の要請等により移送する。
- また、地域住民の協力を得ながら、それぞれの態様に十分配慮し、迅速かつ的確な避難誘導を行う。
- h 避難行動要支援者の避難については、避難行動要支援者名簿を使用し、あらかじめ定めた避難支援等に携わる関係者の協力を得て行う。
  - i 災害地が広範囲で大規模な避難のための移送を必要とし、本村において処置できないときは、南信州地域振興局を経由して県へ応援を要請する。
- 状況によっては、直接隣接市町村、飯田警察署等と連絡して実施する。
- j 夜間においては、特に危険を防止するため、投光器等の照明具を最大限に活用する。
  - k 誘導員の退避を指示できる通信手段及び受傷事故を防止するための装備の充実を図る。

#### (ウ) 避難時の携帯品

誘導員は、避難立ち退きにあたっての携帯品を必要に応じ最小限度（貴重品、必要な食料、衣類、日用品等）とするよう適宜指導する。

#### (エ) 避難時の指導

避難員は、避難立ち退きに際し、電気のブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等出火防止措置、ガスの元栓を完全に止める等の指導を行う。

### イ 【住民が実施する計画】

#### (ア) 要避難地区で避難を要する場合

住民等は、避難誘導員の指示にしたがい、電気のブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等出火防止措置を講じた後、互いに協力してただちに安全な場所へ避難する。

この場合にあっては、携帯品は食料、日用品等必要最小限とする。

#### (イ) 任意避難地区で避難を要する場合

住民等は、災害が拡大し、危険が予想される時は、前項同様出火防止措置をとった後、互いに協力し、安全な場所へ自主的に避難する。

この場合にあっては、携帯品は食料、日用品等必要最小限とする。

## 4 避難所の開設・運営

### (1) 基本方針

村は、収容を必要とする被災者の避難生活を支援するために避難所を設置するとともに、施設管理者や自主防災組織等の協力を得て、良好な避難生活が行われるように必要な措置を講ずる。

### (2) 実施計画

#### ア 【村が実施する計画】

(ア) 村長は、災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に収容し、保護するため指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。健康福祉課長は、避難所の開設の必要と認められるときは、本部長に報告し、その命令により当該地区の区長又は地区連絡所を担当する課等の職員に指示し、開設する。管理運営は、区長及び役員又は地区連絡所を担当する課等の職員の協議に基づいて行う。また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

(イ) 避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。

(ウ) 避難所を開設したときは、その旨を公表し、避難所に収容すべき者を誘導し、保護する。

(エ) 指定避難所における情報の伝達、食料、水、清掃等について次の者の協力を得られるよう努める。

- a 避難者
- b 住民
- c 自主防災組織
- d ボランティア
- e 他の市町村
- f 避難所運営について専門性を有した外部支援者

(オ) 避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

(カ) 避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず、食料や水等を受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努める。

(キ) 避難が長期化など必要に応じプライバシーの確保、男女のニーズの違い等に特に配慮する。

(ク) 避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、

管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置をとるよう努める。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保等、同行避難について適切な体制整備に努める。

- (ケ) 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努める。
- (コ) 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。
- (サ) 避難所への収容及び避難所の運営管理にあたっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図る。
  - a スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車イスや障害者用携帯便器等の供給等、高齢者、障害者等に配慮した設備、機器等の整備を行う。
  - b 介護用品、育児用品等要配慮者の必要に応じた生活必需品の調達確保に努める。
  - c 災害発生後できる限り速やかに、すべての避難所を対象として要配慮者把握調査を行い、次のような組織的、継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるように努める。
    - (a) 介護職員等の派遣要請
    - (b) 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施
    - (c) 病院や社会福祉施設等への受入れ、ボランティア家庭への受入れ委託、里親への委託等
  - d 要配慮者の心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施する。
  - e 大画面のテレビ、文字放送テレビ、ファクシミリ、パソコン、ホワイトボード等の設置、アナウンス、外国語・手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制を確保する。
- (シ) 避難所の管理運営にあたり、災害の規模が大きく、村において人員が不足し、困難を來した場合、県職員の派遣を要請し、協力を依頼する。
- (ス) 教育委員会及び学校長は、次に定めるところにより、村の地域防災計画を踏まえ適切な対策を行う。
  - a 学校が避難場所となった場合、学校長は、できるだけ速やかに学校を開放する。そのため、夜間や休業日の災害発生に備え、開錠の方法や、教職員の緊急の招集方法、連絡方法を周知徹底しておく。
  - また、学校としての教育機能維持の観点から、あらかじめ避難所として使用させる場所について優先順位等を定めておく。

- b 学校長は、避難所の運営について、必要に応じ村に協力する。なお、村の災害対策担当者が配置されるまでの間の教職員の対応方法を明確にしておき、避難者の収容、保護に努める。
- c 幼児、児童生徒が在校時に災害が発生し、地域の避難所となった場合、学校長は、幼児、生徒と避難者との混乱を避けるため、それぞれに対する情報、指令の伝達に万全を期するとともに、避難者と幼児、児童生徒の避難場所を明確に区分する。
- (セ) 避難所のライフラインの回復に時間をおかないと見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しない。
- (ソ) やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努める。
- (タ) 避難勧告・指示の解除、応急仮設住宅の設置等による避難者の減少に伴い、開設していた避難所を順次閉鎖していく。  
避難が長期間に渡る場合、避難者数の状況を見はからい、段階的に、候補地としての村民体育館への集約を行う。ただし、当該施設が被災により使用困難な場合は、代替施設の検討を行う。
- イ 【関係機関が実施する対策】
- (ア) 避難所の運営について必要に応じ村長に協力する。
- (イ) 被災地の周辺地域の社会福祉施設等においては、利用者の処遇の継続を確保した後、余裕スペースなどを活用し、マンパワー等を勘案しながら、要介護者等援護の必要性の高い者から優先的に、被災者の受入れを行う。
- (ウ) 日本赤十字社長野県支部は、村の災害対策本部と連携をとり、被災者救援に協力する。
- a 日本赤十字社長野県支部「災害救援物資配分基準」による、毛布・日用品セットの提供
- b 赤十字防災ボランティアによる労力の提供（炊き出し、救援物資の輸送等）
- (エ) 民生児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報については村に提供する。
- ウ 【住民が実施する対策】  
住民は、避難所の管理運営について村長の指示にしたがい、必要に応じて管理運営に協力するとともに、相互に助け合い、良好な環境のもとで避難生活ができるよう努める。

## 5 広域的な避難を要する場合の活動

### （1）基本方針

大規模災害が発生し、被災者が居住地以外の市町村に避難する必要が生じた場合は、村、県及び関係機関は相互に連携し、速やかな避難の実施に努める。

## (2) 実施計画

## 【村が実施する対策】

- ア 被害が甚大で村域を超えた広域の避難・収容が必要と判断される場合には、県に支援を要請する。
- イ 被災者が居住地以外の市町村に避難する必要が生じた場合は、避難先の市町村に対し、避難所の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう要請する。
- ウ この場合、避難者の把握、住民等の避難先の指定を行い、あらかじめ定めた避難輸送方法等により避難させる。
- エ 避難者を受入れる場合は、避難所を開設するとともに、必要な災害救助を実施する。
- オ 居住地以外の市町村に避難する被災者に対して、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることができるよう努める。

## 6 避難所における炊き出しその他の食品給与

- (1) 村災害対策本部は避難所の収容人員の報告に基づき、必要な米穀等を購入し、ただちに各避難場所に配給する。
- (2) 副食、炊き出しに必要な器材及び燃料の調達は、第13節「食料品等の調達供給活動」による。

## 7 住宅の確保

## (1) 基本方針

住居の被災により避難所生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう県と連携し、公営住宅のあっせん等により、速やかに住宅の提供又は住宅情報の提供を行う。

なお、災害救助法が適用された場合は県が、適用されない場合は必要に応じて村が住宅の提供を行う。

## (2) 実施計画

## 【村が実施する対策】

- ア 利用可能な公営住宅を把握し、被災者に提供する。
- イ 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する。
- ウ 災害救助法が適用された場合、県に対して、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等の提供を要請する。
- (ア) 応急仮設住宅等の要望戸数は、全焼、全壊、又は流失戸数以内で被災者が居住に必要な戸数とする。
- (イ) 応急仮設住宅の建設用地は村民グラウンドを第一候補地とするが、さらに建設する場合は、農地等も含めて避難場所との整合を図りながら、次の事項を考慮して確保する。
  - a 教育施設（学校、保育園等）内は避けること
  - b 飲料水が得やすいこと
  - c 保健衛生上適当であること

- d 交通の便を考慮すること  
e 住居地域と隔離していないこと  
(ウ) 被災者の状況調査を行い、入居者の決定の協力を行う。  
(エ) 知事の委任を受けて、公営住宅に準じ、応急仮設住宅の維持管理を行う。  
エ 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する。  
オ 被災周辺の利用可能な公営住宅等を把握し、情報提供を行う。  
カ 応急仮設住宅の運営管理にあたっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れにも配慮する。
- キ 応急仮設住宅への入居
- (ア) 入居基準
- 仮設住宅への入居者の選定にあたっては、以下の項目を満たす者とする。
- a 「住居の全焼、全壊又は流出等によって、居住する住居がない被災者」  
b 「自らの資力をもって、住宅を確保することができない被災者」
- 入居に際しては、それまでの地域的な結びつきや近隣の状況、要援護者への配慮をする。
- (イ) 入居者の選定方法
- 入居者の選定にあたっては、選考委員会を設置する。選考委員会は、以下の世帯区分の優先順位にしたがい、選定する。

表3-12-2 入居者の選定基準

優先順位	入居者の選定基準
第1順位	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者（60歳以上）だけの世帯</li> <li>・障害者のいる世帯 <ul style="list-style-type: none"> <li>ここでいう障害者とは、以下の事項に該当する者とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者手帳1・2級所有者、療育手帳Aランク該当者。</li> <li>・精神的障害があり、保健所長が発行する特別障害者の証明書を有する者。（障害年金1級受給者並びに「障害の状況に関する証明書」の特別障害者）</li> <li>・特定疾患患者等で障害年金1級受給者。</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・母子家庭（子どもが18歳未満）</li> </ul>
第2順位	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者（65歳以上）のいる世帯</li> <li>・乳幼児（3歳以下）のいる世帯</li> <li>・妊婦のいる世帯</li> <li>・18歳未満の子どもが3人以上いる世帯</li> </ul>
第3順位	病弱者（日常生活を営むうえで介助を必要とする方）のいる世帯
第4順位	その他の世帯（上記の3つの区分に当てはまらない世帯）

## (ウ) 選考委員会の構成

入居者の選考委員会は、原則として以下の者により構成する。

## a 村の関係課

◎産業建設課長、○総務課長、健康福祉課長、環境課長

## b 各区の長

## c 民生児童委員

## 8 被災者等への的確な情報伝達

## (1) 基本方針

被災者のニーズを十分把握し、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するよう努める。

## (2) 実施計画

## ア 【村が実施する対策】

(ア) 被災者のニーズを十分把握し、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、要配慮者、住宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行う。

(イ) 被災者のおかげでいる生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

(ウ) 要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

(エ) 被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、村は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察、消防及び関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

## イ 【関係機関が実施する対策】

(ア) 指定行政機関及び公共機関は、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

- 
- (イ) 指定行政機関及び公共機関は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。
  - (ウ) 要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

## 第12節 孤立地域対策活動

【各課】

風水害等対策編第3章第13節「孤立地域対策活動」を準用する。

## 第13節 食料品等の調達供給活動

【健康福祉課】

風水害等対策編第3章第14節「食料品等の調達供給活動」を準用する。

## 第14節 飲料水の調達供給活動

【環境課】

風水害等対策編第3章第15節「飲料水の調達供給活動」を準用する。

## 第15節 生活必需品の調達供給活動

【健康福祉課】

風水害等対策編第3章第16節「生活必需品の調達供給活動」を準用する。

## 第16節 保健衛生・感染症予防活動

【健康福祉課】

風水害等対策編第3章第17節「保健衛生・感染症予防活動」を準用する。

## 第17節 行方不明者・遺体の搜索及び処置等の活動

【消防団・健康福祉課・環境課】

風水害等対策編第3章第18節「行方不明者・遺体の搜索及び処置等の活動」を準用する。

## 第18節 廃棄物の処理活動

【環境課】

風水害等対策編第3章第19節「廃棄物の処理活動」を準用する。

## 第19節 社会秩序の維持、物価安定等に関する活動

【総務課・産業建設課・環境課】

風水害等対策編第3章第20節「社会秩序の維持、物価安定等に関する活動」を準用する。

## 第20節 危険物施設等応急活動

【総務課・環境課・飯田広域消防本部】

風水害等対策編第3章第21節「危険物施設等応急活動」を準用する。

## 第21節 電気施設応急活動

【電力会社】

風水害等対策編第3章第22節「電気施設応急活動」を準用する。

## 第22節 上水道施設応急活動

【環境課】

風水害等対策編第3章第23節「上水道施設応急活動」を準用する。

## 第23節 下水道施設応急活動

【環境課】

風水害等対策編第3章第24節「下水道施設応急活動」を準用する。

## 第24節 通信・放送施設応急活動

【総務課】

風水害等対策編第3章第25節「通信・放送施設応急活動」を準用する。

## 第25節 災害広報活動

【総務課】

風水害等対策編第3章第26節「災害広報活動」を準用する。

## 第26節 土砂災害等応急活動

【総務課・産業建設課】

風水害等対策編第3章第27節「土砂災害等応急活動」を準用する。

## 第27節 建築物災害応急活動

【各課】

### 第1 基本方針

地震により被害が生じた場合、建築物の所有者等は、建築物内の利用者の安全を確保するため避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講じる。

### 第2 主な活動

- 1 災害発生後、建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講ずる。また、緊急地震速報を有効に活用し、被害の軽減を図る。
- 2 文化財は、貴重な国民的財産であることを認識し、被災した場合は見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、文化財の被害状況を把握し、被害の拡大防止等の応急措置を講じる。

### 第3 活動の内容

#### 1 公共建築物

##### (1) 基本方針

災害発生後、復旧活動の拠点ともなる建築物であるため、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講じる。また、緊急地震速報を受信した場合は、利用者を適切に誘導するとともに、職員も適切な対応行動をとることにより、被害の軽減を図る。

##### (2) 実施計画

###### ア 【村が実施する対策】

(ア) 庁舎、社会福祉施設、村営住宅、学校等については、速やかに被害状況を把握し、利用者の避難誘導等の必要な措置を講じる。

(イ) 緊急地震速報を受信した場合は、来庁者に対し、慌てずに、身の安全を確保するよう誘導するとともに、職員も周囲の状況に応じて、身の安全を確保する等必要な措置をとる。

(ウ) 被害状況により応急危険度判定士の派遣要請を行う。

###### イ 【関係機関が実施する対策】

利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講じる。

#### 2 一般建築物

##### (1) 基本方針

災害発生後、建築物の所有者等は、速やかに建築物等の被害状況を把握し、必要な措置を講じる。

##### (2) 実施計画

###### ア 【村が実施する対策】

(ア) 住宅や宅地が被災した場合、二次災害から住民の安全の確保を図るため、必要に応じて被害状況を調査し、危険度判定を行い、危険防止のため必要な措置をとる。

(イ) 災害の規模が大きく、市町村において人員が不足する場合は、危険度判定士の派遣要請を行うほか、県若しくは近隣市町村に対して支援を求める。

(ウ) 必要に応じ、住宅事業者の団体と連携して、応急対策により居住継続が可能な被災住宅や宅地の応急修繕を推進する。

イ 【建築物の所有者等が実施する対策】

建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、被害状況を把握し、危険箇所への立入禁止等必要な措置を講じる。

### 3 文化財

(1) 基本方針

文化財は貴重な国民的財産であるため、被災した場合は見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、被害状況を把握し、被害の拡大防止等の応急措置を行う。

(2) 実施計画

ア 【村（教育委員会）が実施する対策】

村教育委員会は、災害が発生した場合の所有者又は管理者が実施すべき対策について万全を期すよう指導し、国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県教育委員会に報告する。

イ 【所有者が実施する対策】

(ア) 見学者の避難誘導を行うとともに、被害状況の調査を行う。

(イ) 文化財の火災による消失を防ぐための措置を行う。

(ウ) 災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、村教育委員会へ報告する。

(エ) 被害の状況に応じ、被害の拡大防止のための応急修理の措置を文化庁、県教育委員会、村教育委員会の指導を受けて実施する。

## 第28節 道路及び橋梁応急活動

【産業建設課】

風水害等対策編第3章第29節「道路及び橋梁応急活動」を準用する。

## 第29節 河川施設応急活動

【総務課・産業建設課】

風水害等対策編第3章第30節「河川施設応急活動」を準用する。

## 第30節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

【各課】

### 第1 基本方針

地震発生時に、被害を最小限に抑えるためには、その後の余震、火災、降水等により発生が予想される二次災害を防止するための活動が重要である。

### 第2 主な活動

- 1 建築物等に係る二次災害を防止するため応急危険度判定士の派遣等の活動を行う。また、構造物の二次災害を防止するための活動を行う。
- 2 危険物施設等に係る二次災害を防止するため、それぞれの危険物に応じた活動を行う。
- 3 河川施設の二次災害を防止するための活動を行い、被害の拡大を防ぐ。
- 4 危険箇所の緊急点検等の活動を行う。

### 第3 活動の内容

#### 1 建築物、構造物に係る二次災害防止対策

##### (1) 基本方針

###### ア 建築物・宅地関係

被災した建築物・宅地について余震等による倒壊等の二次災害を防止するための措置を講じる必要がある。

###### イ 道路及び橋梁関係

道路・橋梁等の構造物についても余震等による倒壊等の二次災害を防止するための措置を講じる必要がある。

##### (2) 実施計画

###### ア 建築物・宅地関係

###### (ア) 【村が実施する対策】

a 被災地において、応急危険度判定士が、安全かつ迅速に判定作業を行えるよう、次の事項を整備する。

(a) 応急危険度判定士の派遣要請

(b) 応急危険度判定を要する建築物又は地区の選定

(c) 被災地域への派遣手段の確保

(d) 応急危険度判定士との連絡手段の確保

b 必要に応じて建築物所有者等と協力して、倒壊等の危険のある建築物及びその周辺への立入禁止等の措置をとる。

###### (イ) 【建築物の所有者等が実施する対策】

応急危険度判定士により、危険度を判定された建築物の所有者等は、判定結果に基づき、必要な措置をとる。

## イ 道路及び橋梁関係

## 【村が実施する対策】

村内の道路及び橋梁の被害について、速やかに県へ報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧工事を行う。

## 2 危険物施設等に係る二次災害防止対策

## (1) 基本方針

## ア 危険物関係

地震の発生後、危険物施設の損傷等による危険物の流出、爆発や火災による被害から関係者及び住民の安全を確保するため、被害の拡大防止のための活動が必要である。

## イ 液化石油ガス関係

地震発生後の二次災害を防止するためには、液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動を効果的に実施することが重要であり、そのためには、他地区からの応援等も含めた体制が必要である。

## ウ 毒物劇物関係

毒物及び劇物を取り扱う者は、毒物劇物保管施設が被害を受け、二次災害発生のおそれがある場合は、ただちに保健所、警察署、消防署等関係機関に対して通報するとともに、危害防止のため必要な措置をとる。県は事故処理剤の供給等を行うとともに、必要な情報の提供を行う。

## (2) 実施計画

## ア 危険物関係

## (ア) 【県が実施する対策】

## a 緊急時における指示及び応援要請（危機管理局）

危険物施設において火災等が発生した場合は、必要に応じて指示及び応援要請を行う。（本章第7節 消防・水防活動参照）

## b 避難誘導措置等（警察本部）

関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人、車両の立入を禁止する。

また、移動可能な危険物を他の施設に移動するよう、危険物施設の管理者等に要請する。

## (イ) 【村・飯田広域消防本部が実施する対策】

## a 危険物施設の緊急時の使用停止命令等

災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、当該村の区域における危険物施設の管理者等に対し、一時停止等を命じる。

## b 災害発生時等における連絡

危険物施設において災害が発生し又は発生するおそれがある場合における連絡体制を確立する。

c 危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう、次項に掲げる項目について指導する。

(ウ) 【関係機関（危険物施設の管理者等）が実施する対策】

a 危険物施設の緊急時の使用停止等

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限をするとともに、危険物の移送を中止する。

b 危険物施設の緊急点検

危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、施設周辺の状況把握にも努める。

c 危険物施設における災害防止措置

危険物施設に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行い、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も合わせて講じる。

d 危険物施設における災害発生時の応急措置等

(a) 応急措置

危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行う。

(b) 関係機関への通報

危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防、警察等関係機関に通報する。

e 相互応援体制の整備

必要に応じて、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取扱事業所に応援を要請する。

f 従業員及び周辺地域住民に対する措置

消防、警察等関係機関と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行う。

イ 液化石油ガス関係

(ア) 【県が実施する対策】(商工部)

地震発生時に液化石油ガス一般消費先に対して、速やかに緊急点検活動を実施するよう、長野県エルピーガス協会に要請する。

(イ) 【長野県エルピーガス協会が実施する対策】

地震発生時に液化石油ガス一般消費先に対して、速やかに緊急点検活動を実施する。

(ウ) 【液化石油ガス販売事業者等が実施する対策】

自社の液化石油ガス設備を点検し、安全の確保に必要な措置を講じる。

## ウ 毒物劇物関係

### (ア) 【県が実施する対策】

- a 毒物劇物営業者及び業務上取扱者に対する対策（健康福祉部）
  - (a) 地震発生時に速やかに緊急点検活動が実施できるように、毒物劇物営業者及び業務上取扱者に対して指導を実施する。
  - (b) 応急点検等の結果、二次災害の危険がある場合には、応急対策について指導の徹底を図る。
  - (c) 応急対策実施に関する関係情報の提供を行う。
- b 緊急時における指示及び応援要請（健康福祉部）
 

毒物劇物取扱施設において災害が発生した場合は、必要に応じて指示及び応援要請を行う。
- c 避難誘導措置等（警察本部）
 

関係機関と連携して、危険区域住民の避難誘導措置を実施するとともに、危険区域内への人、車両の立入を禁止する。

### (イ) 【村が実施する対策】

- a 周辺住民に対する避難誘導、広報等の活動を行う。
- b 飲料水汚染のおそれがある場合は、水道事業者と連携をとり、水道使用者、井戸水使用者に対する通報を行う。

### (ウ) 【関係機関が実施する対策】（毒物劇物営業者及び業務上取扱者）

- a 毒物劇物営業者及び業務上取扱者の緊急点検
 

貯蔵設備等の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、貯蔵設備等周辺の状況把握に努める。
- b 毒物劇物貯蔵設備等における災害防止措置
 

毒物劇物貯蔵設備等に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、毒物劇物の除去等適切な措置を行い、混合による有毒ガスの発生等の防止、タンク破損等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止する。
- c 毒物劇物貯蔵設備等における災害発生時の応急措置等
  - (a) 応急措置及び関係機関への通報
 

毒物劇物の流出等が発生したときは、中和剤、吸収剤等による除去活動及び流出拡大防止措置を実施するとともに、保健所、警察署又は消防機関へ連絡する。
  - (b) 従業員及び周辺地域住民に対する措置
 

保健所、警察署、消防機関及び村と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行う。

## 3 河川施設の二次災害防止対策

### (1) 基本方針

地震発生後の洪水又は余震等により、河川施設等に二次的な災害の発生が考えられる場合は、危険箇所の点検を行い、その結果必要な応急活動を実施する必要がある。

## (2) 実施計画

### 【村が実施する対策】

- ア 河川管理施設に二次的な災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視する。
- イ その結果危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図る。
- ウ 災害防止のため、応急工事を実施する。
- エ 災害発生のおそれがある場合は、速やかに適切な避難対策を実施する。
- オ 必要に応じて水防活動を実施する。

## 4 山腹・斜面及び渓流並びに施設に係る二次災害防止対策

### (1) 基本方針

地震発生に伴い、地盤に緩みが生じた場合、その後の余震等により山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び渓流における土石流の発生などの危険性があり、これによる二次災害から県民を守るためにの措置を講じる。

### (2) 実施計画

#### 【村が実施する対策】

- ア 緊急点検結果の情報に基づき、避難勧告等の必要な措置をとる。
- イ 専門技術者等を活用して二次災害の危険性を見極めつつ、必要に応じ、住民の避難、応急対策を行う。

### 第31節 ため池災害応急活動

【産業建設課】

風水害等対策編第3章第32節「ため池災害応急活動」を準用する。

## 第32節 農林産物災害応急活動

【産業建設課】

### 第1 基本方針

被害状況の早期・的確な把握に努め、農作物等被害の拡大防止のための栽培・管理技術指導の徹底を図るとともに、農作物、森林の病害虫や家畜等の伝染性疾病の発生・まん延防止のための防除、倒壊した立木等による二次災害防止のための除去を行う。

また、被災した農林水産物の生産、流通、加工施設等について、速やかな復旧に努める。

### 第2 主な活動

被害状況の早期・的確な調査を実施し、関係機関が連携を取りながら、被害の拡大防止と迅速な復旧に向けて、技術指導等必要な措置を行う。

### 第3 活動の内容

#### 1 農産物災害応急対策

##### (1) 基本方針

- ア 被害を受けた作物の技術指導は、農業改良普及センター及び農業技術者連絡協議会の協力を得て行うとともに、病害虫、家畜疾病の発生、まん延防止の徹底に努める。
- イ 被災した農業施設、加工施設等の速やかな復旧に努める。

##### (2) 実施計画

###### ア 【村が実施する対策】

- (ア) 村は、県及び農業技術者連絡協議会と連携し、被害状況の早期・的確な把握を行い、その結果を南信州地域振興局に報告する。
- (イ) 農業協同組合等関係機関と連携を取り、農産物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に対する技術対策を速やかに農業者に周知徹底する。

###### イ 【関係機関が実施する対策】

- (ア) 村等と連携を取り、被害状況の把握を行うとともに、農業者に対する講習会等の実施により、農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に努める。
- (イ) 被災した農業施設、加工施設等の速やかな復旧を進める。

###### ウ 【住民が実施する対策】

- (ア) 村等が行う被害状況調査や応急復旧対策に協力するとともに、農協等の指導に基づき、農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止対策を実施する。
- (イ) 被災した生産施設、集出荷貯蔵施設等の速やかな復旧を進める。

#### 2 林産物災害応急対策

##### (1) 基本方針

倒木や損傷した素材、製材品については、二次被害の拡大防止のため、速やかに除去するとともに、森林病害虫の発生防除等の徹底に努める。

また、被災した生産、流通、加工施設等の速やかな復旧を進める。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

被災状況を調査し、その結果を県に速やかに報告するとともに、応急復旧のため、技術指導など必要な措置をとる。

イ 【関係機関が実施する対策】

(ア) 国有林野内の被災状況を調査し、必要な応急措置を講じるとともに、二次災害のおそれがある場合は、下流域等の関係市町村と連携を図り、その防止に努める。(中部森林管理局)

(イ) 村と連携をとって被災状況を調査し、その結果を速やかに村、県に報告するとともに、応急復旧措置をとる。

ウ 【住民が実施する対策】

村等が行う被災状況調査や応急復旧に協力する。

## 第33節 文教活動

【教育委員会】

### 第1 基本方針

小学校、中学校は多くの児童生徒等を収容する施設であり、災害発生時においては児童生徒等の安全及び教育を確保する必要がある。

このため、あらかじめ定められた計画に基づき、避難誘導活動に努めるとともに、速やかな応急教育の実施、被災した児童生徒等に対する教科書の供与等の措置を行う。

### 第2 主な活動

- 1 児童生徒等の安全な避難誘導、保護者への引渡し
- 2 被害状況の把握、授業継続のための措置、学校給食の確保
- 3 被災した児童生徒等に対する教科書等の供与、就学援助

### 第3 活動の内容

#### 1 児童生徒等に対する避難誘導

##### (1) 基本方針

校長は、地震発生に際して、あらかじめ定めた計画に基づき、児童生徒等の人命の保護を第一義とした避難誘導活動に努める。

##### (2) 実施計画

###### 【村（教育委員会）が実施する対策】

校長は地震発生時、建物、器物などの倒壊、破損、落下による危険を回避し、児童生徒等の心理的動搖を防ぎ、安全を確保するために、あらかじめ定められた計画及び以下の事項に留意し適切な避難誘導措置をとり、その旨を速やかに村教育委員会に連絡する。

###### ア 児童生徒等が在校していない場合の措置

地震発生により、校舎等学校施設の安全性に危惧がある場合、通学路等の安全が図られない場合、多数の児童生徒等や教職員が被災している可能性がある場合などは、休校の措置をとるものとし、児童生徒等に周知する。

###### イ 児童生徒等が在校している場合の措置

a 地震発生には、教職員らは付近の児童生徒等に、校舎の内外、授業中とそれ以外など状況に応じた被災防御の措置をとらせ、被害の最小化を図る。

b いったん揺れがおさまった段階で、次により避難場所への避難誘導を行う。

(a) 被害状況を把握し、適切な緊急避難の指示を与え、児童生徒等を整然と速やかに、校庭など指定した避難場所へ誘導する。

(b) 全校の児童生徒等の避難状況を正確に把握し、所在不明の児童生徒等がいる場合は、捜索・救出にあたる。

c より安全な場所への避難誘導

- (a) 当初避難した場所が危険になった場合は、より安全な場所に児童生徒等を誘導する。
  - (b) より安全な場所に避難する場合は、保護者等との連絡に配慮し、避難先を掲示しておくか、防災行政無線等により避難先の広報等を行う。
  - (c) より安全な場所に到着次第、速やかな児童生徒等の避難状況を把握し、所在不明の児童生徒等がいる場合は、捜索・救出にあたるとともに、避難状況を村教育委員会及び関係機関に報告又は連絡する。
- ウ 児童生徒等の帰宅、引渡し、保護
- a 児童生徒等の帰宅は、地震後の通学路の状況を把握し、沿道の建物等の火災・倒壊・落下などの危険性がないと判断されるときに限り、適切な下校方法を検討した上で決定する。
  - b 災害の状況によっては、教職員が引率して各地区まで集団で下校するか、保護者に直接引渡す等の措置をとる。
  - c 災害の状況及び児童生徒等の状況等により帰宅させることが困難な場合は、学校又は避難所において保護する。

## 2 応急教育計画

### (1) 基本方針

学校においては、災害時の教育活動に万全を期するため、教職員及び学校施設・設備を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

### (2) 実施計画

#### 【村（教育委員会）が実施する対策】

ア 村（教育委員会）は災害時における教育活動に万全を期するため、下記事項に留意し、災害発生時の対応、応急教育に関する対策について実施する。

##### a 学校施設・設備の確保

(a) 学校施設・設備に係る被害の状況を調査し、授業実施の具体策を立てて応急措置を実施する。

(b) 学校施設・設備の被害の程度が大きく、残存施設・設備で授業実施困難な場合及び避難所として提供したため、長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や避難を免れた近接の学校施設、その他公共施設の利用を図る等の総合調整を行う。

##### b 教職員の確保

災害により教職員に不足をきたし、教育活動の継続に支障が生じている学校がある場合、教職員を確保し、教育活動が行える体制を整える。

##### c 学校給食の確保

学校給食物資（小麦粉、米穀、脱脂粉乳、牛乳）の補給に支障をきたしているときは、（財）長野県学校給食会等と連絡をとり、必要な措置を講ずる。

イ 学校長は、災害が発生した場合は、あらかじめ定めた防災計画及び以下の事項に留意して応急教育の円滑な実施を図る。

**a 被害状況の把握**

児童生徒、教職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握し、村教育委員会及び関係機関へ報告又は連絡する。

**b 教職員の確保**

災害の推移を把握するとともに、教職員を掌握し、できるだけ早期に平常の教育に復するよう努め、教職員に不足を生じたときは、村教育委員会と連絡をとり、その確保に努める。

**c 教育活動**

- (a) 災害の状況に応じ、村教育委員会へ連絡の上、臨時休業等適切な措置を講ずる。

この場合、できるだけ早く平常授業に戻すよう努め、その時期については、早期に保護者に連絡する。

- (b) 被災した児童生徒を学校に収容することが可能な場合は、収容して応急の教育を行う。

- (c) 避難所等に避難している児童については、地域ごとに教職員の分担を定め、実情の把握に努め、指導を行う。

- (d) 授業の再開時には、村と緊密な連絡のもとに登下校の安全に努めるとともに、健康・安全指導及び生徒指導に留意する。

**d 児童生徒等の健康管理**

- (a) 必要に応じ建物内外の清掃、飲料水の浄化、伝染病の予防措置等保健衛生に関する措置を講ずる。

- (b) 授業再開時には、必要に応じ、教職員を含めた臨時の健康診断及び健康相談を実施するよう努める。

**e 教育施設・設備の確保**

- (a) 学校施設の点検、安全確認を行い、危険箇所への立入り禁止等の措置を行う。

- (b) 施設・設備に災害を受けた場合は、授業継続に利用できる残存教育施設・設備について調査し、校舎内外の整備復旧に努める。

- (c) 残存施設・設備のみで授業を実施することが困難な場合及び避難所として施設を提供したため、長期間利用できない施設が生じた場合には、仮設校舎の建設や避難を免れた近接の学校施設、その他公共施設の利用を図り、授業の実施に努める。

**f 学校給食の確保**

学校給食物資（小麦粉、米穀、脱脂粉乳、牛乳等）の補給に支障をきたしているときは、村教育委員会と連絡をとり、必要な措置を講ずる。

また、災害の状況に応じ、学校給食用施設・設備の提供など、被災者対策に可能な限り協力する。

### 3 教科書の供与等

#### (1) 基本方針

被災した児童生徒等の学習を支援するために教科書の提供等を行う。

#### (2) 実施計画

##### 【村（教育委員会）が実施する対策】

###### ア 教科書の供与

教科書の必要量を把握し、調達及び配分を行う。調達が困難な場合は、飯田教育事務所を経由して県教育委員会にあっせんを依頼する。

###### イ 就学援助

被災した児童生徒等のうち就学困難な状態の者に対して、就学援助の方法を定め、その実施に努める。

## 第34節 飼養動物の保護対策

【産業建設課・環境課】

風水害等対策編第3章第35節「飼養動物の保護対策」を準用する。

## 第35節 ボランティアの受入れ体制

【健康福祉課・社会福祉協議会】

風水害等対策編第3章第36節「ボランティアの受入れ体制」を準用する。

## 第36節 義援物資・義援金の受入れ体制

【総務課・健康福祉課・社会福祉協議会】

風水害等対策編第3章第37節「義援物資・義援金の受入れ体制」を準用する。

## 第37節 災害救助法の適用

【総務課】

風水害等対策編第3章第38節「災害救助法の適用」を準用する。

## 第38節 観光地の災害応急対策

【産業建設課】

風水害等対策編第3章第39節「観光地の災害応急対策」を準用する。

## 第4章 災害復旧計画

### 第1節 復旧・復興の基本方針の決定

【各課】

風水害等対策編第4章第1節「復旧・復興の基本方針の決定」を準用する。

### 第2節 迅速な原状復旧の進め方

【各課】

風水害等対策編第4章第2節「迅速な原状復旧の進め方」を準用する。

### 第3節 計画的な復興

【各課】

風水害等対策編第4章第3節「計画的な復興」を準用する。

### 第4節 資金計画

【各課】

風水害等対策編第4章第4節「資金計画」を準用する。

### 第5節 被災者等の生活再建等の支援

【各課】

風水害等対策編第4章第5節「被災者等の生活再建等の支援」を準用する。

### 第6節 被災中小企業等の復興

【産業建設課】

風水害等対策編第4章第6節「被災中小企業等の復興」を準用する。

### 第7節 被災した観光地の復興

【産業建設課】

風水害等対策編第4章第7節「被災した観光地の復興」を準用する。

## 第5章 東海地震等に関する事前対策活動 (地震防災強化計画)

### 第1節 総則

#### 第1 強化計画の目的

この計画は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「大震法」という。）第6条第2項の規定に基づき、東海地震に係る地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）について、東海地震に関連する情報及び警戒宣言が発せられた場合にとるべき地震防災応急対策に係る措置に関する事項、大規模な地震に関し、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、村の地域における地震防災体制の推進を図ることを目的とする。

#### 第2 東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合の対応方針

警戒宣言が発せられる前において、東海地震注意情報に基づき、政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、必要な準備的行動を実施する。

#### 第3 防災関係機関が地震防災応急対策として行う事務又は業務の大綱

本村の地域に係る地震防災に関し、本村の区域内の公共的団体その他防災上必要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、第1章第3節のとおりである。

## 第2節 東海地震に関連する情報及び警戒宣言発令時の活動体制

【各課】

### 第1 村の体制

#### 1 地震予知情報等の種別と活動体制

村長は、東海地震に関連する調査情報(臨時)、東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言が発せられた場合、その情報の内容に応じ以下の活動体制をとる。

情報の種類	活動体制	配備職員	活動内容
東海地震に関連する調査情報(臨時)	東海地震観測体制 (通常時の第1配備)	各課の長があらかじめ定めた職員	①連絡要員の確保 ②東海地震に関連する調査情報(臨時)の収集及び伝達 ③その他情報収集
東海地震注意情報 (東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合)	東海地震注意体制(通常時の第1配備又は通常時の第2配備)	各課の長があらかじめ定めた職員又は全職員(通常時の警戒体制の収集範囲を決定した後に決定)	①東海地震注意情報等の収集、伝達及び防災対応等に関する広報 •住民に対する適切な広報 ②地震災害警戒本部設置の準備 ③地震防災応急対策の準備 •警戒宣言が発せられた際の対応等の確認 •地震防災応急対策上必要な部隊の派遣 •受入れの準備や物資、資機材等の確認 •管理している施設の緊急点検 •必要により学校の児童、生徒の引渡し等の安全確保対策
警戒宣言及び東海地震予知情報	東海地震警戒体制 (通常時の第2配備)	全職員	①地震災害警戒本部の設置 ②地震予知情報等の収集及び伝達 ③地震防災応急対策の実施 •村、防災関係機関等の地震応急対策状況の収集及び県への報告 •村内における地震応急対策の総合調整及び推進

※ 「東海地震に関連する情報等」とは「警戒態勢をとるべき旨の公示、地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、東海地震予知情報、東海地震注意情報及び東海地震に関連する調査情報(臨時)の内容その他これらに関連する情報」をいう。

## 2 地震災害警戒本部の設置

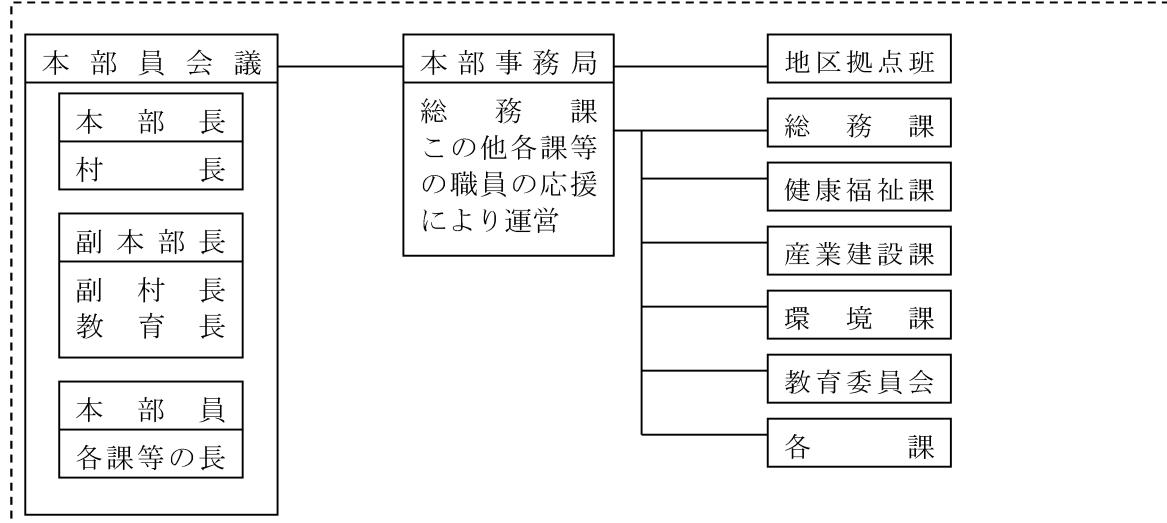
### (1) 地震災害警戒本部の設置基準

村長は、警戒宣言及び東海地震予知情報が発せられたときは、大規模地震対策特別措置法第16条に基づき、豊丘村地震災害警戒本部を設置する。

### (2) 豊丘村地震災害警戒本部の組織

本部の組織は、豊丘村地震災害警戒本部設置条例の定めるところによるが、緊急に各部に渡る事務を行う必要があることから、災害対策本部の一般災害体制に緊急活動体制の地区拠点班の機能を併せ持つ組織とする。

○地震災害警戒本部組織概念図



※ 各課の編成・分掌事務及び地区拠点班の編成等は、資料編による。

### (3) 地震災害警戒本部の職務・権限等

本部の職務・権限、本部員会議等その他設置に関する事項については、風水害等対策編第3章第3節「非常参集職員の活動」の災害対策本部に係る部分を準用する。

3 東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報及び東海地震予知情報を解除する情報が発表された時並びに警戒宣言が解除された時、又は他の体制に移行したときは、活動体制を解除する。

4 職員は、東海地震予知情報、東海地震注意情報及び東海地震に関連する調査情報（臨時）等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、東海地震注意情報、警戒宣言の発令に接したときは、伝達を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集する。

また、本節に定める事項以外の職員の参集に関する事項については、風水害等対策編第3章第3節「非常参集職員の活動」を準用する。

## 第2 防災関係機関の体制

### 1 東海地震に関連する情報時の体制

各機関は、東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報が伝達されたとき、又は東海地震注意情報に基づき、政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合は、その所掌事務について、各機関の防災業務計画に基づき、警戒宣言の発令に備えて準備を行う。

- (1) 地震予知情報等の収集、伝達及び防災対応等に関する広報
- (2) 地震災害警戒本部設置の準備
- (3) 地震防災応急対策の準備
  - ア 警戒宣言が発せられた際の対応等の確認
  - イ 地震防災応急対策上必要な資機材等の確認
  - ウ 管理している施設の緊急点検
  - エ 児童生徒等の引渡し等の安全確保対策

### 2 警戒宣言時の体制

各機関は、活動体制等について各機関の防災業務計画に予め定めておく。

また、その所掌事務について発災時に備えての準備を行う。

- (1) 地震予知情報等の収集及び住民、防災関係機関等への伝達
- (2) 自主防災組織、防災関係機関等からの応急対策の状況の収集及び県への報告
- (3) 地震防災対策の実施

## 第3節 情報収集伝達計画

【各課】

### 第1 地震予知に関する情報等の伝達

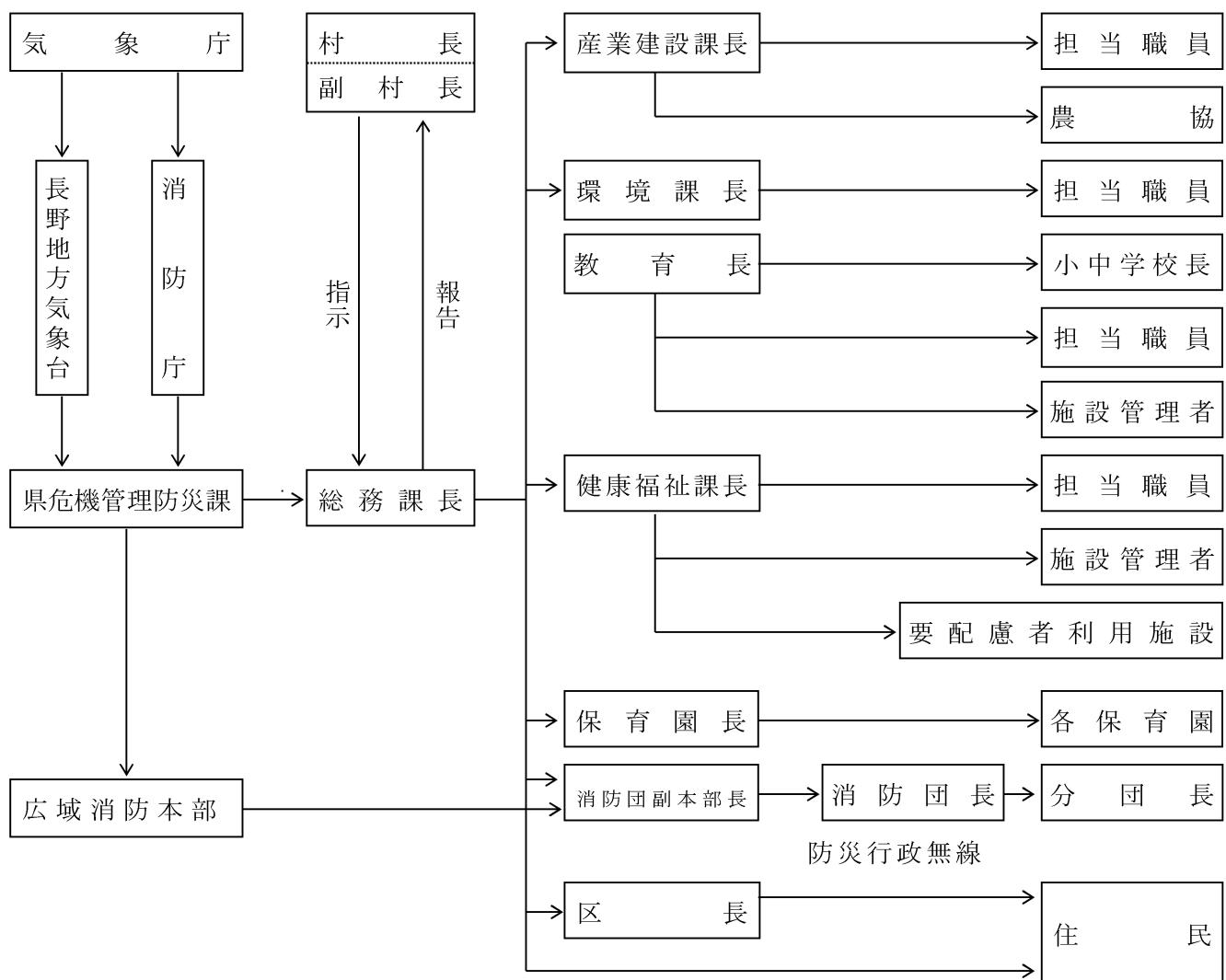
情報の収集・伝達は、すべての地震防災応急対策の根幹となることから、村及び関係機関、住民、各事業所等が情報の共有化を図ることを基本とする。

特に、地震予知情報及び警戒宣言等の伝達については、迅速かつ的確に行う。

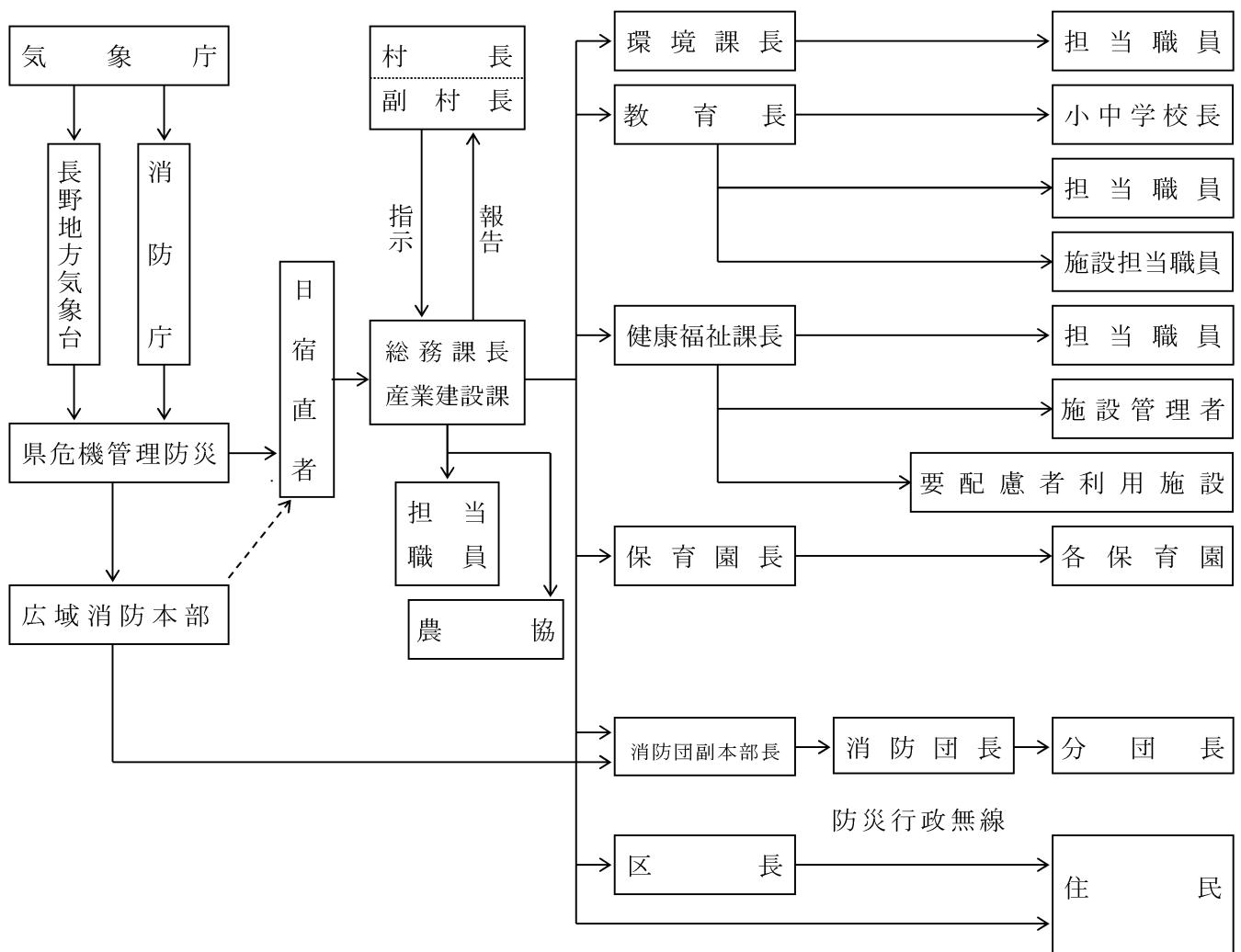
#### 1 東海地震に関する調査情報（臨時）、東海地震注意情報及び東海地震予知情報

##### (1) 伝達系統図

###### ア 勤務時間内



イ 勤務時間外及び休日



(2) 伝達要領

ア 勤務時間内における要領

- (ア) 県危機管理防災課から伝達された東海地震に関する調査情報（臨時）、東海地震注意情報及び東海地震予知情報気象予警報は、総務課長が受領する。
- (イ) 総務課長は（ア）により東海地震に関する調査情報（臨時）、東海地震注意情報及び東海地震予知情報を受領したときは、（1）のアの伝達系統により、ただちに通知する。

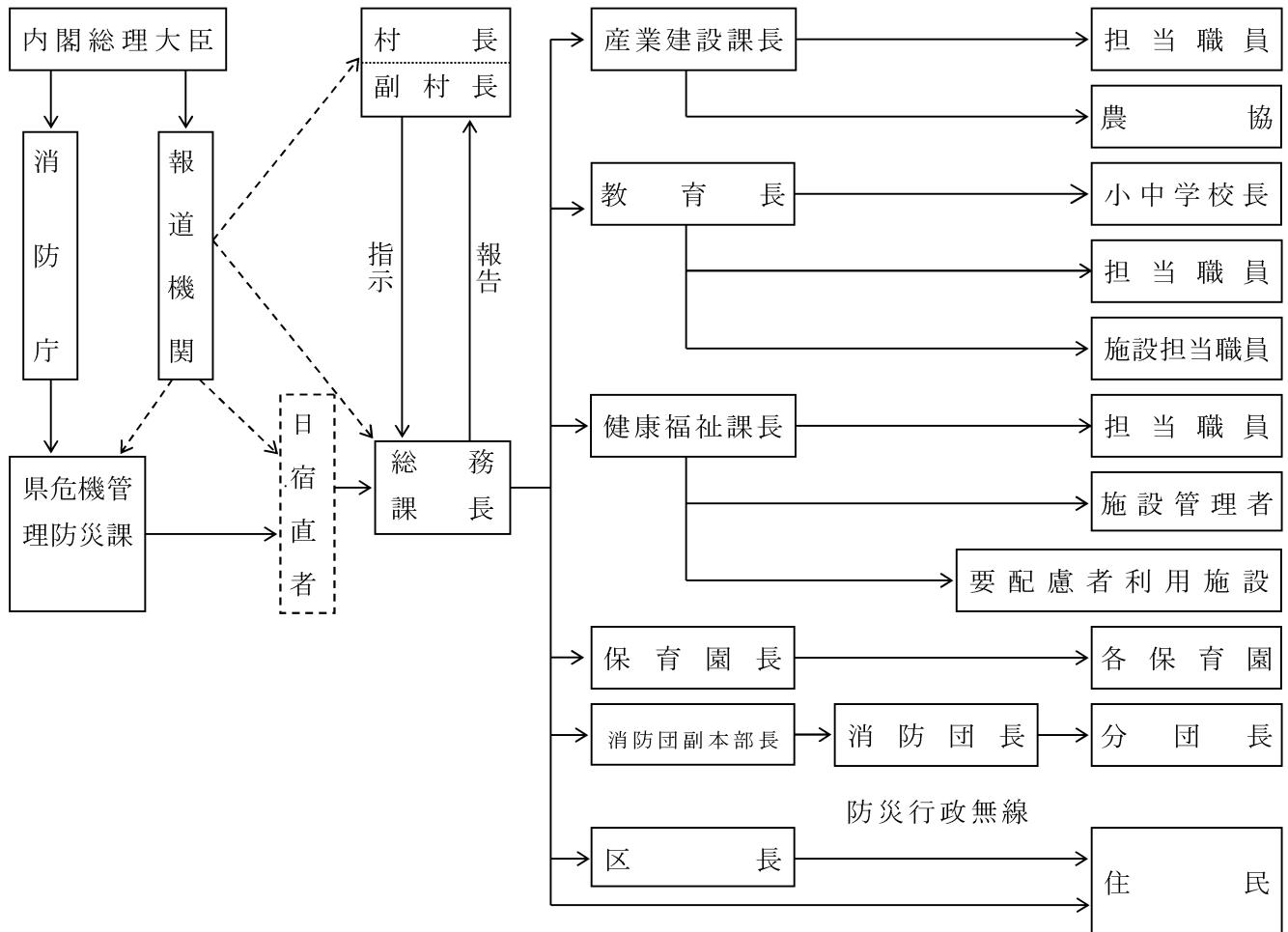
(ウ) 防災行政無線により全村放送する。

イ 勤務時間外における要領

- (ア) アの（ア）に準じ、東海地震に関する調査情報（臨時）、東海地震注意情報及び東海地震予知情報を受領したときは、（1）のイの伝達系統により通知する。
- (イ) 防災行政無線により全村放送する。

## 2 警戒宣言

### (1) 伝達系統図



### (2) 伝達要領

ア 警戒宣言は、内閣総理大臣が報道機関を通じて発するので、それにより覚知する。なお、発する前に、警戒宣言を発することについて、閣議決定がなされた旨の通知を危機管理防災課長が受理した場合は、県から村に通知される。

イ アにより通知を受けた場合は、警戒宣言が発せられた時点で1の（2）の要領により通知・全村放送する。

## 【参考】「東海地震に関する情報」の発表基準等

情報名称	情報の発表基準等
東海地震予知情報	【発表基準】 東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合 (3箇所以上のひずみ計で有意な変化が観測され、前兆すべりによるものと「判定会」が判断した場合等)
東海地震注意情報	【発表基準】 観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合 (2箇所以上のひずみ計で有意な変化が観測され、前兆すべりによるものと「判定会」が判断した場合等)
東海地震に関する調査情報（臨時）	【発表基準】 観測データに通常とは異なる変化が観測された場合 (1箇所のひずみ計で有意な変化が観測された場合等)
東海地震に関する調査情報（定例）	【発表基準】 毎月の定例の「判定会」で調査が行われ、「東海地震」にただちに結びつくような変化が観測されていない場合

各情報発表後、東海地震のおそれがなくなったと判断される場合は、その旨が各情報で発表される。

## 第2 応急対策実施状況等の収集伝達

県、村、防災関係機関は、相互に連絡をとり、東海地震注意情報に基づき、政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合及び警戒宣言後の避難状況、応急対策実施状況等の収集・伝達を行う。

### 1 村において収集する情報

村が行う対策のための情報の収集先と内容については、次表のとおりとする。

## ○村における情報の収集先と内容

情報収集先		情報の内容	収集担当
①	気象庁（長野地方気象台） 内閣府 危機管理防災課 南信州地域振興局等県現地機関	<input type="checkbox"/> 東海地震に関連する調査情報等 <input type="checkbox"/> 東海地震に関連する情報発表に伴う地震防災応急対策の通知 <input type="checkbox"/> 警戒宣言・警戒解除宣言 <input type="checkbox"/> 気象情報 <input type="checkbox"/> 国・県の警戒本部・支部の設置・廃止	本部事務局 総務課
②	地区拠点班	<input type="checkbox"/> 避難・収容状況 <input type="checkbox"/> 自主防災組織活動状況	
③	飯田国道事務所 飯田建設事務所 中日本高速道路	<input type="checkbox"/> 交通規制状況	
④	飯田広域消防本部	<input type="checkbox"/> 警防本部設置情報 <input type="checkbox"/> 警防本部活動情報	
⑤	長野県警察本部飯田警察署	<input type="checkbox"/> 交通規制情報 <input type="checkbox"/> 住民の混乱状況 <input type="checkbox"/> 犯罪発生等、治安状況	
⑥	信南交通株式会社 東海旅客鉄道飯田支店	<input type="checkbox"/> J R、バス運行・乗客対応状況 <input type="checkbox"/> 交通機関情報	
⑦	他市町村	<input type="checkbox"/> 応急対策実施状況	
⑧	飯田市立病院 下伊那厚生病院 村内医療機関	<input type="checkbox"/> 救護班の編成準備・待機状況 <input type="checkbox"/> 医薬品、医療資機材確保状況 <input type="checkbox"/> 輸血用血液等確保状況 <input type="checkbox"/> 重症入院患者対応状況 <input type="checkbox"/> 外来受付医療機関の状況	健康福祉課
⑨	豊丘村環境課 給水・水道施設	<input type="checkbox"/> 応急給水体制準備状況 <input type="checkbox"/> 上・下水道施設応急対策実施状況	環境課
⑩	長野県トラック協会 流通業者	<input type="checkbox"/> 物資の在庫調達可能量 米穀 <input type="checkbox"/> リ 生活必需品 <input type="checkbox"/> リ 生鮮食料品 <input type="checkbox"/> リ 副食	産業建設課
⑪	緊急輸送関連	<input type="checkbox"/> ヘリポート準備状況 <input type="checkbox"/> 車両確保準備状況	総務課
⑫	豊丘村教育委員会	<input type="checkbox"/> 児童・生徒引渡し状況 <input type="checkbox"/> 住民の避難状況	教育委員会
⑬	社会福祉施設	<input type="checkbox"/> 施設の避難実施状況 <input type="checkbox"/> 入所園児の引渡し状況	健康福祉課
⑭	各課共通	<input type="checkbox"/> 各課の応急対策実施状況	各課

## 2 県・関係機関に対する報告等

長野県地震災害警戒本部・関係機関への報告は、次表を参考に関係する情報を、長野県防災行政無線により南信州地域振興局等県関係機関を通じて報告する。

### ○県警戒本部が収集する主な情報

調査事項	報告ルート
病院の診療状況、救護医療班の出動体制	病院管理者－市町村－保健福祉事務所(保健所)－県警戒本部(健康福祉部)
金融機関の営業状況	金融機関－長野財務事務所－県警戒本部(危機管理部) (農協－市町村－地域振興局－県警戒本部)(農政部) (労働金庫－県警戒本部)(健康福祉部) (その他の金融機関－地域振興局－県警戒本部)(危機管理部)
主要食料の在庫状況等	関東農政局長野支局－県警戒本部(農政部)
列車の運転状況、旅客の状況	J R各社－県警戒本部(企画振興部)
バスの運転状況、旅客の状況	路線バス会社－県警戒本部(企画振興部)
電話等の疎通状況、利用制限の状況	電気通信事業者－県警戒本部(危機管理部)
救護医療班の出動体制	日本赤十字社長野県支部－県警戒本部(健康福祉部) 県医師会－県警戒本部(健康福祉部)
道路の交通規制の状況・車両通行状況	東日本高速道路・中日本高速道路－県警戒本部(建設部) 地方整備局－県警戒本部(建設部) 市町村－建設事務所－県警戒本部(建設部)
緊急輸送車両の確保台数	県トラック協会－県警戒本部(危機管理部)
避難、救護の状況、旅行者数、社会福祉施設の運営状況、デパート・スーパーの営業状況	市町村－地域振興局－県警戒本部(危機管理部)
幼稚園、小中学校の授業実施状況等	市町村教育委員会－教育事務所－県警戒本部(教育委員会) 私立学校－県警戒本部(教育委員会)

## 第4節 広報計画

【総務課】

### 第1 基本方針

地震予知情報等の周知不徹底あるいは突然の発表等に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防災応急対策が迅速かつ的確に行われ、被害の軽減に資するよう、各防災関係機関は、地震予知情報等に対応する広報計画を作成し、これに基づき広報活動を実施する。

### 第2 活動の内容

#### 1 東海地震注意情報受理時の広報

##### (1) 【村が実施する計画】

東海地震注意情報が伝達された場合は、次により広報を行う。

###### ア 広報内容

- (ア) 東海地震注意情報の内容及び東海地震注意情報に続いて発表される東海地震に関連する情報の内容
- (イ) 関係機関の対応状況など、地域住民が行動を的確に判断するための事項
- (ウ) 強化地域内における不要不急の旅行の自粛等、居住者等が留意すべき事項
- (エ) その他必要な事項

###### イ 県を通じた報道機関との応援協力関係

東海地震注意情報を受理した場合は、「災害時における放送要請に関する協定」により、県を通じて放送機関に要請し、テレビ、ラジオ等により住民に呼びかける。

#### 2 警戒本部設置時の広報

##### (1) 【村が実施する計画】

村は、以下の内容、手段、方法により、県及び防災関係機関等から得た情報等について広報を実施するとともに、防災行政無線、音声告知放送、広報車等を活用するほか、状況に応じて自主防災組織の協力を得て、住民に周知する。

なお、外国人等情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応については、外国語による表示、冊子又は外国語放送など、さまざまな広報手段を活用して行う。

###### ア 広報内容

- (ア) 警戒宣言及び地震予知情報等
- (イ) 主な交通機関運行状況及び道路交通状況
- (ウ) 車両運転の自粛と運転者のとるべき処置
- (エ) ライフラインに関する情報
- (オ) 強化地域内外の生活関連情報
- (カ) 事業者等がとるべき措置
- (キ) 避難対象地域外で耐震性が確保されている小規模小売店に対する営業確保の呼びかけ

- (ク) 家庭において実施するべき事項
- (ケ) 自主防災組織に対する防災活動の要請
- (コ) 犯罪予防等のために住民のとるべき措置
- (サ) 金融機関等が講じた措置に関する情報
- (シ) その他必要な事項

イ 問い合わせ窓口

居住者等の問い合わせに対応できるよう、警戒本部に問い合わせ窓口等の体制を整える。

ウ 報道機関との応援協力関係

東海地震注意情報を受理した場合は、「災害時における放送要請に関する協定」により、県を通じて放送機関に要請し、テレビ、ラジオ等により住民に呼びかける。

(2) 【防災関係機関が実施する計画】

ア 放送機関

臨時ニュース、特別番組により迅速かつ的確な情報提供を行うとともに、協定に基づく報道要請があったときは適切な放送を行う。

イ 電力供給機関

報道機関、広報車等を通じ、発災時に備えての電気の安全措置等に関する広報を行う。

ウ ガス供給機関

報道機関、広報車等を通じ、ガス事業者の警戒体制及び地震発生時のガスに関する安全喚起について広報を行う。

エ 東日本電信電話、N T T ドコモ、K D D I 、ソフトバンク

報道機関、広報車等を通じ、通信の疎通状況、利用制限措置等について住民に周知する。

オ J R 会社

報道機関、駅等における掲示等を通じ、警戒宣言前の段階から警戒宣言時の運行規制等の内容や不要不急の旅行を控える必要がある旨、運転状況等について住民に周知する。

カ 路線バス会社

報道機関及び構内等における掲示等を通じ、警戒宣言前の段階から警戒宣言時の運行規制の内容や不要不急の旅行を控える必要がある旨、運転状況等について住民に周知する。

キ 道路管理者

報道機関、道路情報提供装置等を通じ、警戒宣言前の段階から警戒宣言時の運行規制等の内容や不要不急の旅行を控える必要がある旨等について住民に周知する。

ク 水道管理者

報道機関、広報車等を通じ、緊急貯水及び飲料水確保の指導、発災時の対応等について住民に周知する。

ケ その他の防災関係機関

状況に応じ、適時適切な広報活動を行う。

## ○広報する主な内容

<b>【混乱縮小のための情報】</b>	
(1)	住民が状況を判断できるための情報 <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> ① 東海地震注意情報、東海地震予知情報、警戒宣言の内容</li> <li><input type="checkbox"/> ② 流言飛語の打ち消し</li> </ul>
(2)	住民等の災害予防措置呼びかけ <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> ① 出火予防呼びかけ（消火器の点検・火気使用の自粛）</li> <li><input type="checkbox"/> ② 家具等の転倒防止措置を行うこと</li> <li><input type="checkbox"/> ③ 地盤災害（地すべり・斜面崩壊）の警戒</li> <li><input type="checkbox"/> ④ 地域の自主防災活動に参加すること</li> <li><input type="checkbox"/> ⑤ テレビ・ラジオ等の報道機関の情報に注意すること</li> <li><input type="checkbox"/> ⑥ 最低3日間分程度の飲料水・非常食料の準備すること</li> <li><input type="checkbox"/> ⑦ 自動車の運転を自粛すること</li> <li><input type="checkbox"/> ⑧ 特に必要のない外出は避けること</li> <li><input type="checkbox"/> ⑨ 電話の使用を自粛すること</li> </ul>
(3)	一般的な避難情報（避難勧告とは区別） <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> ① 避難所の情報</li> <li><input type="checkbox"/> ② 避難時の注意（一般的避難経路・携行品・危険区域等の情報）</li> <li><input type="checkbox"/> ③ 要配慮者（難聴者・移動困難者等）への支援呼びかけ</li> <li><input type="checkbox"/> ④ 避難時の車の使用制限</li> </ul>
(4)	応急対策実施状況 <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> ① 行政の対応状況</li> <li><input type="checkbox"/> ② 消防団・自主防災組織等の対応状況</li> </ul>
(5)	その他
<b>【生活関連情報】</b>	
(1)	医療情報 <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> ① 医療機関の受入情報</li> <li><input type="checkbox"/> ② 臨時開設された医療施設・救護所情報</li> <li><input type="checkbox"/> ③ 専門医療（人工透析等）医療機関情報</li> </ul>
(2)	ライフライン情報 <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> ① ライフライン施設の応急対策実施状況</li> <li><input type="checkbox"/> ② 代替燃料・機器に関する情報</li> </ul>
(3)	交通・道路情報 <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> ① 鉄道・バス等の運行情報</li> <li><input type="checkbox"/> ② 道路情報（交通規制・渋滞情報）</li> </ul>
(4)	生活の基礎情報 <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> ① 店舗営業情報</li> <li><input type="checkbox"/> ② 避難所・地域での生活情報</li> <li><input type="checkbox"/> ③ 通常の行政サービス情報</li> <li><input type="checkbox"/> ④ 各種相談窓口情報</li> <li><input type="checkbox"/> ⑤ 学校・保育園の休校・休園情報</li> </ul>
(5)	その他

## 第5節 避難活動等

【健康福祉課】

### 第1 基本方針

東海地震に関する「警戒宣言」が発せられた場合は、地震発生に伴う被害を最小限にとどめ、避難に伴う混乱、事故を防止することを基本として、迅速、的確な避難措置を講ずる。

その際、高齢者、乳幼児、傷病者等に対する支援や外国人、観光客等に対する誘導など、要配慮者の避難誘導にあたっては、特に配慮し、屋内避難を考慮に入れた対策を講ずる。

また、避難の勧告又は避難指示（緊急）の対象となるがけ地崩壊危険地域等の範囲（以下「避難対象区域」という。）における避難は、徒歩を原則とするが、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区（以下「車両避難対象地区」という。）については、必要最低限の車両避難についても検討するなど避難活動の実効性を確保する。

なお、避難対象地区以外の住民等は、耐震性の確保された自宅での待機等安全な場所で行動する。このため、あらかじめ自宅の耐震点検等を行い、耐震性を十分に把握しておく。

### 第2 活動内容

#### 1 避難の勧告又は指示

##### （1）【村が実施する計画】

ア 警戒宣言時に避難の勧告又は指示の対象となる区域は、おおむね次の基準によりあらかじめ村長が定める地区とする。

（ア） がけ地、山崩れ崩落危険地区

（イ） 崩壊危険のあるため池等の下流地区

（ウ） その他村長が危険と認める地区

イ 避難対象地区の住民等に広報車、防災行政無線、音声告知放送等の手段を活用し、地区的範囲、指定緊急避難場所、避難路及び勧告又は避難指示（緊急）の伝達方法等について十分徹底を図る。

ウ 警戒宣言が発せられた時、村長は、避難対象地区に避難の勧告又は避難指示（緊急）を行い、また必要と認められる地域に危険防止のための警戒区域の設定を行う。

また、村長は、自主防災組織、住民及び関係者に対し、次の指導を行う。

（ア） 防災用具、非常持出品及び食料の準備

（イ） 避難路の把握及び避難誘導、避難の際の携行品制限

（ウ） 避難場所の点検及び収容準備

（エ） 収容者の安全管理

（オ） 負傷者の救護準備

（カ） 避難行動要支援者の避難救護

##### （2）【住民が実施する計画】

平常時から避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法を確認しておく等地震發生に備えて万全を期するよう努め、警戒宣言が発せられた場合には、避難対象地区の住民等は、村の指示にしたがい、あらかじめ指定された避難場所に速やかに避難する。

## 2 車両による避難

### (1) 【村が実施する計画】

- ア 村は、警察本部及び県危機管理室と協議のうえ、あらかじめ避難対象地区のうち、必要最小限の車両避難を認める地区について、定めておく。
- イ 車両避難対象地区は、山間地等で避難地までの距離がおおむね4km以上離れているなど、徒歩による速やかな避難が著しく困難な地区であること等を要件とするほか、災害時の交通管理に支障のないよう、地域の実態に応じて、飯田警察署と調整しておく。
- ウ 車両避難対象地区については、各地域における指定緊急避難場所の設置等環境の変化に応じて、その都度必要な検討・見直しを行う。
- エ 車両を避難に活用する場合は、対象車両、対象人員を確実に把握しておくとともに、対象車両数や指定緊急避難場所の駐車スペースを考慮し、具体的な避難の方法等を定めておく。
- オ 災害時には、ただちに停車する等、地震情報、交通情報に応じた安全な行動を行うよう周知を図る。

### (2) 【住民が実施する計画】

車両による避難を実施する場合は、地震情報、交通情報に応じた安全な行動を心掛けるとともに、発災時の停車又は、避難地における駐車にあたっては、緊急通行車両等の走行を妨げないよう配慮する。

## 3 屋内避難

### (1) 【村が実施する計画】

- ア 警戒宣言が発せられた場合の避難は、屋外を原則とするが、避難対象地域内の住民のうち、高齢者、傷病者、幼児等の要配慮者で在宅の者及びその介護等に必要な付添者については、長野県地域防災計画資料編「東海地震の防災対策強化地域に係る屋内避難施設の選定及び安全確保のための指針」（以下「屋内避難指針」という。）の基準を満たす避難施設の選定が可能な場合は、必要に応じて屋内避難の対象とする。
- イ 指針にしたがい、小中学校等の公共施設の中から、屋内避難が、可能な施設を設定するとともに、避難対象地域内の屋内避難の対象とすべき者の概数をあらかじめ把握しておく。
- ウ 屋内の避難が可能な施設の収容力が、屋内避難対象者に対して不足している場合は、避難対象地区外の知人・親戚宅等への避難も含め、要配慮者に配慮した対策を講じる。

## 4 要配慮者利用施設における避難対策

### (1) 【村が実施する計画】

避難対象地区内の要配慮者利用施設の有無を確認し、これらの施設が所在している場合は、下記事項に留意しつつ避難方法等を調整しておく。

- ・警戒宣言等が発せられた場合の迅速な情報伝達（夜間等を含む）
- ・徒歩避難困難者の避難についての具体的な避難方法、使用者両等
- ・屋内避難指針に適合した施設、知人・親戚宅等、避難先についての検討

(2) 【要配慮者利用施設の管理者が実施する計画】

要配慮者利用施設の管理者は、村と調整の上、それぞれの施設の耐震性を十分考慮して、その利用実態、宿泊直者等の有無等に応じて下記事項について定めておく。また、東海地震注意情報に基づき、政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、利用者、入所者等の安全確保のために必要な対策を講ずる。

- ・夜間・休日を含めた連絡体制
- ・避難行動要支援者の避難方法、使用車両等
- ・利用者、入所者等の態様に応じた避難先

## 5 避難活動

(1) 【村が実施する計画】

ア 避難の状況、避難所の配置、避難者の数、必要な救助、保護の内容等について状況を把握するとともに、県へ報告する。

イ 避難所の設置及び運営については、次により行う。

(ア) 避難所の生活が円滑に行えるように、必要に応じて、仮設トイレ、寝具、テント等必要な物品の調達・備品等について定めておく。

また、避難生活の維持にあたっては、自主防災組織の協力を得る。

(イ) 避難所で避難生活をする者は、避難の勧告又は避難指示（緊急）を受けた者、帰宅困難者、滞留旅客等で、居住する場所を確保できない者とする。なお、帰宅困難者、滞留旅客の保護等のため、帰宅支援等必要な支援を講ずる。

(ウ) 設置場所は、計画に基づく危険のない場所とする。

(エ) 避難所の設置期間は、警戒宣言が発せられてから解除されるまで又は地震発生に伴う避難所が設置されるまでの間とする。

(オ) 避難所の運営は、自主防災組織の協力を得て行う。

(カ) 避難所には、運営のための必要な職員を派遣するとともに、必要により、安全の確保と秩序維持のため、警察官の配置を要請する。

(2) 【住民が実施する計画】

住民及び自主防災組織は、避難及び避難所の運営に関し、村に積極的に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的な秩序ある避難生活をおくるように努める。

## 第6節 食料、生活必需品、飲料水の確保計画

【健康福祉課・環境課】

### 第1 基本方針

警戒宣言時に必要な食料及び生活必需品は、住民が自主防災活動により確保するものとし、村は、住民の自助努力で確保できないものについて、緊急物資としてあっせんするほか、物資流通の円滑化に配慮する。なお、東海地震注意情報に基づき、政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、緊急物資の調達及びあっせん等を円滑に実施するため、利用可能な備蓄物資量の確認、調達可能量の把握等の準備を行う。

また、地震発生時の飲料水確保について、必要な措置を講ずる。

### 第2 活動内容

#### 1 食料及び生活必需品の確保

##### (1) 【村が実施する計画】

ア 緊急避難等で非常持出しができなかった住民等に緊急物資の供給の必要が生じたときの物資の調達又はあっせんを行う。

イ 平常時から緊急物資の在庫状況を把握しておくとともに、必要に応じて物資等の供給協定の締結を行う。

ウ 県に対する緊急物資の調達又はあっせんの要請を行う。

エ 避難対象地区以外において住民が、食料等生活必需品を確保し、日常生活の維持が可能となるよう、小規模小売店等に対し、営業の継続を要請する。また、要請が可能となるよう、主要な店舗等と警戒宣言時における安全性を確保しながらの営業のあり方について協議しておく。

オ 生活必需品との備蓄について、住民に対して周知する。

カ 物資拠点の開設準備を行う。

##### (2) 【関係機関が実施する計画】（農林水産省 総合食料局）

「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、知事又は村長からの要請を受けて、緊急売却の措置を講ずる。

##### (3) 【住民が実施する計画】

住民は、避難対象地区の内外を問わず、平常時から、食料等の生活必需品の備蓄に努める。

住民は、緊急物資、非常持出品の整備、搬出を行うが、パニックに陥って買いだめ等に走ることなく、冷静に行動すること。

#### 2 飲料水の確保計画

##### (1) 【村が実施する計画】

ア 住民に対して貯水の励行に関する広報を徹底する。

イ 応急給水計画に基づき、他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水活動の準備を行う。

- ウ 水道施設の安全点検を実施し、二次災害防止措置の準備を行う。
- エ 応急復旧体制の準備を行う。
- オ 物資拠点の開設準備を行う。

(2) 【住民が実施する計画】

飲料水及び生活用水を、可能な範囲で貯水する。

## 第7節 医療救護及び保健衛生活動計画

### 【健康福祉課】

#### 第1 基本方針

地震発生に備え、関係機関との連携を密にして、医療救護及び保健衛生活動体制を確立する。なお、東海地震注意情報に基づき、政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するための準備的措置を最大限に行う。

#### 第2 活動内容

##### 1 医療救護体制の確立

地震発生時の人的被害に備え、強化地域以外からの支援体制を含め、医療救護体制の準備を整える。

###### (1) 【村が実施する計画】

- ア 飯伊地区包括医療協議会等に対し、救護班の出動準備を要請する。
- イ 医薬品、医療用資機材等の必要量及び医薬品卸業者、薬局等の備蓄量を迅速に把握し、必要に応じて県又は関係機関に対して供給の要請を行う。
- ウ 救護所等に医薬品、衛生材料、救護用資機材等を配備し、受入れ体制を整える。
- エ 傷病者の搬送準備をする。
- オ 住民に対し、救護所及び応急救護に携わる指定医療機関の周知を図る。

###### (2) 【関係機関が実施する計画】

- ア 日本赤十字社（長野県支部）

日本赤十字社長野県支部長は、救護資機材等の装備の確認を行い、医療救護班の出動に備える。

県から協力要請があったとき、又は支部長が必要と認めたときは、救護班等を派遣する。

- イ 飯伊地区包括医療協議会

村から協力要請があったとき、又は会長が必要と認めたときは、救護班等を派遣する。

- ウ 災害拠点病院等

災害に備えて、傷病者の受入れ体制について万全を期すとともに、関係機関からの要請により、医薬品、医療用資機材等の提供を行う。

##### 2 保健衛生体制の確立

地震発生に備えて体制を確立するとともに、応急用資機材を準備し、住民は、自己完結の努力をする。

###### (1) 【村が実施する計画】

し尿処理、ごみ処理、感染症予防等の活動について、資機材を準備する。

###### (2) 【住民が実施する計画】

し尿処理、ごみ処理等の自家処理に必要な器具を準備し、可能な限り自己完結する。

## 第8節 児童生徒等の保護計画

【教育委員会・健康福祉課】

### 第1 基本方針

警戒宣言発令は授業中等に限らず、登下校中の場合もあり得ることから、小学校、中学校、保育園（以下この節において「学校」という。）においては、平素から地震予知情報等が発せられた時の対処のための行動等を指導するとともに、警戒宣言前に提供される情報の内容、通学方法、通学距離、通学時間、通学路、交通機関の状況等を勘案し、保護者等と密接な連携を図り、幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）の安全確保を最優先とした対策を講ずる。

なお、学校においては、地域の特性や学校の置かれた状況等を踏まえ、児童生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別、学校施設の避難地及び避難所指定等の実態に即した計画の策定や対策を実施する。

### 第2 活動内容

#### 1 【村（教育委員会）が実施する計画】

児童生徒等が在校中に警戒宣言が発せられた場合、授業又は学校行事をただちに中止し、警戒宣言が解除されるまでの間又は地震発生後安全が確認されるまでの間、原則として休校とするとともに、以下の事前対策を実施する。また、児童生徒等が在宅中に警戒宣言が発せられた場合は、登校（又は登園）しない。

なお、遠距離通学・通園などの事情により警戒宣言発令後に対策を講じたのでは児童生徒等の安全確保ができないと予想される場合、東海地震注意情報に基づき、政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った時点で、必要により授業等を中止し、児童生徒等の帰宅や保護者の引渡しなどの安全確保対策をとることができる。

- (1) 児童生徒等の安全確保に十分留意し、必要に応じ、教職員が引率してその集団下校や直接保護者への引渡しを行う。
- (2) 児童生徒等については帰宅させることを原則とするが、留守家庭、交通機関利用通学者、危険区域内在住者等で、帰宅、引渡しが困難と考えられる場合は避難地又は学校で保護する。この場合、事前に保護者と打合せの上、個々についての対応の仕方を確認しておく。
- (3) 保護にあたっては不安、動搖を与えないよう配慮するものとし、保護する児童生徒の氏名、人数を確実に把握し、村地震災害警戒本部へ報告する。
- (4) 保護した児童生徒等の生活に必要な主要食料、水、生活必需品等の確保については、村地震災害警戒本部と協議の上、対策を講ずる。
- (5) 警戒宣言が登下校中に発せられた場合に備え、児童生徒等に対し以下の事項を徹底しておく。
  - ア ブロック塀、橋、がけ下などの危険箇所から離れる。
  - イ 学校か自宅か近い方に急いで避難することを原則とする。
  - ウ 交通機関利用者については、その場の指揮者（乗務員、添乗員、車掌等）の指示により行動し、勝手な行動はとらない。

## 第9節 消防・救急救助等対策

【総務課】

### 第1 基本方針

警戒宣言が発せられた場合、豊丘村地域防災計画及び飯田広域消防計画に基づき、平常時の業務を停止又は縮小し、消防・救急救助対策活動を実施する。

また、東海地震応急活動要領等に基づく広域的な応援の受け入れ準備活動も実施する。

### 第2 活動内容

#### 1 【村が実施する計画】

- (1) 消防無線等による正確な情報の収集及び伝達体制を確立する。
- (2) 警察庁、防衛庁及び消防庁の応援部隊を受入れるため、あらかじめ定めた活動拠点の施設管理者と連携し、施設を確保する。
- (3) 火災防除のため、現有消防力を有機的に運用し、効果的な警戒を図る。
- (4) 火災発生の防止、初期消火活動については住民等への広報を行う。
- (5) 自主防災組織等の消防防火活動に対する指導を実施する。
- (6) 消防団、自主防災組織の協力を得て、消防団詰所、公民館、コミュニティー防災拠点施設等に配置した資機材等の確認を行う。

#### 2 【自衛隊、飯田広域消防本部が実施する計画】

- (1) 地震予知情報等の収集と伝達体制を確立する。
- (2) 地震に備えての消防部隊の編成強化を行う。
- (3) 資機材及び救急資機材を確保する。
- (4) 迅速な救急救助のための体制確保
- (5) 応援部隊を受入れるため、あらかじめ定めた前進拠点及び進出拠点の施設管理者と連携し、施設を確保する。
- (6) 出火防止、初期消火等の広報を行う。（消防本部）
- (7) 施設、事業所等に対し、応急計画の実施を指示する。（消防本部）

#### 3 【飯田広域消防本部、消防団が実施する計画】

- (1) 消防職員及び消防団員は、東海地震注意情報・東海地震予知情報を受理した時は、飯田広域消防計画により、所定位置に参集する。
- (2) 消防本部は、地震災害警防本部（以下「警防本部」）を設置する。その編成運用は、飯田広域消防計画により実施する。
- (3) 主な活動事項  
警防本部は、東海地震注意情報・東海地震予知情報受理により次の活動を行う。

ア 地震予知情報等の収集、伝達及び防災広報

警防本部と地震災害警戒本部は相互に連携し、地震予知情報の収集に努め、速やかに全域に情報の伝達を行い、自主防災体制の確立を促すとともに、出火防止の呼びかけを繰り返し行う。

イ 消防団の事前配備

地震予知情報等により、地震による出火延焼拡大阻止及び重要避難路確保のため、消防団分団詰所に参集し、村消防団本部の指示により、消防団員は所定の位置に配置する。

ウ 事業所に対する応急対策の実施指導

消防長は各事業所責任者に自衛消防隊等の自主的配備を勧奨し、消防警戒体制の確立を図る。

エ 消防団員の行動

東海地震注意情報・東海地震予知情報（警戒宣言）が発令されたことを知ったときは、伝達を待たず、速やかに消防団分団詰所に参集する。

オ 同時多発火災の応急対策

(ア) 地震によって起こる火災を防止するため、消防署及び各分団の車両により管内を巡回し、出火予防を呼びかける。

(イ) 地震予知情報の発表に伴い、電話の混線が予想されるので、この場合も前項に準じ各車を巡回させ、火災の早期発見に努めるとともに、無線又は適宜の方法により速やかにその状況を分団から村消防団本部に連絡し、災害の初期鎮圧を図る。

(ウ) 消防団は、管内を巡回し、可能な限り隣接分団と連絡を密にし警戒する。火災を発見した場合は、極力自衛で鎮圧を図り、もし、火災規模が大きく自衛のみでは消火することが困難であると判断したときは、その状況を速やかに村消防団本部に報告し、他の分団の出動を要請する。

なお、隣接各分団は、現に出動している分団の管内もあわせて巡回し、警戒に万全を期する。

(エ) 同時多発火災が発生した場合又は発生するおそれのある場合の火災出動は、消防長又は消防団長が行う特別命令による。

## 第10節 村が管理又は運営する施設等の地震防災応急対策

【各課】

### 第1 基本方針

地震発生時に被害軽減及び円滑な応急対策の実施を図るため、東海地震注意情報・東海地震予知情報（警戒宣言）発表時に村が管理又は運営に対する施設等について実施する主な事項について定める。なお「第3章 災害応急対策計画」に照らし合わせ、発災に備えた準備に万全を期す。

### 第2 活動内容

#### 1 道路

- (1) 緊急輸送路確保、道路啓開に必要な資機材、人員の把握、出動体制の確立
- (2) 所管道路の緊急点検及び巡視による交通の制限、工事中道路の工事中断等の措置
- (3) 避難に支障をきたす障害物の除去
- (4) 橋梁、法面等の危険箇所の点検及び安全措置

#### 2 河川施設及びため池等

- (1) 河川等の所管施設の緊急点検及び巡視による安全措置
- (2) 管理施設の非常用発電装置の準備、点検その他所要の被災防止措置
- (3) 必要に応じてため池から放水、用水路の断水又は減水の措置
- (4) 必要に応じて安全な場所に速やかな警戒避難が可能な体制の確立

#### 3 不特定多数かつ多数の者が出入りする施設

東海地震注意情報が発せられた場合、村が管理する庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、学校等における施設管理者としての管理上の措置はおおむね次のとおりである。

- (1) 東海地震注意情報等の入場者等への伝達
- (2) 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- (3) 施設の防災点検及び応急補修、設備、備品等の転倒、落下物防止措置
- (4) 出火防止措置
- (5) 受水槽等への緊急貯水
- (6) 消防用施設の点検、整備と事前配備
- (7) 非常用発電装置の準備、水の緊急配備、コンピュータ・システムなど重要資機材の点検等の体制
- (8) 重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置

#### 4 地震予知情報（警戒宣言）が発せられた場合の地震防災応急対策の実施上重要な建物に対する措置

- (1) 警戒本部又は、拠点がおかれている庁舎の管理者は、3に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。

また、地震災害警戒本部等を村が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請する。

ア　自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

イ　無線通信機等通信手段の確保

ウ　地震災害警戒本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

- (2)　この計画に定める避難場所又は応急救護所等がおかれる学校、社会教育施設等の管理者は3の掲げる措置をとるとともに、村が行う避難所又は救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力する。

## 5　工事中の建築物に対する措置

工事中の建築物その他工作物又は施設については、原則として工事を中断する。

## 第11節 防災関係機関の講ずる措置

### 【関係機関】

#### 第1 基本方針

防災関係機関は、東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合、平常時の活動を継続しつつ、情報の内容に応じて連絡用職員の確保など必要な対応をとり、東海地震注意情報が発表された場合は、相当の職員の参集を行うとともに、相互に連携して迅速かつ的確な情報収集を実施し、これら情報の共有を図る。

また、防災関係機関は、東海地震注意情報に基づき、政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合又は警戒宣言が発せられた場合は、災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するために必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行う。

#### 第2 活動内容

##### 1 電気（中部電力パワーグリッド）

- (1) 地震災害警戒本部を設置する。
- (2) 電力設備の特別巡回点検を実施し、通信網の確保、要員、資機材の確保を図るとともに、その輸送ルートを確立する。
- (3) 社員一人ひとりが、迅速・的確な行動をとれるよう、個々の行動、役割を記載したカードを全職員が携帯する。
- (4) 訪問者、見学者等の安全避難を図るとともに、テレビ、ラジオ等を通じて利用者に対する具体的な安全措置についての広報を行う。

##### 2 通信（東日本電信電話、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク）

- (1) 地震災害警戒本部を設置し、必要人員を配置するとともに、復旧体制を確立する。
- (2) 重要通信を確保するため、通信の疎通状況の監視を強化し、必要により通話規制等の利用制限措置を講じる。
- (3) 通信の途絶を防止するため、災害対策機器の試験・点検を行う。
- (4) 通信の疎通状況・利用制限措置等について利用者への広報を行う。
- (5) 警戒宣言発令後、状況に応じて災害用伝言ダイヤル・web171等の安否確認に必要な措置を行う。また、必要に応じてこれらの措置を警戒宣言前から行う。

##### 3 ガス（ガス事業者）

- (1) 速やかに地震災害対策本部を設置し、非常体制を確立する。
- (2) 工事中のガス工作物については、安全措置を講じてただちに中止する。
- (3) 巡視、点検を実施し、必要な資機材を確保する。
- (4) 利用者に対し、テレビ、ラジオ、広報車等を通じて、ガス事業者の警戒態勢及び地震発生時のガスに関する安全喚起について広報を行う。
- (5) 警戒宣言が発せられた場合においても、ガスの供給を確保する。

#### 4 金融機関

- (1) 警戒宣言が発せられた場合は、その時点から、民間金融機関における窓口業務は停止する。ただし、預金取扱金融機関においては、普通預金の払戻業務以外の業務は停止し、その後、店頭の顧客の混雑等の状況を的確に把握し、混乱を起さないように窓口における払戻業務も停止する。
  - (2) 預金取扱金融機関においては、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機（A T M）等において預金の払戻しを継続する等、居住者等の日常生活に支障をきたさないような措置を講ずる。
  - (3) 営業停止等を周知させるため、ポスターの店頭掲示、新聞やインターネット等を活用して広報を行う。
- ※ 「民間金融機関」とは、「預金取扱金融機関」、「保険会社」、「証券会社」等をいい、「預金取扱金融機関」とは、銀行、信用金庫、労働金庫、信用組合、農業協同組合等の預金を取り扱う機関をいう。

#### 5 日本郵便信越支社

- (1) 日本郵便信越支社等に非常災害対策本部を設置し、発災に備えて災害応急体制及び復旧体制を整える。
- (2) 警戒宣言が発せられた場合は、その時点から各局所における業務の取扱いを停止する。
- (3) 日本郵便信越支社は警戒宣言に伴う郵便の業務運営について、報道機関等を通じ、広報活動を行う。
- (4) 強化地域内に所在する支店、郵便局等において、窓口取扱いを行う事務の種類及び取扱時間並びにその他の必要事項を店頭又は局前等に掲示する。
- (5) 警戒宣言が解除された場合は、遅滞なく平常どおりの業務を行う。

※「路線バス会社・村営バス」は「第13節 交通対策」に掲載。

## 第12節 売り惜しみ・買い占め等の防止

【産業建設課】

### 第1 基本方針

警戒宣言が発せられた場合、悪質商法や、売り惜しみや買い占め等による物価の高騰等を防ぎ、必要物資の安定供給のため、措置が必要である。

### 第2 活動内容

#### 1 【村が実施する計画】

- (1) 売り惜しみ、買い占め及び便乗値上げを防ぐため、生活必需物資等の価格需給動向について調査、監視を行う。
- (2) 適正な価格若しくは条件による販売、流通を確保するため、関係業界に対して協力を要請する。
- (3) 情報不足、混乱により損なう消費者利益を回復するため、生活必需物資の価格、供給状況等について必要な情報を提供する。
- (4) 売り惜しみ、買い占め、便乗値上げ、警戒宣言に便乗した悪質商法等に対する消費者からの相談に対応するため、相談窓口等を設置する。
- (5) 村内又は下伊那郡内の流通業者との連携を図る。

#### 2 【住民が実施する計画】

集団心理的パニックを防ぐため、自ら冷静な消費行動に努める。

## 第13節 交通対策

【総務課・産業建設課】

### 第1 基本方針

警戒宣言発令時には、交通の混乱と交通事故等の発生を防止するとともに、利用者の安全確保、円滑な避難及び緊急輸送路を確保するため、次に定めるところにより交通規制等を実施する。

また、村は車両・鉄道の運行停止に伴う滞留旅客・不要不急の旅行等に対応するための措置を講じる。

なお、県、警察署、村、道路管理者は、警戒宣言前の段階から警戒宣言時の交通規制等の情報について、あらかじめ情報提供するとともに、不要不急の旅行等を控えるよう要請を行う。

### 第2 活動の内容

#### 1 道路に関する事項

##### (1) 【県が実施する計画】（警察本部）

- ア 強化地域内での一般車両の走行は極力抑制する。
- イ 強化地域への一般車両の流入は極力制限する。
- ウ 強化地域外への一般車両の流出は、交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。
- エ 避難路及び緊急輸送路については、優先的にその機能の確保を図るため、原則として一般車両の通行を禁止又は制限する。
- オ 高速自動車国道については、一般車両の県内への流入を制限するとともに、強化地域内におけるインターチェンジからの流入を制限する。
- カ 警察庁指定の広域交通規制対象道路については、必要な交通規制、迂回誘導、自動車利用の抑制の要請等を行う。
- キ 自動車運転者の執るべき措置の指導  
平素から関係機関と連携して、自動車運転者に対し、次の事項の周知徹底を図る。

##### ○ 警戒宣言が発せられた場合における措置

走行中のとき	<p>① 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。</p> <p>② 車両をおいて避難する時は、できる限り路外に停車すること。やむを得ず道路に置いて避難する時は、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままでし、窓は閉め、ドアはロックしないこと。</p>
避難するとき	第5節でいう「車両による避難」が認められた地区を除いては、避難のために車両を使用しないこと。

(2) 【村が実施する計画】

- ア 関係事業者と連携した滞留旅客対策を行う。
- イ 警戒宣言前の段階から警戒宣言時の交通規制等の情報について、あらかじめ情報提供するとともに、不要不急の旅行等を控えるよう要請を行う。
- ウ 中央自動車道から車が流入してきた場合、村の道路容量では対処できない場合があるので、中日本高速道路及び近隣市町村と滞留旅客の対策について協議する。

(3) 【中日本高速道路㈱が実施する計画】

日本道路公団は、その防災業務計画の定めるところにより、警戒宣言の対策を実施する。

(4) 【村営バスが実施する計画】

- ア 車内等の旅客に対し、掲示物、放送等により情報を伝達する。
- イ 警戒宣言の情報を入手したときは、車両の運行を中止し、安全な場所に停止し、旅客に避難地を教示する。児童・生徒については、学校と連絡をとり、必要な対応措置をとる。

## 第14節 緊急輸送

【総務課・産業建設課】

### 第1 基本方針

警戒宣言発令時における緊急輸送は、地震防災応急対策上必要な、最小限の範囲で実施するものとし、各機関と協議の上、地震災害警戒本部が必要な調整を行う。

なお、村及び関係機関は、発災後の緊急輸送に備えて、輸送用車両及びヘリポート等の確保を図る。

### 第2 活動の内容

#### 1 緊急輸送の対象

警戒宣言が発せられた場合、緊急輸送の対象となる人員、物資等の範囲は次のとおりである。

- (1) 地震防災応急対策実施要員
- (2) 地震防災応急対策の実施に必要な食料、医薬品、防災資機材等の物資、資機材
- (3) その他警戒本部長が必要と認める人員、物資又は資機材

#### 2 【村が実施する計画】

##### (1) 緊急輸送の原則

ア 東海地震予知情報（警戒宣言）が発表された場合の緊急輸送は、地震防災応急対策の実施に最低限必要な人員、物資について行う。

イ 地震発生後の緊急輸送活動を円滑に行うための要員、車両、燃料の確保等について、輸送関係機関の協力を求め、輸送の準備を行う。

ウ 警戒宣言が発表された後相当期間が経過し、村内における食料、その他の物資に不足が生じた場合には、県地震災害警戒本部と協議し、緊急輸送を行う。

エ 緊急輸送の円滑な実施を確保するため、地震災害警戒本部において調整を行う。  
輸送の優先順位は原則以下のとおりとする。

- (ア) 第1順位 住民の生命の安全を確保するため必要な輸送
- (イ) 第2順位 地震防災応急活動を実施するため必要な輸送
- (ウ) 第3順位 地震発生後の活動の準備のための輸送

##### (2) 陸上輸送

###### ア 緊急輸送路の確保

県が指定した緊急輸送路と村の指定道路を関係機関と連携し、標識の設置及び交通規制等必要な措置を講じる。

###### イ 輸送拠点の確保

あらかじめ指定された輸送拠点について、要員配置のための連絡調整及び必要な資機材等の確保等、開設に必要な準備を行う。

###### ウ 車両等の確保

次により、輸送手段の確保を図る。

- 
- (ア) 村有車両の一括管理による利用制限
  - (イ) 車両への給油及び燃料確保のため村内燃料供給業者への協力要請
  - (ウ) 民間輸送企業等からの調達
- (3) 緊急空輸  
救急患者の搬送、物資輸送等で道路事情の悪化により、ヘリコプターの輸送が適当と判断される場合は、ヘリコプターでの空輸を要請する。
- (4) 緊急通行車両の確認  
地震防災応急対策の円滑な実施のため必要がある場合は、第3章第10節「緊急輸送活動」に定める手続きに準じ、緊急通行車両の確認を受ける。

### 3 【関係機関が実施する計画】

各関係機関は、発災後の緊急輸送に備えて、輸送用車両等の確保を図る。

## 第15節 他機関に対する応援の要請

【総務課】

### 第1 基本方針

警戒宣言が発せられた場合、各機関は地震防災応急対策上必要に応じて、法令やあらかじめ締結した協定等に基づき、応援を要請する。

#### 1 応援要請締結状況

村が地震防災応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は、次のとおりである。

協定名	協定締結先	締結年月日	協定内容
長野県市町村災害時相互応援協定	長野県内全市町村	平成8年4月1日 平成23年12月16日	災害時における物資等の提供及びあっせん、人員の派遣等（改定）
災害時の医療救護についての協定	飯伊地区包括医療協議会	平成8年5月31日 平成15年11月1日	災害時の医療救護（改定）
三遠南信災害時相互応援協定	三遠南信地域（東三河、遠州、南信州）の3県30市町村	平成8年7月8日 平成17年11月4日	災害時の相互応援（改定）
災害時における飯伊15市町村と飯田郵便局並びに飯田市・下伊那郡特定郵便局との相互応援協定	飯田郵便局・飯田下伊那特定郵便局	平成9年8月25日	郵便貯金の非常払い戻し、非常貸付け 災害時の郵便輸送確保等
災害時における住民生活の早期安定を図るための協定	飯伊14市町村・南信州広域連合・みなみ信州農業協同組合	平成12年1月20日	応急生活物資等の調達及び安定供給、緊急資金の融通、共済金の迅速な支払い等
災害応急措置の協力に関する協定	南信州広域連合 社団法人長野県建築士会飯伊支部	平成18年12月24日	避難施設の応急危険度判定等
災害時消防相互応援協定	南信州広域連合・飯田下伊那14市町村	平成18年1月13日	災害時の相互応援

#### 2 応援要請等

##### （1）応援協定締結市町村等への応援要請

村は、必要と認めるときは、1に掲げる応援協定のうち最も当該必要状況に適した締結先に応援を要請する。

##### （2）他市町村長への応援要請

村長は、警戒宣言が発せられた場合において、地震防災応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、大震法第26条の規定により他の市町村長等に対し応援を求めることができる。

(3) 知事への応援要請

村長は、村域において地震防災応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、大震法第26条の規定により、知事に対し応援を求め、又は応急措置を要請することができる。

(4) 受入体制の確保

村は、地震が発生し、県・他の市町村及び協定団体等からの応援を受入れることとなつた場合に備え、関係機関との連絡体制を確保し、受入れ体制を確保するように努める。

(5) 費用の負担

県・他の市町村及び協定団体等から本村に応援がなされた場合の応援に要した費用の負担方法は、大震法第31条に定める方法による。

### 3 自衛隊の地震防災派遣要請

村長は、地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため、自衛隊の支援の必要があると認めるときは、知事に対し、次の事項を明らかにして自衛隊の地震防災派遣要請を依頼する。

- (1) 派遣を要請する事由
- (2) 派遣を要請する期間
- (3) 派遣を希望する区域
- (4) その他参考になるべき事項

## 第16節 事業所等の対策計画

【事業者】

### 第1 基本方針

警戒宣言が発せられた場合、あらかじめ地震防災応急計画を定め、それぞれ関係機関へ届出すべき施設又は事業（大規模地震対策特別措置法第7条第1項に規定された施設又は事業で政令の定めるもの）の管理者又は運営者（以下「事業所等」という。）は、地震災害の未然防止と社会的混乱を避けるため、次の事項を基本として必要な措置をとる。

これらの事業所等においては、東海地震注意情報に基づき、政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、建物等の耐震性や立地条件、営業の利用状況などを判断して、警戒宣言時の地震防災応急対策を円滑に実施するための確認又は準備的措置を行う。

### 第2 活動の内容

#### 1 【事業所が実施する計画】

##### （1）施設内の防災体制の確立

- ア 防災責任者などを中心にして、地震災害を未然に防止し、又は軽減するための体制を確立する。
- イ 地震予知情報等必要な情報を正確に入手し、顧客や従業員等に迅速かつ正確に伝達し、避難誘導や安全確保のための措置を講ずる。
- ウ あらかじめ定められた分担にしたがって地震防災応急対策を実施する。

##### （2）応急保安措置の実施

地震防災応急計画に基づいて、防災体制を整える。

- ア 火気使用を自粛する。
- イ 落下物による被害等防災上の点検を行い必要があれば、応急修理を実施する。
- ウ 消火器具等の消防施設を点検し、出火に備える。

なお、夜間、休日等時間外に警戒宣言が発せられた時は、地震防災応急計画に基づいて、ただちに出社し、あらかじめ定めてある応急対策を行うこととする。

#### 2 【従業者の帰宅措置】

事業所等においては、応急保安措置を講じた後は、保安要員を残し避難を開始する。この場合、従業員数、道路交通状況、警戒宣言が発せられた時刻等を考慮して、帰宅経路にかかる状況を確認したうえで、相互協力し時差退社させる。

ただし、帰宅にあたっては、徒步又は自転車によるものとし、原則として自家用車による帰宅はしない。

なお、強化地域内では、鉄道、バス等の運行が停止されるので、帰宅方法等について適切な措置を講じておく。

## 第17節 自主防災活動計画

【各課】

### 第1 基本方針

東海地震注意情報発表後、生命と財産を住民自身の手で守るために、各自主防災組織、住民等が自主的に行う活動について定める。

### 第2 活動の内容

#### 1 自主防災組織の活動拠点の設置（自主防災組織）

自主防災組織ごとに区民会館、指定施設へ避難所等を設置し、避難所等には地区連絡所を設置する。

#### 2 情報の収集・伝達（総務課・自主防災組織）

- (1) 東海地震注意情報、東海地震予知情報等が、正確に全家庭に伝達されているか確認に努める。
- (2) 東海地震関連情報をテレビ、ラジオで入手するよう努める。
- (3) 各地区の避難所等に役員が参集し、地区内からの情報の収集にあたる。
- (4) 必要に応じて、防災行政無線による避難勧告等の伝達を行う。

#### 3 防災用資機材等の配備・活用（自主防災組織）

- (1) 消火器、可搬型消防ポンプ等初期消火用資機材の点検と準備を行う。
- (2) 各地区内に保管中の防災用資機材等を点検し、必要な場所に配備する。

#### 4 家庭内対策の徹底（住民）

次の事項について、各家庭へ呼びかけ確認する。

- (1) 家具の転倒防止
- (2) 落下物の除去
- (3) 出火防止
- (4) 備蓄食料・飲料水の確保

#### 5 避難活動（自主防災組織）

##### (1) 避難行動

ア 土砂災害警戒区域等の付近の住民に対して、事前避難、本部長の避難勧告、又は指示を伝達し、危険地域外のあらかじめ定められた避難地等へ避難誘導を行う。

避難状況を確認するとともに、その状況を地区拠点班に報告する。

イ 寝たきり老人、障害者等で避難の困難な者については、避難場所まで搬送する等支援を行う。

ウ 家屋の耐震強度が不十分な場合等、地震による被害が予想される場合は、最寄りの避難地及び付近の安全な空地等へ自主的に避難をする。

(2) 避難所の運営

東海地震予知情報（警戒宣言）発表時の主な措置は以下とする。

- ア 屋外の避難生活に必要なテント、ビニールシート等の準備
- イ 応急手当に用いる医薬品等、救護活動及び保健衛生活動等に必要な資機材の準備
- ウ 警戒宣言の発令期間が長期化し、食品・飲料水等の生活必需品に不足が生じた場合は、警戒本部等と連携し、その確保に努める。

6 社会秩序の維持

(1) 正確な情報収集

ラジオ、テレビ、防災行政無線、音声告知放送等による正確な情報の収集に努め、流言飛語の発生を防止して、社会秩序を乱すことのないように努める。

(2) 社会混乱の回避

生活物資の買い占め等の混乱が生じぬように、住民に対して呼びかけを行い、物資の公平で円滑な供給に協力する。

## 第18節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

【総務課・産業建設課】

### 第1 基本方針

施設等の整備はおおむね五箇年を目途で行うとし、具体的な事業施行等にあたっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮する。

### 第2 活動の内容

#### 1 避難施設等の整備

村は、計画的に避難施設等の耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を促進する施策を積極的に実施する。

#### 2 避難路の整備

村は、緊急輸送路等の整備とあわせて、避難路等の整備を計画的に行う。

#### 3 消防用施設の整備等

村は次に掲げる消防用施設及び消防用資機材の整備を行う。

- (1) 耐震性防火水槽の整備を計画的に進める。
- (2) 消防団詰所の改修等を促進する。
- (3) 消防用自動車の更新及び消防用資機材の整備を計画的に進める。
- (4) 自主防災組織への消防用資機材の整備の充実を図る。

#### 4 緊急輸送を確保するために必要な道路の整備

村は、県の緊急輸送路計画と連携をとり、緊急輸送道路等、避難地、避難施設への輸送ルート整備を計画的に進める。

#### 5 通信施設の整備

村その他防災関係機関は情報の収集及び伝達計画にしたがい、地震防災応急対策を実施するために必要な通信施設を整備する。

通信施設の整備計画は次の通りである。

- (1) 村防災行政無線  
防災行政無線のデジタル化を計画的に進める。
- (2) その他の防災機関等の無線  
その他の地域防災無線等の整備を計画的に進める。

## 第19節 大規模な地震に係る防災訓練計画

【総務課】

### 第1 基本方針

村及び防災関係機関は、防災計画の熟知、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、強化地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を実施する。

### 第2 活動の内容

- 1 強化地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練は、少なくとも年1回以上実施する。
- 2 防災訓練は、警戒宣言前の準備体制から警戒宣言に伴う地震防災応急対策及び地震に対する災害応急対策を含めて行う。
- 3 村は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求める。
- 4 村は、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行う。
  - (1) 職員参集訓練及び本部運営訓練
  - (2) 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練

## 第6章 南海トラフ地震臨時の運用 (南海トラフ地震防災対策推進計画)

### 第1節 総則

#### 第1 目的

「南海トラフ地震に関する事前対策活動」は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条の規定に基づく南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）を中心に、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合にとるべき対策を定め、防災対策の推進を図ることを目的とする。

#### 第2 防災関係機関が地震防災応急対策として行う事務又は業務の大綱

震災対策編第1章第3節「防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱」のとおり。

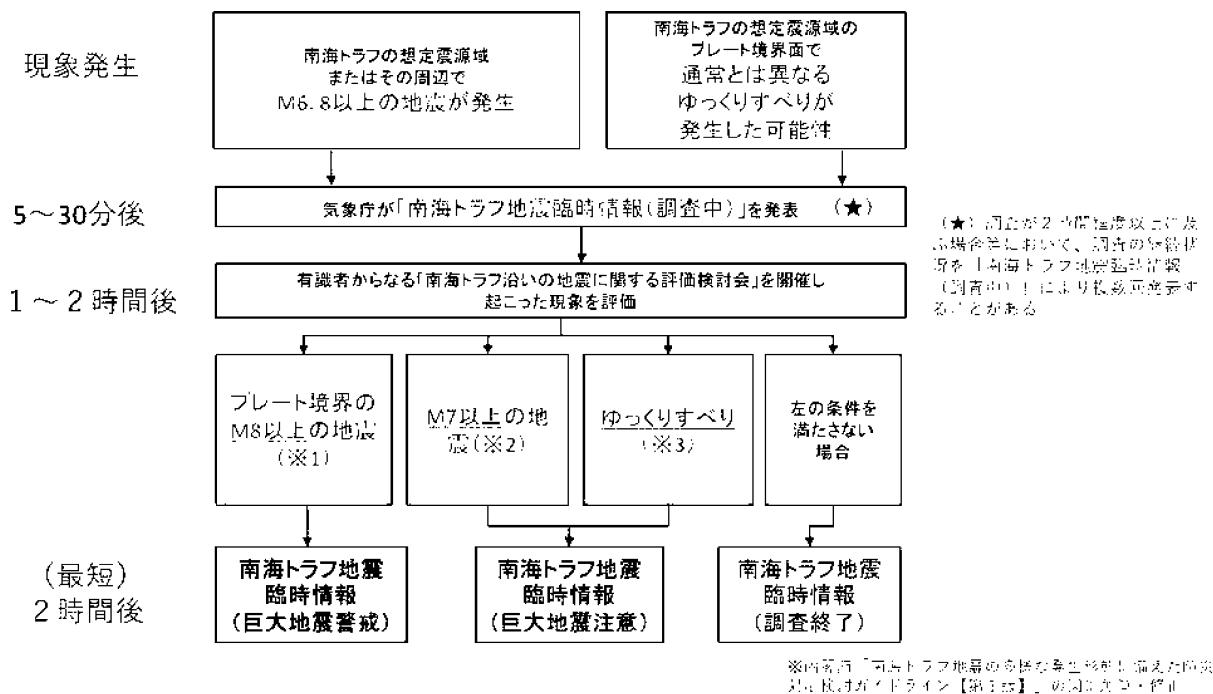
#### 第3 南海トラフ地震臨時情報について

##### 1 南海トラフ地震に関連する情報の名称及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"><li>○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合</li><li>○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合</li></ul>
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"><li>○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況等を発表する場合</li><li>○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし、臨時情報を発表する場合を除く）</li><li>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連開設情報で発表する場合がある</li></ul>

※ 南海トラフ地震臨時情報は、情報名のあとに「調査中」、「巨大地震警戒」、「巨大地震注意」、「調査終了」のキーワードを付記し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の形で情報発表される。

## 2 異常な現象を観測した場合の情報発表までの流れ



※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合(半割れケース)

※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝側外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合(一部割れケース)

※3 ひずみ計等で有様な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の震源域が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合(ゆっくりすべりケース)

## 第2節 南海トラフ地震臨時情報発表時の活動体制

【各課】

### 第1 活動体制

#### 1 南海トラフ地震臨時情報の種類ごとの活動体制

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、災害対策本部を設置し、南海トラフ地震臨時情報（調査中）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合、地震災害対策本部を設置する。

※ 災害対策本部体制は、震災対策編第3章第2節「非常参集職員の活動」を参照する。

※ 地震災害対策本部体制は、震災対策編第5章第2節「東海地震に関連する情報及び警戒宣言発令時の活動体制」を参照する。

情報名	活動体制	業務 内 容
南海トラフ地震臨時情報（調査中）	地震災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地震災害警戒本部の設置</li> <li>○南海トラフ地震臨時情報（調査中）の収集及び伝達</li> <li>○住民等に密接に関係のある事項の広報</li> </ul>
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等（※1）	地震災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地震災害警戒本部の設置</li> <li>○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の収集及び伝達</li> <li>○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容等の広報</li> <li>○後発地震に対して警戒する措置の実施</li> </ul>
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等（※2）	災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害対策本部の設置</li> <li>○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の収集及び伝達</li> <li>○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容等の広報</li> <li>○後発地震に対して警戒する措置の実施</li> <li>○災害応急対策に係る措置の実施</li> </ul>

※1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等：災害応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、

　　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容その他これらに関連する情報

※2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等：災害応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、

　　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容その他これらに関連する情報

#### 2 活動体制の終了時期

災害応急対策に係る措置をとるべき期間が終了したときは、活動体制を解除する。

#### 3 職員の参集

南海トラフ地震臨時情報の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表に接したときは、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集する。

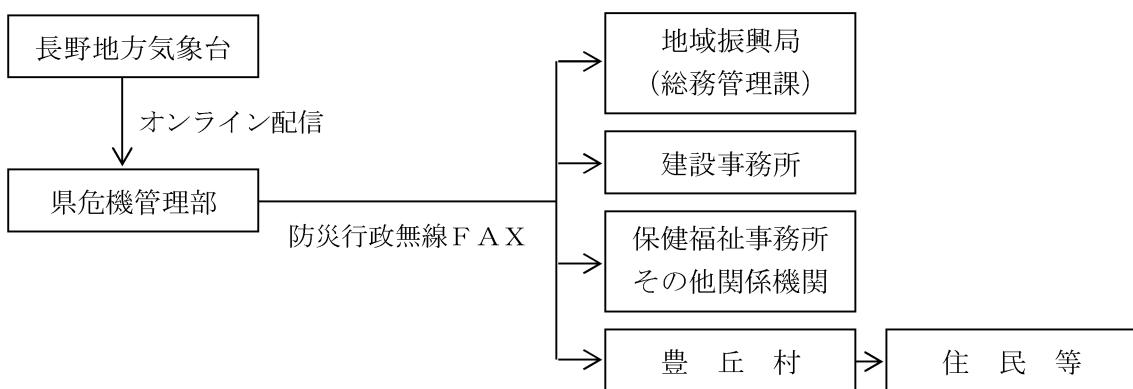
## 第3節 情報の収集伝達計画

【各課】

### 第1 南海トラフ臨時情報発表時の伝達

南海トラフ地震臨時情報の伝達については、次により迅速かつ的確に行う。

#### 1 伝達系統図



#### 2 勤務時間内及び勤務時間外・休日の伝達要領

勤務時間内及び勤務時間外・休日の伝達要領は、震災対策編第5章第3節「情報収集伝達計画」を参照する。

### 第2 応急対策実施状況等の情報収集・伝達

村、県、防災関係機関は、相互に連絡をとり、南海トラフ臨時情報発表時に実施する後発地震に対して注意する措置及び災害応急対策に係る措置等の状況の収集を行う。

#### ○県災害対策本部が収集する主な情報

調査事項	報告ルート
都市施設の状況	各施設管理者－市町村－建設事務所－県災害対策本部（建設部）
電話等の疎通状況、利用制限の状況	電気通信事業者－県災害対策本部（危機管理部）
金融機関の営業状況	金融機関－長野財務事務所－県災害対策本部（危機管理部） (農協－市町村－地域振興局－県災害対策本部) (農政部) (労働金庫－県災害対策本部) (健康福祉部) (その他の金融機関－地域振興局－県災害対策本部) (危機管理部)
道路の交通規制の状況・車両通行状況	東日本高速道路・中日本高速道路－県災害対策本部(建設部) 地方整備局－県災害対策本部(建設部) 市町村－建設事務所－県災害対策本部(建設部)
列車の運転状況、旅客の状況	J R 各社－県災害対策本部(企画振興部)
滞留旅客等の状況	市町村－地域振興局－県災害対策本部(危機管理部)

## 第4節 広報計画

【総務課】

### 第1 基本方針

南海トラフ地震臨時情報に関して、その発表される情報の種類に応じて、広報活動を実施する。

### 第2 活動の内容

#### 1 【村が実施する計画】

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、次により広報を行う。

##### (1) 広報内容

ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合

(ア) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の内容

(イ) 住民等に密接に関係のある事項

イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等

(ア) 南海トラフ臨時情報（巨大地震注意）等の内容

(イ) 交通に関する情報

(ウ) ライフラインに関する情報

(エ) 生活関連情報等地域住民等に密接に関係のある事項

ウ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等

(ア) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容

(イ) 交通に関する情報

(ウ) ライフラインに関する情報

(エ) 生活関連情報等地域住民等に密接に関係のある事項

##### (2) 広報手段

関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、災害情報共有システム（L-ALET）、携帯端末の緊急速報メール機能、CATV、音声告知、メール配信、広報車等あらゆる広報手段を活用する。

##### (3) 問い合わせ窓口

住民等からの問い合わせに対応できるよう、問い合わせ窓口等の体制を整備する。

#### 2 【防災関係機関が実施する計画】

県及び村等から得た情報等について広報を実施するとともに、その有する責務に応じて住民に広報する。

また、広報活動を実施するにあたっては、報道機関との事前協定の締結等その的確かつ迅速な実施を可能にする措置を考慮する。

## 第5節 災害応急対策をとるべき期間

### 第1 基本方針

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、あらかじめ定める災害応急対策をとるべき期間の間、災害応急対策を実施する。

### 第2 災害応急対策をとるべき期間

災害応急対策をとるべき期間は、発表された南海トラフ地震臨時情報の種類に応じて、次のとおりとする。

#### 1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合

南海トラフ地震沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地域は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間とおおむね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置を行う。

#### 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置を行う。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置を行う。

## 第6節 避難対策等

【健康福祉課】

### 第1 基本方針

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合にとるべき避難対策等について、あらかじめ検討を行う。その際、避難行動の方法や避難先の選定に関する意向について、必要に応じて住民の意見を十分に聴くものとする。

### 第2 活動の内容

#### 1 地域住民等の避難行動等

##### (1) 土砂災害に対する避難行動等

南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合にとるべき後発地震に対する警戒措置について、主に土砂災害警戒区域内に居住する住民と意見交換を行いながら、身の安全を守る等の防災対応の検討を促す。

また、主に土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対しては、施設管理者に対して、入居者の身の安全を守る等の防災対応の検討を促す。

##### (2) 住宅の倒壊、地震火災に対する避難行動等

住宅の耐震化は、突発的に発生する大規模地震への備えにもつながることから、日頃からその対策の重要性を、住民に呼びかけ、積極的に耐震化を推進する。

また、現に耐震性の不足する住宅に居住し、不安のある住民に対しては、知人宅や親類宅への避難について、あらかじめ検討を促す。

#### 2 避難先の確保

##### (1) 避難所の受入れ人数の把握

ア 住民が避難する場合は、知人宅や親類宅等への避難を促すことを基本とするが、それが難しい住民に対して、村は、あらかじめ避難者数を想定しておく。

イ 要配慮者については、福祉避難所など健常者とは異なる避難所の確保が必要となるため、健常者と要配慮者を分けて人数を想定しておく。

ウ 宿泊者、観光目的の滞留旅客等については、宿泊施設等関係者と、運航している公共交通機関の最寄りの乗降場所まで輸送する等帰宅方法をあらかじめ検討しておき、必要に応じて、帰宅できない見込み数を想定の受入れ人数に加えておく。

##### (2) 避難所候補リストの作成

ア 後発地震の発生に伴う土砂災害、耐震性の不足等の想定される危険を避ける観点から、後発地震の発生時に想定されるさまざまなリスクに対して、できるだけ安全な施設を避難所として利用する。

イ 各避難所の収容人数については、1週間を基本とした防災対応期間中の避難生活に支障を来さない広さを確保することを念頭に、避難者1人あたりの面積を適切に定め、各避難所で確保できる面積に応じた収容人数を整理する。

ウ 避難所候補リストを作る際は、以下の例も参考に、避難所として使用する優先順位の検討に必要な情報を整理する。

- (ア) 施設名、住所、面積、収容人数
- (イ) 管理者、管理者の連絡先（複数名選定を推奨）
- (ウ) 耐震性（想定される最大震度に対する建物の安全性）の有無
- (エ) 非構造部材の落下防止対策の有無
- (オ) 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、土砂災害危険箇所か否か
- (カ) 学校の状況（授業継続又は休校）
- (キ) 周辺の避難場所からの移動距離
- (ク) 要配慮者の受け入れ可否（福祉避難所としての機能を有しているか）
- (ケ) 冷暖房、テレビ、パーティション等の設置状況
- (コ) 食料、日用品等の備蓄状況及び近隣の食料、日用品等を確保できる商店の状況

（3）避難所の選定

避難所の選定について次の事項に留意して、避難所の選定を行う。

ア 前項で作成した避難所候補リストに基づき、要配慮者に対しては、避難所の環境が整っている避難所を割り当てる、要配慮者以外の住民に対しては居住地域の近くの避難所を割り当てる等、住民のニーズや各施設の状況を踏まえた利用者の属性や居住地域に応じた避難所を選定する。

イ いかなる避難先であっても、地震発生時のあらゆるリスクを完全に除去することは困難なため、住民にそれを理解してもらったうえで避難を実施してもらう必要があることに留意する。

（4）避難所が不足する場合の対応

ア 検討結果として避難所の不足が見込まれる場合は、広域の避難や、旅館、企業の会議室等民間施設の利活用、周辺市町村と連携した避難等、さらなる避難先の確保を行う。

イ 住民に対しては、避難所としてなるべく知人宅や親類宅等を活用することをさらに呼びかけ、必要があれば避難方法の意向調査を再度行い、想定される避難所の利用者等を精査した上で、避難計画を検討する。

ウ あらゆる検討を行った上で、それでも避難所が確保できない場合は、避難所の廊下やロビー等の活用、グラウンドや駐車場での車中泊やテント泊などあらゆる手段の検討を行う。

エ 避難生活に伴うエコノミークラス症候群等、健康への影響が懸念されることから、避難者の健康に十分に配慮する。

オ 災害等の状況に応じて、社会福祉施設等の空きスペースの活用や定員を超過して要配慮者等を受入れることについて検討する。なお、定員を超過して受入れる場合も入所者等の処遇に支障が生ずることのないように十分に配慮する。

### 3 避難所の運営

避難所の運営は、避難者が自ら行うことを基本とし、村は住民とともに、あらかじめ避難所を運営する際の体制や役割について検討を行う。

また、被災後の避難ではないため、必要最小限のものを各自で準備することを基本とする。

## 第7節 住民の防災対応

### 第1 基本方針

大規模地震の発生時期等を明確に予測できないこと、地震発生時のリスクは、住んでいる地域の特性や建物の状態、個々人の状況により異なるものであることから、地震発生可能性と防災対応の実施による日常生活への影響のバランスを考慮しつつ、一人ひとりが、自助に基づき、災害リスクに対して「より安全な防災行動を選択」していくという考え方を社会全体で醸成していくことが重要である。

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、日常生活を行いつつ、住民一人ひとりが防災対応を検討・実施することを基本とし、その際、県及び市町村は必要な情報提供を行う等その検討・実施について支援を行う。

### 第2 住民等の防災対応

#### 1 南海トラフ臨時情報発表前に実施する事項

住民は、南海トラフ地震臨時情報発表時に、あわてて水・食料等の備蓄や家具の固定をすることがないよう、日頃からの突発地震への備えについて住民一人ひとりが検討・実施する。

#### 2 南海トラフ地震臨時情報発表後に実施する事項

- (1) 住民は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、家具の固定状況、非常用持出袋、避難場所や避難経路、家族との安否確認方法等の、日頃からの地震への備えを再確認することにより、後発地震が発生した場合に被害軽減や迅速な避難行動を図る。
- (2) 観光客は、観光を行いつつ、後発地震に備え、必要な情報の収集や地震発生時の注意点を再確認する。
- (3) 住民及び観光客は、日常生活を行いつつ、地震が発生した場合に危険性が高い場所を避ける、できるだけ安全な部屋で就寝する等、個々の状況に応じて、可能な範囲で、一定期間、できるだけ安全な行動をとる。また、ハザードマップ等を活用し、土砂災害等の危険性が高い地域を把握する。日常的に通行する道路周辺のブロック塀の倒壊等の危険性等を確認しておく等、地震に対して警戒する。

## 第8節 企業等対策計画

### 第1 基本方針

企業等は、地震発生時期等の確度の高い予測は困難であり、完全に安全な防災対応を実施することは現実的に困難であることを踏まえ、日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げることを基本に、個々の状況に応じて適切な防災対応を実施したうえで、できる限り事業を継続することを基本とする。

### 第2 企業等の防災対応の検討

#### 1 防災対応を検討する手順

南海トラフ地震臨時情報が発表された際に取るべき防災対応について、以下の手順にしたがって検討する。

- (1) 南海トラフ地震を想定して策定している自社の事業継続計画（B C P）を確認し、自社の脆弱性をまず把握する。
- (2) その上で、今回検討する防災対応の前提となる、南海トラフ地震臨時情報発表時の社会状況等の諸状況を確認する。
- (3) これらを踏まえて、南海トラフ地震臨時情報発表時に、情報別にとるべき防対応を具体的に検討する。

#### 2 南海トラフ地震に関する事業継続計画（B C P）の確認

- (1) 南海トラフ地震に関する事業継続計画（B C P）は、後発地震に備えて取るべき防災対応を検討する際に有効であるため、その確認を実施する。
- (2) 事業継続計画（B C P）未策定の企業については、速やかに策定することの他、事前の防災・減災対策を講ずるなど防災対応力を強化することが望ましい。

#### 3 防災対応検討の前提となる諸条件の確認

- (1) 南海トラフ地震臨時情報の種類ごとに、発表時に想定されるライフルайнの状況等を確認し、事業継続にあたっての影響を想定する。
- (2) 個々の企業等の地理的条件を確認し、防災対応を検討する際に踏まえるべき、自社の位置における住民の行動を把握する。

#### 4 企業等の防災対応（巨大地震注意対応）の検討

企業等の南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等発表時の防災対応について、個々の状況に応じて、日頃からの地震への備えを再確認する等、後発地震に備えて注意した防災対応を検討する。

## 5 企業等の防災対応（巨大地震警戒対応）の検討

### (1) 必要な事業を継続するための措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等発表後、一部地域の避難や被害を踏まえ、人的・物的資源が一部制限されている中で、企業活動を1週間どのように継続するか検討する。

### (2) 日頃からの地震への備えの再確認等警戒レベルを上げる措置

企業等は、突発地震に備えて、日頃から対策を行っておくことが重要であり、その上で、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に、これらの日頃からの地震への備えを再確認し、地震が発生した場合に速やかに必要な防災対応が行えるようにしておこう。

また、日頃からの地震への備えの再確認の例は、以下の措置とし、これらの措置については、後発地震への備えとして、企業等の立地する地理的条件や業種の違いにかかわらず、すべての企業等が検討することが望ましい。

ア 安否確認手段の確認

イ 什器の固定・落下防止対策の確認

ウ 災害物資の集積場所等の災害拠点の確認

エ 発災時の職員の役割分担の確認

### (3) 施設及び設備等の点検

地震が発生した場合に被害が生ずるおそれのある施設及び緊急的に移動しないといけない設備等について点検に関する措置を検討する。

また、社会的に及ぼす影響の大きな不特定多数の者が利用する施設、危険物を取扱う施設等を管理又は運営する企業については、第三者に危害を及ぼさないよう必要な点検を確実に実施する。

### (4) 地震に備えて普段以上に警戒する措置

地震による被害軽減や早期復旧を図るため、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等発表時に行う日頃からの地震への備えの再確認等に加え、個々の企業等の状況を考慮した上で必要に応じて、同情報発表後に後発地震発生に備えて普段以上に一定期間継続的に警戒した防災行動を行う措置を検討する。

一定期間継続的に実施する警戒措置の例は、以下の措置とし、これらの措置のうち、突発地震に備えた防災対策に加え、既存のBCP等も参考に、同情報発表時に実施することで一時的に企業活動が低下するものであったとしても、後発地震が発生した場合にトータルとして被害軽減・早期復旧できる措置があれば、その実施を推奨する。

ア 荷物の平積み措置

イ 燃料貯蔵や車両燃料の常時満タン化

ウ サプライチェーンにおける代替体制の事前準備

エ 製品在庫の増産や原材料・部品の積み増し

オ ヘルメットの携行の徹底

カ 定期的な重要データのバックアップ

キ 速やかに作業中断するための準備

(5) 地域への貢献

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等発表時には、普段から取り組んでいる企業活動の延長として、企業の強みを活かして、地域において取られている避難等の防災対応に対する支援を地方公共団体と連携して実施する。

また、それぞれの企業等において、日頃からの自主防災組織との協働体制を構築し、非常食や資機材の提供等について検討するものとする。さらに、避難誘導や要配慮者に対する支援等を実施することができる体制を検討しておく。

(6) 情報の伝達

南海トラフ地震臨時情報の内容等については、各企業内等において、確実に情報が伝達されるよう、その経路及び方法を具体的に定めるものとする。この場合、勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう留意する。

(7) 防災対応実施要員の確保等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に、各企業等の防災対応の実施に必要な要員については、伝達方法及び伝達手段の実態を勘案しながら、実施する防災対応の内容、その作業量、所要時間等を踏まえて、具体的な所要要員の確保について検討する。

また、各企業等の防災対応を迅速かつ的確に実施するため、必要に応じ指揮機能を持った組織を設置し、指揮命令系統、職務分担等の当該組織の内容を明確にし、企業内等にあらかじめ周知する。

## 第9節 防災関係機関のとるべき措置

【関係機関】

### 第1 基本方針

防災関係機関は、南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、個々の状況に応じて、後発地震に対して警戒する措置を行うものとし、その措置についてあらかじめ計画に定める。

### 第2 活動の内容

#### 1 消防機関等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び消防団が出火及び混乱の防止等につき、その対策を実施する。

#### 2 警備対策

県警察本部は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、次の事項を重点として犯罪及び混乱の防止に関する措置を講ずる。

- (1) 正確な情報の収集及び伝達
- (2) 不法事案等の予防及び取締り
- (3) 地域防犯団体、警備事業等の行う民間防犯活動に対する指導

#### 3 水道、電気、ガス、通信、放送関係

##### (1) 水道

飲料水の供給が、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても災害応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであることから、飲料水の供給の継続を確保することが不可欠であるため、必要な飲料水を供給するために必要な体制を整備する。

##### (2) 電気

電力事業者は、電気の供給が、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても災害応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであることから、電気の供給の継続を確保することが不可欠であるため、必要な電力を供給するために必要な体制を整備する。

##### (3) ガス

ガス事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても、ガスの供給を継続するものとし、必要なガスを供給するために必要な体制を整備する。

##### (4) 通信

電気通信事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても、災害応急対策活動や安否確認の基礎となる通信の確保を行うことが不可欠であるため、通信の維持に関する必要な体制の確保に加え、災害用伝言サービス等の安否確認に利用されるサービスの活用に向けた当該サービスの運用、周知等を実施する。

(5) 放送

- ア 放送は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の正確かつ迅速な伝達のために不可欠のものであるため、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の正確かつ迅速な報道に努める。この場合において、放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表及び後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即応した体制の整備を図る。
- イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、放送事業者は関係機関と協力して、推進地域内の地域住民等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、火災防止等、後発地震に備えた被害軽減のための取組み等、地域住民等が防災行動等をとるために必要な情報の提供に努めるよう留意する。なお、情報の提供にあたっては、聴覚障害者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用に努める。

4 金融対策

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合及び後発地震の発生に備えた、金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等の準備措置を実施する。

5 交通

村は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供する。

6 防災関係機関が自ら管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

- (1) 村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、道路管理上必要な措置を講ずる。
- (2) 村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、庁舎等公共施設のうち、後発地震の発生後における災害応急対策の実施上大きな役割を果たすことが期待できるものについて、その機能を果たすため、必要な措置を講ずる。この場合において、非常用発電装置の準備、水や食料等の備蓄、コンピューター・システム等重要資機材の点検その他所要の措置を実施するための体制を整備する。
- (3) 防災関係機関は、各施設について、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の緊急点検、巡視の実施必要箇所を選定し、必要な実施体制を整備する。
- (4) 防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上実施すべき措置を講ずる。

## 第10節 関係機関との連携協力の確保

【総務課】

### 第1 基本方針

防災対応の実効性を高めるためには、企業等が防災対応を検討・決定する際、防災対応の期間の経過後にも大規模地震発生の可能性がなくなるわけではないことや、防災対応の内容によっては企業活動に影響が出てくること等を踏まえ、あらかじめ従業員等一人ひとりが考え、防災対応を実行することの意義を理解しておくことが重要である。

また、村、県、防災関係機関及び企業等の各主体の防災対応は、さまざまなところで相互に関係するため、地域内で各主体の防災対応が調和を図りながら実行できるよう、防災対応を検討・決定する段階から、必要に応じて、情報共有や協議等を行う場を地域で整備・活用する。

### 第2 交通インフラやライフライン

日常生活に密接に関係する交通インフラやライフラインについては、あらかじめ検討した防災対応について、地域住民や利用者等に周知する。また、自社の防災対応についてステークホルダーに事前に周知しておく。

### 第3 滞留旅客等に対する措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を講ずる。

## 第11節 地震防災上必要な教育及び広報活動計画

【総務課】

### 第1 基本方針

村は、南海トラフ臨時情報が発表された場合、住民があわてて地震対策をとることがないよう、機会を捉えて、日頃からの地震への備え等について周知することが重要である。

また、住民は南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、日常生活を行いつつ、一定期間、できるだけ安全な行動をとることが重要であり、普段以上に地震に備えて警戒するという心構えを持つことが必要である。

そのため、村は、南海トラフ地震臨時情報の発表により、大規模地震の発生の可能性が相対的に高まったと評価された場合、ただちに地震が起きるといった誤解により、避難者の殺到等の社会的混乱が発生しないように努めるとともに、あらゆる機会を捉えて、南海トラフ地震臨時情報等の内容や、情報が発表された場合に取るべき対応について広報に努め、実際に防災対応をとる際に、住民が情報を正しく理解し、あらかじめ検討した対応を冷静に実施できるよう広報を行う。

### 第2 活動の内容

#### 1 職員等に対する防災上の教育

職員等に対して、その果たすべき役割等に相応した地震防災上の教育を実施するものとし、次の内容をその実施内容として行う。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震（巨大地震警戒）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- (3) 地震に関する一般的な知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (5) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (6) 南海トラフ地震対策として現在講じられている対策に関する知識
- (7) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

#### 2 住民等に対する防災上の教育

過去に発生した東南海・南海地震等による被害の状況や、今後の南海トラフ地震により想定される被害、南海トラフ地震に係る防災意識の普及・啓発に努めるとともに、地域住民等が国からの指示が発せられた場合等に的確な判断に基づいた行動ができるよう、教育・広報を実施し、その内容は次のとおりとする。

さらに、教育及び広報の実施にあたって、地震対策の実施上の相談窓口を設置する等具体的に地域住民等が地震対策を講ずる上で必要とする知識等を与えるための体制の整備について留意するとともに、現地の地理に不案内な観光客等に対しては、パンフレットやチラシを配付したり避難誘導看板を設置したりするなどして、避難場所や避難経路等についての広報を行うよう留意する。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- (3) 地震に関する一般的な知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- (5) 正確な情報の入手方法
- (6) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (7) 各地域における土砂災害警戒区域等に関する知識
- (8) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- (9) 地域住民等自ら実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- (10) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施